

広島弁護士会沿革誌

(2) 明治編・続

附・「代書人取締規則」(明治三六年広島県令第一〇二号)

に基づく代書人組合

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増田修

目次

- 一 はじめに
- 二 広島弁護士会の沿革
- 三 広島弁護士会の運営
- 四 広島控訴院管内弁護士大会……………(以上前々号)
- 五 会員の政治活動……………(以下本号)
- 六 会員の異動
- 七 会員の非行
- 八 広島における代書人組合
- 九 おわりに

五 会員の政治活動

(注) 「会員の政治活動」の項は、次の著作を参考にした。

① 広島県会編『広島県会沿革誌』上巻・中巻・下巻(広島県会・一九一七年)

② 広島県内務課編『広島県会支部会郡部会沿革誌』(広島県内務課・一九一三年)

③ 広島市役所編『広島市史』第四卷(広島市役所・一九二五年、名著出版・一九七二年復刻)中の「第五期・第二紀・第五章 議政機関」

- ④八谷萬一『広島県政史話』上巻・中巻・下巻(自筆原稿・一九三一年、広島県立文書館所蔵)
- ⑤池田邦夫『地方憲政史話(三二)三四』(『地方行政』第四〇巻第七号)第一〇号、一九三二年)
- ⑥広島県編『府県制発布五十周年記念誌』(広島県・一九四〇年)
- ⑦広島県警察部編『広島県警察史』警察協会広島支部・一九四一年)中の「第二編・第二章・第十二節 明治時代に於ける政治警察」
- ⑧広島県議会議務局編『広島県議会議史』第一巻(広島県議会議・一九五九年)中の「附表 県議会議員定数変遷と交迭表・衆議院議員総選挙」
- ⑨広島市役所編『新修広島市史』第七巻(広島市役所・一九六〇年)中の「第三部 広島市要職一覧」
- ⑩広島県議会議務局編『広島県議会議史』第二巻(広島県議会議・一九六〇年)中の「附表 県議会議史年表・県議員累年表」
- ⑪広島県議会議務局編『広島県議会議史』第三巻(広島県議会議・一九六二年)中の「第二章・第四節 常置委員会と参事会」
- ⑫広島市役所編『新修広島市史』第五巻(広島市役所・一九六二年)中の「第一部 年表」
- ⑬広島県議会議務局編『広島県議会議史』第四巻(広島県議会議・一九六三年)中の「第五章 県会と政党」
- ⑭広島県議会議務局編『広島県議会議史』第五巻(広島県議会議・一九六四年)中の「第四章・第二節 歴代当選議員得票数」
- ⑮公明選挙連盟編『衆議院議員選挙の実績』第1回(第30回) (公明選挙連盟・一九六七年)
- ⑯広島県警察史編纂委員会編『広島県警察百年史』上巻(広島県警察本部・一九七一年)中の「第一編・第五章・第一節 高等警察関係」
- ⑰広島県編『広島県史』近代現代資料編1(広島県・一九七三年)中の「第三部・Ⅲ 県政と政党」
- ⑱広島県編『広島県史』近代1(広島県・一九八〇年)中の「Ⅴ・四 政党の成立と県政の推移」
- ⑲広島県編『広島県史』年表(広島県・一九八四年)
- ⑳広島市議会議編『広島市議会議史』新聞資料編(広島市議会議・一九八五年)
- ㉑広島市議会議編『広島市議会議史』大正・昭和(戦前)編(広島市議会議・一九八七年)中の「第一部・第一章・第三節 新市制制定の内容と意義」および「第一部・第三章・第二節 市議会議員の基盤と選挙」
- ㉒広島市議会議編『広島市議会議史』議事資料編Ⅱ(広島市議会議・一九八七年)中の「付録1 歴代市議會議員名簿」
- ㉓広島市議会議編『広島市議会議史』昭和(戦後)編(広島市議会議・一九九〇年)中の「付録1 歴代市議會議長・副議長および市議會議員名簿」

②4 広島市議会編『広島市議会史』総論・明治編（広島市議会・一九

九〇年）中の「Ⅱ・第二部・第二章・第二節 第一回市会議員選挙」

②5 衆議院・参議院編『議會制度百年史』院内会派編・衆議院の部

（大蔵省印刷局・一九九〇年）

1 衆議院議員

広島弁護士会・広島代言人組合の会員で、明治年間に行われた衆議院議員総選挙（第1回：明治二年七月一日～第11回：明治四五年五月一日）において、広島県の選挙区で衆議院議員に当選した者、ならびにその在任期間と所属会派は、次の通りである。

総選挙回数 (明治年月)	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
① 渡邊又三郎	○	○			○						
② 野平穰			○								
③ 山内吉郎兵衛						○					
④ 森田卓爾							○	○	○		
⑤ 富島暢夫							○	○	○	○	
⑥ 横山金太郎										○	
⑦ 世良静一										○	
○ 花井卓藏						○			○	○	
○ 串本康三						○		○	○	○	
○ 早速整爾							○		○	△	○

(注1) 野平穰(明治一六年七月東京代言免許、大阪弁護士会員)は、明治一九年五月から明治二〇年七月まで、広島代言人組合員であった。

(注2) 花井卓藏(明治三年一二月横浜代言免許、東京弁護士会員)は、広島県出身なので、参考に収録した。

(注3) 串本康三(印刷業)は自由党・憲政党系で、早速整爾(芸備日日新聞主筆)は進歩党・憲政本党系である。早速と串本は、広島市選挙区で死闘を繰り返すライバルであったが、第二回・第一三回総選挙において早速の方が勝利して終わった。両者は、弁護士ではないが、参考に収録した。▲は当選したが、明治四二年七月選挙無効となり、△は明治四二年七月、その再選挙で当選。

(注4) 広島県の選挙区については、九区一〇名定員制(第一区の広島区・安芸郡は定員二名)は、明治三二年八月第六回総選挙まで続き、明治三五年八月第七回選挙から大正六年四月第二三回選挙までは、市部(広島市一名、尾道市一名)二名、郡部一〇名制による選挙が続いた。

- ① 渡邊又三郎 第1回(明治三三・七・一)明治三四・一二・二五、無所属↓協同倶楽部↓無所属↓独立倶楽部・第2回(明治二五・二・一五)明治二六・一二・三〇、無所属↓中央交渉部↓井角組)・第5回(明治明治三二・三・一五)明治三三・一六・一〇、無所属↓山下倶楽部↓無所属)
- ② 野平穰 第3回(明治二七・三・一)明治二七・六・二、自由党↓弥生倶楽部)
- ③ 山内吉郎兵衛 第6回(明治三二・八・一〇)明治三五・八・九、憲政党↓無所属↓帝国党↓無所属)
- ④ 森田卓爾 第7回(明治三五・八・一〇)明治三五・一二・二八、憲政本党)・第8回(明治三六・三・一)明治三六・一二・一一、憲政本党)・第9回(明治三七・三・一)明治四一・三・二六、憲政本党)
- ⑤ 富島暢夫 第7回(明治三五・八・一〇)明治三五・一二・二八、立憲政友会)・第8回(明治三六・三・一)明治三六・一二・一一、立憲政友会↓無所属↓同志研究会↓無所属↓交友倶楽部)・第9回(明治三七・三・一)明治四一・三・二六、無所属↓同政会↓無所属↓政友倶楽部↓無所属↓猶興会)・第10回(明治四一・五・一五)明治四五・五・一四、猶興会↓又新会↓立憲政友会)・第13回(大正六・四・二〇)大正九・二・二六、立憲政友会↓維新会↓新政会↓清和倶楽部↓新政会)
- ⑥ 横山金太郎 第10回(明治四一・五・一五)明治四五・五・一四、立憲政友会↓又新会↓立憲政友会↓無所属)・第12回(大正四・三・二五)大正六・一・二五、中正会↓憲政会)・第13回(大正六・四・二〇)大正九・二・二六、憲政会)・第14回(大正九・五・一〇)大正一三・一・三一、憲政会)・第15回(大正一三・五・一〇)昭和三・一・二二、憲政会↓新党倶楽部↓立憲民政党)・第16回(昭和三・二・二〇)昭和五・一・二二、立憲民政党)・第17回(昭和五・五・二〇)昭和七・一・二二、立憲民政党)・第18回(昭和七・二・二〇)昭和一一・一・二二、立憲民政党)・第19回(昭和一一・二・二〇)昭和一二・三・三一、立憲民政党)
- ⑦ 世良静一 第10回(明治四一・五・一五)明治四五・五・一四、無所属↓戊申倶楽部↓立憲政友会)
- ⑧ 花井卓藏 第6回(明治三二・八・一〇)明治三五・八・九、無所属)・第7回(明治三五・八・一〇)明治三五・一二・二八、無所属)・第9回(明治三七・三・一)明治四一・三・二六、無所属↓同政会↓無所属↓政友倶楽部↓無所属↓猶興会)・第10回(明治四一・五・一五)明治四五・五・一四、猶興会↓又新会↓無所属)・第11回(明治四五・五・一五)大正三・一・二五、無所属↓同志会(亦楽会)↓亦政会(中正会)・第12回(大正四・三・二五)大正六・一・二五、中正会↓無所

属↓公正会）・第13回（大正六・四・二〇）～大正九・二・二六、無所属
↓無所属団（公正倶楽部）

○串本康三 第6回（明治三一・八・一〇）～明治三五・八・九、憲政党
↓無所属↓立憲政友会・第8回（明治三六・三・一）～明治三六・一
二・一一、立憲政友会↓無所属）・第10回（明治四一・五・一五）～明治
四二・七・五選挙無効、立憲政友会）・第11回（明治四五・五・一五）～
大正三・一・二五、立憲政友会

○早速整爾 第7回（明治三五・八・一〇）～明治三五・一・二二八、無
所属）・第9回（明治三七・三・一）～明治四一・三・二六、無所属↓無
名倶楽部↓無所属↓同政会↓無所属↓政友倶楽部↓無所属↓猶興会・
第10回（明治四二・七・五再選挙）～明治四五・五・一四、又新会↓無所
属・第11回（明治四五・五・一五）～大正三・一・二五、無所属↓同
志会（亦楽会）↓亦政会（中正会）・第12回（大正四・三・二五）～大
正六・一・二五、中正会↓憲政会・第13回（大正六・四・二〇）～大正
九・二・二六、憲政会・第14回（大正九・五・一〇）～大正一三・一・
三一、憲政会・第15回（大正一三・五・一〇）～大正一五・九・一四死
亡、憲政会）

明治三三（一八九〇）年

帝国議会の開設にもなう、衆議院議員第一回総選挙は、明治
二三（一八九〇）年七月一日に行われた。広島県は、九選挙区・定
員一〇名（第一区の広島区・安芸郡は定員二名）であった。

渡邊又三郎（広島組合代人）は、当時、広島県議会副議長、同
市部会議長、広島市議会議長の要職を兼任しており、政友会（元
藩主浅野長勤の主唱により結成された、広島地方政党）の会員であつ
たので、第一区の候補者として、その推薦を受けていた（「芸日」
明治三三・四・一五）。しかし、政友会は、その頃は、内部分裂して
崩壊寸前で、渡邊又三郎も投票日直前には、政友会幹事を辞任す
るような状況にあり（「芸日」明治三三・六・二四）、政友会の支援は
期待できなかつた（「芸日」明治三三・六・二七）。それでも、渡邊は、
広島市（選挙者二五八人）では、五月七日、春和園において宴会を
催し、市吏員、市部県会議員、市会議員ら三〇余名を招き、山中
正雄（広島組合代人）が、「渡邊君を選挙するに、尽力あらん事を
望む」と訴え、伴資健広島市長らが「渡邊氏を議員に挙ぐる様、
尽力すべし」との決意を示した（「芸日」明治三三・五・九）。そして、
安芸郡（選挙者七四八人）では、尾形武三郎（県議会議員）など同郡
に縁故のある者を選んで進出し（『広島県警察百年史』上巻、四四七
頁）、自らは牛田村、中山村に乘込み、また海田市あたりには串本
康三などを派遣して、幾分の味方を作つたという（「芸日」明治二
三・五・九、明治三三・六・一四）。それらが功を奏し、渡邊は第一区
において、改進黨が推薦する豊田實頼に次いで当選した。

第一区の選挙結果は、次の通りである（「芸日」明治三三・七・四）。
五百六十七点 豊田實頼（改進黨→議員集会所）、四百七十三点 渡
邊又三郎（政友派↓無所属↓協同倶楽部↓無所属↓独立倶楽部）、三百

八点 藤田高之(改進黨)、百八十五点 佐々木亮之輔(政友派)、九十六点 山田一郎(改進黨)、三十七点 小玉道信(坂村村長)、二十四点 奥本數奇男(代言人)、十二点 佐々木高榮 八点 澤田七右衛門、その他六点以下 十七人

第二区く第九区の選挙結果(当選者)は、次の通りである(「芸日」明治三・七・一五)。

第二区 八田謹二郎(中立↓無所属↓協同倶楽部↓無所属↓独立倶楽部)、第三区 金尾稜巖(政友派↓無所属↓協同倶楽部↓無所属↓独立倶楽部)、第四区 赤川靈巖(中立↓大成会↓無所属↓独立倶楽部)、第五区 脇榮太郎(県議会議長、改進黨↓無所属↓巴倶楽部)、第六区 田邊三五郎(政友派↓立憲自由党↓弥生倶楽部)、第七区 佐竹義和(政友派↓大成会↓協同倶楽部↓無所属)、第八区 倉田準五郎(改進黨↓議員集会所)、第九区 三浦義建(中立↓大成会、明治三・一〇・二死亡) ↓井上角五郎(明治三・一・一二、大同派↓弥生倶楽部↓無所属↓協同倶楽部↓無所属)

渡邊は、広島県の代言人・弁護士中で、一番最初に衆議院議員となった者であるが、第二回・第五回総選挙でも当選した。その立場は、硬派・民党ではなく軟派・吏党(藩閥党)であるという(「芸日」明治二四・七・八、明治三二・五・二〇)。彼は、「法典実施延期戦」では、貴族院から回送されてきた「民法商法施行延期法案」に対し、明治二五(一八九二)年六月一〇日、衆議院本会議において、「司法大臣田中不二麻呂子の原案否決を希望する演説に次い

で、原案反対の意見を陳べ」た(穂積陳重「法窓夜話」、有斐閣、一九一六年。その発言は、「中国」明治二五・六・二六(一七)に収録)。渡邊は、その後、候補を串本康三に譲ったという(「日本現人名辞典」、同辞典発行所・一九〇〇年。後に、『明治人名辞典』Ⅱ上巻、日本図書センター・一九八八年に収録)。

(注1) 第一回衆議院議員総選挙の状況については、『広島県警察百年史』上巻に、八谷萬一『広島県政史話』上巻を引用して記述されている。

また、『芸備日日新聞』では、明治三三年四月以降、衆議院議員選挙に関する報道が増え、六月に入ると選挙区ごとに予想がなされている。「選挙状況」については、第一区は「芸日」明治三三・四・一五、明治三三・六・一〇、明治三三・七・四、第二区は明治三三・六・一五、第三区は明治三三・六・一七、第四区は明治三三・六・一八、第五区は明治三三・六・二四、第六区は明治三三・六・二二、第七区は明治三三・六・一九、第八区は明治三三・六・二〇、第九区は明治三三・六・二二、を参照されたい。そこには、候補者の政党・政派なども解説されている。選挙結果については、「芸日」明治三三・七・一(三)、明治三三・七・五(八)が欠落している。渡邊以外の代言人で、候補者として取り沙汰されたのは、第一区の奥本數奇男、第二区の中中正雄、第九区の山内吉郎兵衛、第

九区の白根淳六であるが、その中で実際に選挙に臨んだのは奥本山内に止まったようである。

(注2) 『広島県警察史』(一九四一年)では、当選者のうち、渡邊、八田、佐竹、三浦の四名は中立とされ、その外は改進黨三名(豊田、脇倉田)、自由派一名(赤川)、国民派一名(金尾)、大同派一名(田邊)とされている。しかし、赤川は、その後、立憲自由党・弥生倶楽部に入っていないので、本来は自由派ではない。

一方、『議會制度百年史』院内会派編・衆議院の部(一九九〇年)によると、第一回総選挙結果一覧には、広島政友会の当選者数四名(一名は田邊三五郎、他は不明)とあるので、選挙時の所属党派については、『芸備日日新聞』の報道による分類(政友派は渡邊、金尾、田邊、佐竹、改進黨は豊田、脇倉田、中立は八田、赤川、三浦)の方が正確と思われる。政友会は、主義主張の異なる者の寄せ集めであり、その中でも改進黨は立場を明確にしており、また、中立には様々な党派の者がいたのである。

(注3) 第二回帝國議會解散(明治二十四年二月二十五日)までの会派の異動は、『議會制度百年史』院内会派編・衆議院の部(一九九〇年)によると、次の通りである。大成会は、明治二十三年八月二日組織され、明治二十四年二月二六日解散した。立憲自由党は、明治二十三年八月二五設立され、明治二十三年八月二八日、同党と無所属議員によって、弥生倶楽部が組織された。議員集会所は、明治二十三年八月三〇日、立憲改進黨所属議員が設置した。協同倶楽部は、明治二十四年三月六日組織され、明治二十四年一月一九日解

散した。巴倶楽部は、明治二十四年一月中旬、無所属議員の一部が組織した。

(注4) 広島市議會事務局編『概説広島市議會史』(広島市議會事務局・一九七六年)は、第一回衆議院議員総選挙の広島第一区について、次のようにいう。「第一区からは、中立派の渡辺又三郎、改進黨の豊田実頼が当選した。渡辺は当時広島県会議員であり、広島市會議長でもある広島政界の大立者であった。広島市から立候補した者も他にあつたはずであるが、今はどこにも資料とするに足るものがなく、激戦の様相を知る由もない淋しさである。」(二五頁)と。

しかし、前記のように、『芸備日日新聞』には、第一回衆議院議員選挙について、広島第一区の選挙状況と選挙結果が報道されており、その紙面が残存しているのである。なお、その後、出された『広島市議會史』総論・明治編(一九九〇年)、『広島市議會史』新聞資料編(一九八五年)などでも、それらに触れることはない。

明治二四(一八九二)年〜明治三〇(一八九七)年

明治二五(一八九二)年一月の第二回総選挙から明治三二(一八九八)年三月の第五回総選挙では、民党に属する自由、改進黨両派は各地で勢力を振るつたが、広島県では、中立系議員が多くて、改進黨は振るわず、自由派は一定の勢力を維持していたものの、広島県での政界には殆ど影響は無かつたという。それは、県下民

衆の政治思想が未だ幼稚で、議會政治に対する熱意と関心が薄かったことの一証左と見ることが出来るという(『地方憲政史話』三二、九九頁、『広島県議會史』第四卷、九五頁―九六頁)。

自由派は、黨員天野確郎(弁護士)、三村司吉(中国新聞社員)、申本康三、小田貫一、金近秀之助、高野一步(弁護士)らが、懇談会、演説会を開き、党勢の維持、拡張に尽力していた(『芸日』明治二五・一〇・四、明治二五・一二・一七)。そして、明治二六(一八九三年一月)には、申本康三の發起によって、自由党広島支部を結成し(明治二六・一一・二八)、第三回総選挙では四名当選させた(内一名は弁護士野平穰)。しかし、自由派は次第に衰え、明治三〇(一八九七年九月、翌年の衆議院議員総選挙を控えて、本部より遊説員が来広したが、広島県支部は有名無実の状態で、一回の演説会も開くことが出来ずに引揚げた(『地方憲政史話』三三、七三頁、『広島県議會史』第四卷、九六頁―九八頁)。

一方、改進黨は、明治二七(一八九四年四月、岡山の大養毅らが改進黨から独立し、中国進歩党を組織すると、金尾稜巖はこれに従って脱党し、広島県下の改進黨派議員は、小鷹狩元凱一人になった。しかし、明治二九(一八九六年)二月、改進黨が進歩党に改組されたのを機に、金尾稜巖代議員が復帰し、旧改進黨員と進歩黨員の結束を計った。金尾は、明治三〇(一八九七年)八月、長屋謙二(弁護士・中国新聞社主)、三村司吉(中国新聞社員)、尾形武三郎(県會議員)、林十之助(弁護士・県會議員)、山中正雄(弁護士・

県會議員)など、共に、芸備倶楽部を組織し、同年八月二〇日、午後一時、真孤春和園において、発会式を挙行したが、来会した者は三百余名であった。先ず、高田似龍(弁護士)が開会の趣旨について演説し、次に、森川脩藏(県會議員)が議長となり規約を決議し、世話人として、森川脩藏、森田卓爾(弁護士)、岡崎仁三郎(弁護士)、山中正雄(弁護士)、高田似龍(弁護士)、畑喜一郎、高木幹吾、長屋謙二(弁護士)、林十之助(弁護士)、有末清治郎の一〇名を選んだ。それより、山中正雄(弁護士)、木下亮造の祝詞があり、次いで金尾稜巖が演説して、発会式を終わった(『芸日』明治三〇・八・一八、明治三〇・八・二二)。芸備倶楽部には、多くの県會議員が参加し、伴資健(広島市長)、早速整爾(芸備日日新聞主筆)、森田卓爾(弁護士)など、広島県下の政界の錚々たる人物を擁し、進歩党の党勢は俄に隆盛となったという(『地方憲政史話』三三、一〇〇頁、『広島県議會史』第四卷、九七頁―九八頁)。

ところが、明治三一(一八九八年)三月の第五回衆議院議員総選挙では、自由党から三名が当選したのに対し、進歩党からは二名当選(内一名は選挙後に入党した)に止まった。

(注) 第一回―第五回の広島県衆議院議員選挙結果は、『地方憲政史話』三二(九九頁)、『衆議院議員選挙の実績』(一八五頁―二三八頁)、『広島県議會史』第一卷(一二四頁―一二四七頁)、『広島県議會史』第四卷(九五頁)、『芸備日日新聞』(明治三三・七・一二、明治

二三・七・一五、明治二四・七・八、明治二五・二・一九、明治二六・一・二九、明治二七・三・六、明治二七・九・五、明治三二・三・一八)に掲載されているが、所属党派は、選挙後の議会における所属によっていたり、中立についての評価が異なるためか、必ずしも一致しない。

明治三一(一八九八)年

明治三一(一八九八)年六月二三日、薩長藩閥政権打倒のため自由党と進歩党が合同し、憲政党が結成された。広島においても、憲政党広島支部が結成されたが、この時ほど、多数の弁護士が、政治活動において、その主導権を執ったことはない。

広島においては、明治三一(一八九八)年七月一日午前八時より、広島県会議事堂において憲政党広島支部発会式が挙行された(来会者五百余名)。先ず、発起人岡崎仁三郎(弁護士)が登壇して発会の辞を述べ、続いて会長の推薦を求め、中尾捨吉(弁護士)を会長とした。次いで、会長は書記に宣言および綱領を朗読させ、次に支部規則を議定し、次の決議案が異議なく決議された(「芸日」・「中国」明治三一・七・一九)。

一、今回の総選挙に付き、候補者の推薦は当支部幹事及常議員に於て選定し、極力之れを援助する事。

一、我党の前代議士は、成るべく之れを再選せしむる事。

次に、会長は規則に基づき、幹事に長屋謙二、岡崎仁三郎、高

広島弁護士会沿革誌 (2)明治編・続

田似龍、高野一步、中尾捨吉、森田卓爾を選定した(注、以上の五名は、全員弁護士である)。

次に、支部規則による常議員は、各郡市において選定し、五日間を期して支部に届出ること、した。

次いで、会長は書記に、大隈重信、板垣退助を始めとする、各地より来た多数の祝詞、祝電を朗読させた。

それより、本部より派遣された江藤新作が、高野一步(弁護士)の紹介で登壇して、今日藩閥政府が斃れて憲政党内閣が勃然として起ったのは、偶然ではなく、自然の結果であると力説するなど、数番の演説があり、式が終わったのは正午一二時であった。

当日午後八時より、小網町笹置座において、憲政党大演説会が開かれ、聴衆は無慮千八百余名に達したという(「芸日」・「中国」明治三一・七・一九)。

第一席は高野一步(弁護士)「開会の趣旨」、第二席は石川一郎「選挙権と立憲国民」、第三席は高田似龍(弁護士)「所謂超然内閣」、第四席は藤井公道(弁護士)「吾人の希望」、第五席は改野耕三(憲政党本部派遣員)「吾党の責任」、第六席は岡崎仁三郎(弁護士)「第二維新」、第七席は江藤新作(憲政党本部派遣員)「藩閥内閣仆れ政党内閣起る」であった。

しかし、同年一〇月二十九日、憲政党は分裂し、旧自由党系は、新たに憲政党を結成した。これに対し、旧進歩党系は、同年一月三日、憲政本党を結成した。広島においては、同月五日、旧進

歩党系の長屋謙二(弁護士)、岡崎仁三郎(弁護士)、高田似龍(弁護士)、中尾捨吉(弁護士)、森田卓爾(弁護士)および藤井公道(弁護士)は、憲政党広島支部を解散し、憲政本党広島支部を結成し(芸旦「明治三二・一一・八」、同月二三日午後三時より、真孤春和園において憲政本党広島支部大会を開き、支部規則、幹事その他について承認した(芸旦「明治三二・一一・二五」)。

広島においては、旧自由党系は劣勢であり、やつと翌明治三二(二八九九)年一月一四日、高野一步(弁護士)らが憲政党広島支部結成を届出した(『広島県政史話』中巻、『広島県史』年表、五三七頁)。

憲政党広島支部の発会式は、同年五月一八日午後二時より、真孤春和園において行われ、支部規則を議定し、幹事に串本康三、高野一步(弁護士)、友村憲一を指名した(「中国」明治三三・五・二〇)。

その間、明治三二(二八九八)年八月一〇日、第六回衆議院議員

総選挙が行われ、弁護士では、森田卓爾(次点)、藤井公道(次点)、山内吉郎兵衛(当選)が憲政党から立候補した。しかし、山内は、明治三二(二八九九)年七月一日無所属となり、同月五日帝国党の結成に参加したが、明治三三(一九〇〇)年二月二二日には無所属となった。

(注) これ以後の衆議院議員総選挙は、その地盤である広島県議会の動向と連動するので、「広島県会議員」の項に含めて記述する。

2 広島県会議員

広島弁護士会・代言人組合の会員で広島県会議員に当選した者は、明治一二(一八七九)年の府県会規則施行による議員から記載すると、次のようになる。

県会議員累年表 (自明治二年・至明治四四年)	
選挙年(明治)	議員
① 奥本數希男	12 ○
② 山内吉郎兵衛	13 ○
③ 玉木市兵衛	15 ○
④ 岡謙藏	17 ○
⑤ 山中正雄	19 ○
⑥ 渡邊又三郎	21 ○
	23 ○
	25 ○
	27 ○
	29 ○
	31 ○
	32 △
	36
	40
	44

で当選した。なお、植田壽作は、加茂郡から選出された政友派である。

(注4) 渡邊は、明治三年五月から同年一〇月まで副議長。奥本は、明治五年四月から明治九年四月まで副議長。山内は、明治一四年六月から明治一五年九月まで副議長。明治二七年四月から明治二九年四月、および明治三一年四月から明治三二年一二月まで議長。高野は、明治三二年一〇月から明治三六年九月まで副議長。横山は、明治三七年一月から明治四一年五月まで副議長。不破は、明治四一年一月から明治四四年九月まで副議長。

(注5) 山本三朗は、明治三一年一月、中国新聞社主・長屋謙二(弁護士)から、その経営を引継ぎ社主となり、早速整爾(芸備日日新聞社主・早速勝三の娘婿で、同新聞の主筆)と政治的にも対立していたので、参考として掲載した。早速は、明治三七年三月、衆議院議員総選挙において当選した、め県会議員を辞職した。山本は、明治三七年五月、早速の辞任に伴う補欠選挙で当選した。しかし、山本は、明治四〇年一月広島市議会議長であった時の流職法違反事件で、明治四三年七月に拘留された、め県会議員・市会議員を辞職した(『中国』明治四三・七・三)。判決は、重禁錮二ヶ月・追徴金二五〇円であった(『芸日』明治四三・一・一〇、明治四四・二・二三、明治四四・四・二〇)。更に、山本は、明治四五年五月の衆議院議員総選挙では、候補者松島一郎を推薦して選挙法違反(買収)に問われ、禁錮五ヶ月の判決を受けた(『芸日』明治四五・六・一一、大正元・一〇・一五)。これらにより、山本は政治生命を失った。

明治二一(一八八八)年〜明治三二(一八九八)年

明治三三(一八九〇)年国会開設以来、明治三三(一八九九)年府県制実施に至るまでの県会議員選挙(二年毎の半数改選)においては、当時の新聞の報ずる所によれば、各郡の選挙運動は相当激しくなっているが、それらは概ね、未だ個人プレーの域を脱せず、政党・政派的な運動はあまり見られなかった。当選議員の所属政党名が、新聞に記載されるようになったのは、漸く明治三六(二九〇三)年九月の選挙の時からであるという。しかし、議会活動における党派の動向は、早くから見られなかった訳ではなく、時に

は利害によって結びつく「団体」もあったであろう、ともいう(『広島県議会史』第四巻、九九頁〜一〇〇頁)。

ところで、早速整爾が主筆の『芸備日日新聞』は、改進黨系の野党的色彩が濃かったが、明治二五(一八九二)年五月、政府寄りの対抗紙『中国』(後の『中国新聞』)が創刊されてからは、改進黨の機関誌の役割を果たすようになり、県会・市会刷新の主張を展開していた。そして、早速は、明治二九(一八九六)年三月、県会議員半数改選の際に政界入りをしたのを機に、県議会の多数派に対して、自らは正義派と称して、県会の刷新運動を展開した(『広

鳥県史」近代1、六九一頁～六九二頁。

その槍玉となったのが、明治二九（一八九六）年四月の臨時広島県会における、役員選挙の際の「十一人団体」である。それは、県議会市部会（二〇名）において、一名の議員（過半数）が相寄って団体を造り、その団体の者に市部会の正副議長以下の役員を割当て、常置委員に当選した者は、各自その月手当の一部を割いて団体の者に付与する約束をし、これによって一名の議員は、進退を共にすること、なっている。この団体以外の者は到底役員に当選する望みが無かった。また、この月手当を分与することは、前年来実行してきた処で、いわゆる非職給または鈴附きと称し、この団体にある者は、役員にならなくてもこの非職給を得ることでも満足したが、これは一種の賄賂であることは勿論、役員選挙の弊害でこれ以上のものはなかった。この「十一人団体」は、林十之助（弁護士）、尾形武三郎、山中正雄（弁護士）、志熊直人、田村基、内藤松太郎、木元儀右衛門、玉木徳一郎、藤井晰太郎、廣田萬次郎、佐々木又玄の十一名から構成されていた（芸日「明治二九・四・二一」）。

早速は、萬代四郎右衛門（新選）、保田芳太郎（新選）、田中蘭作（留任）と共に「正義派」・「中立派」として、自分らは役員ポストの要求などはせず、「十一人団体」と「四人派」（高野一步弁護士、奥本數奇男弁護士、岡野七右衛門、桑原忠衛）を相手に交渉し、充分ではないが、次のような成果を挙げたという（芸日「明治二九・五・九、

明治二九・五・一一～一五、明治二九・五・一七、明治二九・五・二〇）。

①「十一人団体」を解散させ、弊害の根源を絶滅した。

②手当金分配の弊害を排除して、市部会内部の情実を一掃した。

③いわゆる局外者（注、森川脩藏）を、常置委員に加えた。

そして、議会活動において、党派運動が活発となったのは、明治三一（一八九八）年三月の半数改選の結果、進歩党系の早速整爾が、同年四月、市部会議長の座を獲得して、その後、いわゆる正義派の「十六人団体」を結成することに成功した時からであるという（芸日「明治三一・四・三〇、明治三一・五・一、『広島県議会史』第四卷、九九頁～一〇一頁）。

この「十六人団体」は、郡部新選議員であって、早速の率いる従来からの「正義派」と合わせると、市郡合同して半数を占めた。そして、同年一月一六日、議長山内吉郎兵衛（弁護士）が衆議院議員に当選した、め辞任したことによる、議長選挙では、一方の高木龍蔵（三六票）と一票差で、正義派の米田武八郎（三七票）が勝利した（芸日「明治三一・一一・一七」）。しかし、正義派で高木に投票した者は九名、正義派でない者で米田に投票したのは七名おり、いずれの団体も、その結末は強固ではなかった。この時、弁護士議員の中で、米田に投票したのは、正義派ではない林十之助で、高木に投票したのは、高野一步（正義派）、山中正雄、岡謙藏であった（芸日「明治三一・一一・二〇」）。

明治三二(一八九九)年、明治三五(一九〇二)年

明治三二(一八九九)年七月、中央では帝国党が組織され、広島においても、平山靖彦、渡邊又三郎(弁護士、船越衛、林公平、尾形武三郎などが同志を糾合し、支部創立委員を選任した(中国)明治三二・七・二七)。同年九月には、中央より帝国党員の元田肇、桂虎次郎が来広して画策し、その結果、中島文之進、三村司吉(中国新聞社員)、山本三朗(中国新聞社主)、川村正己、木元儀右衛門、三戸藏之助、荒川五郎(中国新聞社員)らが帝国党下に走ろうとする形勢になった。このため、憲政本党広島県支部は、大いに脅威を受け、党内の結束に奔走したが、党勢收拾の暇がなく、明治三二(一八九九)年九月二五日、府県制施行後最初の県会議員選挙が行われた(『地方憲政史話』三三、七四頁、『広島県議会史』第四卷、一〇二頁)。

こうして、広島県下の政界は三派鼎立の形となり、ようやく政治意識も高揚し、各派とも自派の政見、政策、政治的イデオロギーを確立して、曾て見ぬ真面目な県議選を展開したという。帝国党では平山靖彦(元衆議院議員)、渡邊又三郎(弁護士・元衆議院議員)、憲政党では小田貫一(衆議院議員)、串本康三(衆議院議員)、憲政本党では森田卓爾(弁護士)、長屋謙二(弁護士)などが参謀となって活躍した。選挙の結果は、自由党(憲政党)一二名(同系を含む)、進歩党(憲政本党)一名(同系を含む)、帝国党七名(同系を含む)、中立一九名であった(中国)明治三二・九・二八)。

そして、明治三二(一八九九)年一〇月の臨時県議会では、憲政党派は、県議会議長に松井將壯、同副議長に高野一步(弁護士)を、当選させたが、郡部会議長は憲政本党派の高木龍蔵、同副議長には憲政党派の前田菊次郎、郡部参事会員四名には憲政党派が当選した。そして、市部会議長には憲政本党派の早速整爾、同副議長にも同派の武田吉右衛門、市部参事会員には帝国党派三名、憲政党派一名が当選した(中国)明治三二・一〇・二一―二三)。同年一月の通常県議会も、憲政党派と憲政本党派による中立議員の抱込・懐柔、キャストینگ・ポートを握る帝国党派の去就常無き行動など、党争を繰り返し、これ以後も、自由(憲政党)・進歩(憲政本党)両派の抗争は続いた(『地方憲政史話』三三、七四頁―七五頁、『広島県議会史』第四卷、一〇二頁―一〇四頁)。

このような状況のもと、明治三三(一九〇〇)年九月、中央政界においては憲政党が解体されて、伊藤博文が立憲政友会を組織した。憲政党広島県支部も、反対する者もあつたが、新党に参加することになり、同年一月二五日、政友会広島県支部を設立した。当時、党員数は一千名を超えたという。帝国党では、九月七日、臨時党員大会を開き、渡邊又三郎(弁護士)一派の新党参加論者に対して、山本三朗(中国新聞社主)一派の現状維持が多数を占めたが、政友会広島県支部設立にともない、帝国党員の多くは政友会に入党した。しかし、政友会は、明治三四(一九〇二)年六月、党の重鎮星亨が暗殺されると、創立当時から広島県支部反対派は、

政友会の崩壊は近づいたと見て暗躍するなど、党内の暗闘が表面化したという。

一方、憲政本党は、党の結束が次第に弛緩し、幹事の長屋謙二（弁護士）は支部の解散を画策した程で、党勢は衰退に向かった（『地方憲政史話』三三三、七五頁、七六頁、『広島県議会史』第四卷、一〇四頁～一〇六頁）。

こうして、明治三五（一九〇二）年八月の第七回衆議院議員総選挙における当選者は、政友会五名、憲政本党一名、中立六名（この中には、准政友会一名、准憲政本党一名を含む）であった。この時、弁護士では、富島暢夫（政友会）、森田卓爾（憲政本党）、花井卓藏（中立）の三名が当選している。なお、早速整爾は、中立であったが、准進歩（憲政本党）と目されており、井上角五郎も中立であったが、准政友（立憲政友会）とされている（『中国』明治三五・八・一五）。

明治三六（一九〇三）年

続いて、明治三六（一九〇三）年三月の第八回衆議院議員総選挙では、政友会九名、憲政本党一名、中立二名が当選した。弁護士では、富島暢夫（政友会）、森田卓爾（憲政本党）が当選したが、花井卓藏（中立）は次点であった。早速整爾（中立・憲政本党系）は、串本康三（政友会）に破れて落選した。しかし、この選挙で当選した政友会の松井將壯と富島暢夫は、政友会を脱会し、同年五月二十八日には無所属となり、同じくこの選挙で当選した、小田貫一、

小田亮、串本康三、高木龍藏、内藤守三、麥田宰三郎、望月圭介も、同年六月二十六日、政友会を脱会し、無所属となった。

こうして、政友会広島県支部は、打続く同派の政争・党争により民心の信望を失い、創立三ヶ年足らずで解散のやむなきに至ったという（『地方憲政史話』三三三、七五頁、『広島県議会史』第四卷、一〇六頁）。

すなわち、明治三六（一九〇三）年八月七日午後六時より、広島県政友会支部は、材木町伝福寺において臨時総会を開き、出席者六〇余名で開会した。安田義行が会長となり、友村憲一が説明員となり、支部解散と政社の倶楽部設立案について議した。七、八名の反対、即ち現状維持説があったが、結局多数を以て解散を決議して散会した。

それより、山陽同志会設立総会に移ったが、支部存続の意見を抱く派の人は多くは出席しなかった。総会会長には、引続き安田がなり、山陽同志倶楽部と称する政社組織の原案について議し、結局、山陽同志会と修正して、その外は原案に決した。この同志会は、県会議員改選に際して、多数の同志者の選出に極力務め、全国的政党の成立を期することを目的としていた。

幹事五名は、会長より仮に、友村憲一、長壽彦、田邊昇一、岸本斐夫、田口良太郎を指名し、評議員は追って選挙することにして、散会した。出席者は、代議士では小田貫一、内藤守三、麥田宰三郎の三名、県会議員では永井頼雄、米田武八郎、幹事となっ

た五名、その他四〇余名であった〔中国〕明治三六・八・九。

更に、明治三六（一九〇三）年八月二六日午後六時三〇分から、河原町萬春園において、広島同志会が開会された。創立委員を代表して、串本康三が壇につき、開会の趣意を述べ、それより議事に移るため、会長選挙を行い、串本が推されて会長となり、昨年創立（芸日）明治三五・八・二四）の際に起草した同会規約（中国）明治三六・三・一〇）を朗読して、意見を聴いた。それに対して、望月俊吉が、本会に会長を置き、また幹事を五名とし、内一名を幹事長とする動議を出した。討論の末、そのように決定した。会長は平山靖彦、幹事長は串本康三、幹事は三村司吉、百々正利、沖田豊之助、三戸藏之助を満場一致で決定した。この日、参会した者は、五百名を超え、船越衛、平山靖彦、渡邊又三郎（元弁護士）、小田貫一等から祝電が寄せられた〔中国〕明治三六・八・二八）。

このような情勢の中、明治三六（一九〇三）年九月の県会議員選挙が行われた。その結果は、定員五一名で、芸備日日新聞によると、山陽同志会一〇名、政友会三名、憲政本党五名、帝国党二名、中立三一名となったという（芸日）明治三六・九・二九）。しかし、中国新聞側から見ると、山陽同志会二名、憲政本党三名、中立二六名となる〔中国〕明治三六・九・二九、明治三六・一〇・二〇）。

いづれにしても、広島県会は、山陽同志会の前身である政友会が多数を占め、同派の意のまゝになつていたが、中立が半数を超えたので、そうは行かなくなつた（芸日）明治三六・九・二九）。

そして、明治三六（一九〇三）年一〇月の臨時県議会においては、革新派と同志派の二派が生じた。革新派は新進および中立議員の結合により、同志派は山陽同志会および政友会員ならびにこれと歩調を等しくする広島同志会の集合団体である。そして、革新派は、県会刷新の第一着として、先ず正副議長以下の役員には、厳正中立の人士を推すこととし、革新俱樂部という正義の新団体を設け、市郡を通じて二七名の議員が一致団結して、議場に多数を制することになつたという（芸日）明治三六・一〇・三三）。

この革新俱樂部は、臨時県議会を前にした、明治三六（一九〇三）年一〇月一八日、早速整爾が中心となつて組織したが、同俱樂部の所属議員中、広島市を除く郡市部の議員二名は、満場一致で協定可決した革新俱樂部員相互の規約書に署名捺印して、違背しないことを宣誓している。その規約によると、同俱樂部は、県会議員で政党政派の如何に拘わらず、県政の弊害を打破し、一大刷新を図ることを以て目的とする者を以て組織したという（芸日）明治三六・一一・八）。広島市部の同俱樂部員は、山陽同志会員を除く、早速整爾、武田吉右衛門、森脇喜兵衛、八木貫、玉木徳一郎の五名である。

臨時県議会では、同志派の退場戦術などがあつたが、議長は投票で革新派の國頭第三郎が選ばれ、副議長は同派の早速整爾が議長の指名推薦で選出された。郡部会では、議長、副議長、郡部参事会員四名とも革新派を選出したが、市部会では、同志派が議長

横山金太郎（弁護士）、副議長景山軍太郎、参事会員四名（内一名は高野一歩弁護士）を独占した（『芸日』明治三六・二〇・二三―二五）。

一方、解散された政友会広島県支部は、平川靖彦、吉田弘藏の主唱で政友会広島県支部を再興することになり、政友会員は、明治三六（一九〇三）年二月一日午後一時より、天神町田中旅館に集合して協議した結果、支部復興に決した。集合した主な人物は、平山、吉田の外、県会議員國頭第三郎、同永井頼雄および望月俊吉等であった。そして、永井が主幹となり、國頭、川本柏人、横山金太郎（弁護士）、田口良太郎が幹事となり、支部事務所は当分小町の麥田宰三郎方に置くことにした（『中国』明治三六・一二・一六―一七）。

しかし、山陽同志会は、なお存在して、千七百名の会員を擁して、憲政本党の千余名に対抗していた（『地方憲政史』三三、七七頁、『広島県議会議史』第四卷、一一五頁）。

明治三七（一九〇四）年～明治三九（一九〇六）年

こうして、各派は明治三七（一九〇四）年三月の第九回衆議院議員総選挙を迎えた。その結果は、憲政本党は森田卓爾（弁護士）、立憲政友会は麥田宰三郎、中立は早速整爾（憲政本党系、無所属↓無名倶楽部↓無所属↓同政会↓無所属↓政友倶楽部↓無所属↓猶興会、高木龍藏（元政友会、無所属↓自由党↓無所属、井上角五郎（元政友会、無所属↓大同倶楽部）、荒川五郎（無所属↓帝国党↓大同倶楽部）、

米田武八郎（元政友会、無所属）、花井卓藏（憲政本党系、無所属↓同政会↓政友倶楽部↓無所属↓猶興会）、富島暢夫（元政友会、無所属↓同政会↓無所属↓政友倶楽部↓無所属↓猶興会、松本大吉（元政友会、無所属↓自由党↓無所属↓大同倶楽部）、小田貫一（元政友会、無所属↓自由党↓無所属↓立憲政友会）、脇榮太郎（憲政本党系、無所属↓大同倶楽部↓立憲政友会）が当選した。しかし、各代議士は、殆ど選出された政治的母体を離れて、去就を決する有様であった。

明治三七（一九〇四）年一月の広島県議会議会通常総会においては、副議長早速整爾が、同年三月第九回衆議院議員総選挙で当選し、県会議員を辞職したので、一月二六日、副議長選挙を行い、横山金太郎（弁護士）が当選した。そして、同月三〇日には、市部会議長であった横山が県会副議長に当選した。ゆえ、市部会議長の選挙を行ったところ、革新倶楽部の武田吉右衛門が当選し、広島同志会がそれまで多数を制して、市部会役員を自派で独占していたのが破られた。

そこで、『中国』は、横山が副議長になるため早速と取引をしたと、「横山金太郎氏の変節不徳」と題する、横山に対する非難記事を八回に渉り連載した（『中国』明治三七・一二・四、明治三七・二二・六―一二、明治三七・二二・一三）。これに対して、『芸備日日新聞』は、「破邪顕正」と題する、横山擁護の記事を七回連載して、それに応じた（『芸日』明治三七・一二・一九―二五）。

(注1) 横山金太郎は、渡邊又三郎(政友会・元弁護士・元衆議院議員)の弁護士事務所の書生となり、明治二四年二月代言人試験に合格した後は、渡邊法律事務所で勤務をし、また、渡邊の長女を妻にしており、政友会員であった。しかし、横山は、中国新聞からの非難記事を契機に早速整爾と盟友となり、革新倶楽部に入会し、遂に明治四四(一九一一年)二月には、政友会を脱会した(芸日「明治四四・二・二五、明治四四・二・二七」)。

(注2) 山本三朗は、明治三六年九月の県会議員選挙で当選したが、資格に障碍があるとして、当選無効の行政訴訟を県知事および次点者尾形武三郎より提起されて、県会に出席できなくなっていた(「中国」明治三六・一〇・二〇)。そこで、山本は、早速整爾の辞任に伴う、明治三七年五月一八日に行われた県会議員補欠選挙に立候補して当選した(芸日「明治三七・五・一九」)。その後、行政訴訟では、山本の当選無効の判決があった(芸日「明治三七・一〇・三三」)。

明治四〇(一九〇七)年〜明治四二(一九〇九)年

明治四〇(一九〇七)年九月の県会議員選挙においては、当選者の色分けは、郡部会では革新派一九名、政友派一八名、市部会では革新派八名、政府党(山本三朗)一名、不明二名であった(芸日「明治四〇・九・二七、明治四〇・一〇・二六」)。同年一〇月の臨時広島県会では、革新派は、同派の議長森田俊左久、副議長横山金太郎

(弁護士)、市部会議長不破熊男(弁護士)、同副議長佐久間重太郎、市部参事会員四名を選出し(芸日「明治四〇・一〇・二〇、明治四〇・一〇・二二」)、郡部会でも、選出に際して紛擾したが、革新派が役員を独占した(芸日「明治四〇・一〇・二六」)。こうして、革新派は、広島県議会において多数を得たのを機として、漸くその行動が専恣に流れようとする傾向を生じたという(「地方憲政史話」三四、一三二頁)。

革新倶楽部は、この選挙で、その顔触れを異にしたので、倶楽部の更新の必要が生じ、また、丁未会を組織した五名(内新選四名)が加わり、名称を改めて丁未革新倶楽部とした(芸日「明治四〇・一一・二二」)。そこで、丁未革新倶楽部は、明治四〇(一九〇七)年一二月四日午後五時より、塩屋町大和楼において、同志慰労会を開いた。眞藤齋(元丁未会)の挨拶があった後、代議士早速整爾は、来賓を代表して、丁未革新倶楽部の既往現在の行動主張、および将来の抱負、政界革新の急務であることを論述し、次いで、代議士森田卓爾(弁護士)の演説があり、それより森田俊左久(森田卓爾の兄)、横山金太郎(弁護士)、山蔭静夫、不破熊男(弁護士)、その他の県政革新に関する慷慨淋漓とした演説があり、酒が酣になって、早速代議士の発声で広島県の万歳を三唱した。散会したのは午後九時頃であった(芸日「明治四〇・一二・六」)。

明治四一(一九〇八)年五月の第一〇回衆議院議員総選挙は、広島市選挙区で、これまで二勝二敗の串本康三と早速整爾の対決が

注目を浴びた。早速派参謀岡崎仁三郎（弁護士）、串本派参謀三村司吉（中国新聞記者）は、広島警察署に呼出され署長と示談の上、選挙当日は休憩所を設けないこと、旗幟看板張紙等はしないこと、選挙場前で有権者を出迎えたり、名刺を交付したりしないこと、不出頭の有権者に対して出頭を促す行為はしないこと等を協定する激戦であった（芸日「明治四一・五・五」）。

選挙結果は、串本千五百三十六点、早速千五百三十二点の僅差で、串本康三（立憲政友会）が当選した（芸日「中国」明治四一・五・二七）。その他の結果は、尾道では橋本太吉（無所属→又新会）、郡部では花井卓藏（猶興会→又新会）、井上角五郎（大同俱樂部→立憲政友会）、横山金太郎（立憲政友会→又新会→立憲政友会→無所属）、荒川五郎（大同俱樂部→中央俱樂部、麥田宰三郎（立憲政友会）、世良静一（無所属→戊申俱樂部→立憲政友会）、金尾稜巖（無所属→又新会→無名会→立憲国民党）、森田俊左久（無所属→戊申俱樂部→無所属）、富島暢夫（猶興会→又新会→立憲政友会）、望月圭介（立憲政友会）が当選した（芸日「明治四一・五・一九」「中国」明治四一・五・一九・二〇）。なお、世良静一（弁護士）は、広島弁護士青年会の推薦を受けた（芸日「中国」明治四一・三・二四）。

しかし、広島市選挙区の選挙は、広島市の有権者が広島県知事を相手に選挙無効訴訟を提起し、明治四一（一九〇八）年一〇月一六日、広島控訴院は、逆に串本は早速より一九票少数と認め、選挙は無効と判決した（芸日「明治四一・一〇・一七」）。大審院も、明

治四二（一九〇九）年六月七日、従参加人串本康三の上告を棄却した（芸日「明治四二・六・八」）。そして、明治四二（一九〇九）年七月二六日行われた再選挙では、早速整爾が大差で串本を破り雪辱した（芸日「明治四二・七・二八」）。

ところで、宗像県知事は、明治四一（一九〇八）年八月七日、「共同苗代設置規則」（広島県令第七〇号、明治四二年七月二四日県令第五二号改正）を制定し、水稻苗代に関する採種・選種・浸種・播種・整地・管理・病虫鳥害の駆除予防などの作業を共同で行うこと、し、実施不可能な場合は事前に知事の許可を得ること、許可なく共同苗代の規定に違反した者は、拘留または科料に処する旨規定した。

これに対して、丁未革新倶楽部に属する二七名の県会議員は、明治四一（一九〇八）年一月二六日、共同苗代設置の強制は、県の公益に害ありと認め、当該官庁に対し意見書を提出するため調査委員を置くことを発議して、議会は決議したが、県知事は議会の権限を越えた不当の決議として決議を取消し、県議会と知事は決定的に対立するに至った（芸日「明治四一・一一・二七、明治四一・二二・一一」）。

当時の県議会の最大派閥である丁未革新倶楽部には、県会議長宮原幸三郎（元衆議院議員）、弁護士では不破熊男（副議長）、藤田若水（市部会議長）がおり、政治的には早速整爾（前衆議院議員、芸備日日新聞主筆）がその中心人物であり、弁護士横山金太郎（衆議院議

員、弁護士森田卓爾（元衆議院議員）もその同志であった（「芸日」明治四一・一一・二五）。中でも、藤田、不破ら弁護士出身の県議は、特に反対運動に熱心であったという（『広島県史』近代Ⅰ、一〇五四頁）。

明治四一（一九〇八）年一月二日、共同苗代強制廃止期成同盟が結成され、同月二六日には広島県議会は、丁未革新倶楽部が主導して共同苗代反対の決議をし、内務大臣あてに共同苗代反対の意見書を提出した。しかし、内務省は、広島県会議長からの共同苗代県令撤廃請願について却下した（「芸日」明治四二・一一・一〇）。そこで、共同苗代反対運動者は、更に、衆議院に廃止請願書を提出したが、同年三月二二日、衆議院請願委員会において不採択となった（「中国」明治四二・三・二三）。しかし、山県郡大朝村農民が、貴族院に提出した共同苗代設置強制廃止に係る請願については、貴族院本会議において、「政府に於て適當なる救済法を講ぜられたしとの旨趣にて、貴族院は願意の大体は採択すべきものと致候」として、内閣総理大臣に「意見書」が送付された（「中国」明治四二・三・二三、明治四二・三・二五、「芸日」明治四二・三・二七、二八）。

また、明治四二（一九〇九）年一月二九日、横山金太郎（弁護士）は、森田俊左久、金尾稜巖と共に、花井卓藏外四〇名の賛成を得て、政府に共同苗代設置の強制に関する質問趣意書を提出し（「芸日」明治四二・二・二二）、明治四二（一九〇九）年二月六日には、横山は衆議院において、共同苗代設置の強制は不当極まるものである

と、質問演説をした（「芸日」明治四二・二・二七、明治四二・二・一〇）と、質問演説をした（「芸日」明治四二・二・一四）。これに対して、同年二月一日、農商務大臣より、県令第七〇号発布中第八条は相当斟酌の余地が存するので、「広島県知事の県令発布に関する措置は不都合なきものと認む」との答弁書が出された。（「芸日」明治四二・二・二七、明治四二・二・一〇）一、明治四二・二・一三、一四、「中国」明治四二・二・二四。更に、金尾、横山、森田らは、同年二月二〇日、第二質問書を衆議院に提出して、金尾が演説しているが、前回と同じく、その主張は認められなかった（「芸日」明治四二・二・二三、二七）。

共同苗代強制廃止期成同盟は、明治四二（一九〇九）年一月二二日および四月二一日に、県民大会を双葉山公園において開催したが、何れも来会者は二万人を超え、大会後の政談演説会も空前の傍聴者が詰めかけ、反対運動は高揚した（「芸日」明治四二・一・一三、一六、明治四二・四・二二、二七）。それに伴い、広島県は、巡查を動員して、陳情書・請願書・愛国婦人会退会届などへの署名押印が自己の意思によるか否かの捜査を始めるなど、警察による干渉が激しくなった（「芸日」明治四二・三・二〇、明治四二・四・二三、二四）。同年二月二八日には、加茂郡共同苗代反対同盟会会長藏田儀四郎が、建物侵入罪の名目で拘引されたが、広島区裁判所の公判において、不破熊男（県会議員）、植田壽作（県会議員）の両弁護人が無罪を主張し、検事も無罪を請求する始末で、三月八日、藏田は無罪となった（「芸日」明治四二・三・一〇）。

次に、同年三月二〇日には、高田郡会議員倉田諒之助外二名が、文書偽造の嫌疑で吉田警察の取調を受け〔芸日〕明治四一・三・二八）、広島地方裁判所三次支部において、森田卓爾（弁護士、不破熊男（弁護士・県会議員）、藤田若水（弁護士・県会議員）が弁護し、四月一三日、倉田外一名は無罪、他の一名も無罪同然の判決があった〔芸日〕明治四一・四・一五）。

更に、安佐郡における共同苗代反対運動の指導者であった、安佐郡伴村の郡参事会員、郡会議員ら三名に対する私書偽造行使事件では、井上房之助、田上諸藏、森田卓爾、藤田若水、不破熊男、横山金太郎の各弁護士が弁護した〔中国〕明治四一・四・一七、明治四一・四・二一、〔芸日〕明治四一・四・二〇、明治四一・四・二二、明治四一・五・二一（二二））。同年六月二一日、広島地方裁判所の判決は、各懲役四月、執行猶予三年の判決であった〔芸日〕〔中国〕明治四一・六・二三）。

広島弁護士会は、明治四二（一九〇九）年四月一四日夜、大手町四丁目大本において総会を開き、共同苗代問題に対する不法検挙に関し、議案「司法警察官が犯罪検挙に際し、不法或は不当の行為となるや否やに就き、調査を要するかの件」を凝議したが、「司法官にして、犯罪検挙に際し、不法又は不当なりとするも、此際之れを調査するが如きは、共同苗代問題の渦中に投ぜらるゝの憂あるのみならず、公平至直を以て生命とすべき我広島弁護士会の名譽と信用を傷つくものなり。故に、仮令之を調査するの必要あ

りとするも、今は其の時期にあらず。」と、大多数を以て否決されたとする。出席者は、会長高田似壠の外、横山金太郎、不破熊男、藤田若水、森田卓爾、松井繁太郎、岡崎仁三郎、田上諸藏、植田壽作、香川秀作、米田權之助、松山廣居、新開辰市、岡咲禮太郎、井上房之助、永野法城の一五名であった〔芸日〕明治四一・三・二六、明治四一・四・二二、明治四一・四・一六（一七）、〔中国〕明治四一・四・一六、明治四一・四・二〇）。

明治四二（一九〇九）年二月八日、広島県議会は、共同苗代設置規則廃止に関する意見書を、出席議員四一名中、山本三朗外一名を除く大多数の賛成で可決した〔芸日〕明治四一・二一・一〇）。翌九日、宗像知事は、これを受けて共同苗代奨励費三千円の支出を提案し、共同苗代奨励費に関する規定を公布し、共同苗代設置規定を廃止すると提案理由を述べ、賛成多数で承認された〔芸日〕明治四一・二二・一一）。そして、明治四二（一九〇九）年二月二一日「共同苗代奨励費交付規定」を制定し（県令第六三三号、同日「共同苗代設置規則」を廃止し（県令第六四号、共同苗代設置を強制することを止めた〔芸日〕明治四一・二二・二二））。

（注一）共同苗代設置規則廃止運動は、「多数を制する革新派は、其の行動専念に流れる所から、世上兎角の非難を受けてゐた上に、所属議員中に刑事被告人を出す等の事あつて、漸く信望失墜の兆あり、之が挽回策に腐心してゐる折柄、偶々共同苗代問題に対し農民

の間に反対の声あるを奇貨として、本問題を捉へて人氣の轉換を図らんとし、同派の領袖早速整爾、代議士金尾稜嚴始め所属有志県會議員等、県下各地に於て反対演説会を催し、或は反対期成同盟を組織し、或は政府への陳情、県民大会の開催等、一年有余の間、頑強に反対運動を試み、知事をして遂に屈服せしめた。」という(『地方県政史話』三四、一二二頁)。

こ、にいう、「所属議員中に刑事被告人を出す等」とは、革新俱樂部に所属する尾形武三郎、加藤尚、河本柏人、副島靖徳、宮原幸三郎に係る、次の事件を指す。

尾形武三郎は、尾形外一名に係る流職法違反事件で、明治四一年二月二日、重禁錮一月、罰金五円、二年間執行猶予の判決を受け(「芸日」明治四一・二・一三)、控訴したが控訴を棄却された(「芸日」明治四一・四・一六)。加藤尚および河本柏人は、明治四一年三月二七日、詐欺取財事件の予審終結決定で軽罪公判に付されたが(「芸日」明治四一・三・二)、兩名とも無罪となった(「芸日」明治四一・一〇・一七)。副島靖徳は、明治四一年一〇月一日、流職法違反事件の予審終結決定で軽罪公判に付され(「明治四一・一〇・二二)、一審において重禁錮八月の判決を受け(「芸日」明治四一・一一・一七)、控訴したが重禁錮五月であった(「芸日」明治四二・四・二四)。宮原幸三郎は、宮原外四名に係る恐喝取財事件で、明治四一年九月一五日、拘引され(「芸日」明治四一・九・一四)、一審において重禁錮四月、二年間執行猶予の判決を受けたが(「芸日」明治四二・四・一〇)、控訴して無罪となっ

た(「芸日」明治四二・二二・二八)。

(注2) 横山金太郎(弁護士)は、第一〇回衆議院議員総選挙において当選し、県議員を辞職した。その補欠選挙が、明治四一年七月二三日に行われた。市民派・正義派からは、藤田若水(弁護士)が立候補し、市長派・実業派からは岡田才助が立候補した。藤田は、広島弁護士青年会の推薦も受け(「芸日」明治四一・七・二二)、大差で当選した(「芸日」中国)明治四一・七・二五)。

(注3) 横山金太郎外二名が衆議院に提出した共同苗代の強制に関する「質問書」および農商務大臣からの明治四二年二月一五付「答弁書」は、「明治四二年公文雑録」卷三三・「帝國議會第二五回三止」中の「一 衆議院議員横山金太郎外二名提出共同苗代ノ強制ニ関スル答弁書衆議院ニ回付ノ件」に収録されている。また、「明治四二年公文雑録」卷三三・「帝國議會第二五回三止」中には、「一 衆議院議員金尾稜嚴外二名提出共同苗代ノ強制ニ関スル第二質問ニ関スル答弁書衆議院ニ回付ノ件」も収録されている。

(注4) 共同苗代問題については、反対運動の経緯、反対運動の構造、その政治的意義、資料などが、「広島県史」に詳しく紹介されている(『広島県史』近代1、一〇四四頁〜一〇五八頁、「広島県史」近代現代資料編I、九二八頁〜九六八頁)。論文には、児玉正昭「共同苗代反対運動について―広島県を素材として―」(『史学研究』第一二六号、広島史学研究会・一九七五年)、および元正雄「広島県における明治期の農民闘争」(『芸備地方史研究』第七四・七五合併号、一九七八年)がある。

(注5) 共同苗代問題に関する回顧は、芸備日日新聞に「共同苗代強制

廃止運動小史」(芸日)明治四三・一・二五)、中国新聞に「共同苗代問題の追懐」(中国)明治四三・六・二三)がある。

明治四三(一九一〇)年〜明治四五(一九一二年)

明治四三(一九一〇)年一月一日正午一二時半より、共同苗代強制廃止農民大祝賀会ならびに県令撤廃期成同盟解散式が、豊屋町寿座において挙行された(芸日)明治四三・一・二六)。会主の県議員眞藤齋が開会の辞を述べた後、座長に宮原幸三郎が就き、眞藤が共同苗代強制廃止に関する経過報告を朗読した。次に、早速整爾の祝賀的演説の後、県会市部会議長藤田若水(弁護士)が共同苗代廃止期成同盟解散式辞を朗読した。

終わると、直ちに、芸備農民同志倶楽部発会式に移り、宮原幸三郎が座長に就き、金尾稜巖が同倶楽部原案ならびにその趣旨を説明した。しかし、藤田若水が、修正案を提出して、単に芸備同志倶楽部と改称すべきであると提議し、金尾の反対を押し切つて可決した。

そして、政談大演説会を寿座ならびに小網町新明座の二ヶ所において開催した。午後五時より、寿座において有志懇親会を催し、眞藤齋が幹事総代として開会の挨拶をし、次いで宴に移り、それより県会副議長不破熊男(弁護士)を始め、県会議員の席上演説があり、散会したのは午後七時三〇分頃であった(芸日)明治四三・

一・一七)。

明治四三(一九一〇)年二月一四日午後五時より、革新倶楽部は、真孤橋畔公会堂において大懇親会を催した(芸日)明治四三・二二・一六)。出席者は、左記の各県会議員である。

小林芳樹、藤田若水(弁護士)、野村卓二、尾形武三郎、今正夫、増田直吉、児玉喜三、岡本肇、武田豊四郎、林箴一郎、眞藤齋、武田吉右衛門、佐久間重太郎、三宅彌八、森川脩藏、不破熊男(弁護士)、宮原幸三郎、有田温三、田中重太郎、神原能夫、川本光太郎、松田貞太郎、河本柏人、田邊權六、須藤治郎、大石菊次郎、加藤尚、金田平兵衛

それに、代議士早速整爾、その他二、三の有志者が出席した。同倶楽部会員の内田哲郎、八木横、田中幸一郎は、差支えがあり欠席した。

当日の幹事代表県会副議長不破熊男(弁護士)より、開会の挨拶に引続き、革新倶楽部の将来の件に関し満場に語る所があった。次いで、県会市部議長藤田若水(弁護士)の演説、および三宅彌八の演説があった。終わって、河本柏人は、先ず早速代議士の意見を聴取したいと要求し、早速は満場の拍手に迎えられて起つて演説した。その要旨は、次の通りである。

明治三六(一九〇三)年、革新倶楽部を組織して、同倶楽部は今日に至るまで県政治上に貢献し、県民の同情を得た。明年九月、県会議員の任期も尽きるが、更にその範囲を拡張して、議員以外の

人々も入会させ、団体を大きくすることは、時機を得たもので、地方のために利益であるのみならず、中央に雄飛しようする者にも、その効果は大である。ここに、鞏固で有力な団体を維持するのは、時代の要求に應ずる所以であるので、革新倶楽部を拡張して、大いに前途に雄飛する策を立てることを切望する。

そこで、この日の幹事で、院内総理である眞藤齋より、革新倶楽部拡張の動議を提出し、満場一致で可決した。そして、早速に、準備のための起草委員指名を委任した。起草委員には、宮原幸三郎、児玉喜三、眞藤齋、不破熊男（弁護士）、有田温三、藤田若水（弁護士）、河本柏人が指名された。

次いで、早速代議士の簡単な演説があり、それより県会議長宮原幸三郎の発声で、革新倶楽部の万歳三唱をした後、宴会に移り、散会したのは午後八時半頃であった。

そして、明治四四（一九二一）年二月七日、新党発起人会において、芸備革新党を組織することに決定し、同月一日、組織は全く成り、同月一三日広島警察署に出頭して、政社組織の届出をした（芸日「明治四四・二・一四」）。従来の革新倶楽部は、広島県議員中の同志者のみを会員とする非政社組織であったが、芸備革新党は、その範囲を拡張して、一躍政社の基礎に立ち、地方政治の発展を目的として、県民の利益のために一大雄飛を試みることになったという。

こうして、明治四四（一九二一）年九月の県会議員選挙を迎えた。

その結果は、革新派二七名、非革新派二五名であった（芸日「明治四四・一〇・一九」）。しかし、郡部会は、革新派二〇名、非革新派二〇名の同数となった。そのため、同年一〇月の臨時広島県議会は、県会正副議長は革新派、市部会役員も革新派が独占した（芸日「明治四四・一〇・一九」）。しかし、郡部会役員は、政友派が革新派の議員を誘惑して欠席させ、二〇対一九で政友派が役員を独占した（芸日「明治四四・一〇・二九」三〇）。

革新派と非革新派の色分けは、次の通りである（芸日「明治四四・一〇・一九」）。

革新派議員（二七名） 有田温三、土屋清三郎、川口諭三、宮原幸三郎、野村卓二、今田庫吉（市部会議長）、田中太一郎、眞藤齋（県会議長）、武田吉右衛門（県会副議長）、小林芳樹、佐久間重太郎（県参事会員）、不破熊男（県参事会員、弁護士）、田中重太郎、平岡林悟、田邊權六、藤田若水（県参事会員、弁護士）、林箴一郎、三宅彌八、増田直吉（市部会副議長）、大石菊次郎、須藤治郎、香川逸雄、河本柏人、石本庄次郎（県参事会員）、妹尾賢次郎、佐々木彦郎九、加藤尚

非革新派（二五名） 大久保末男、麻生榮、藤田庄次兵衛、原田有恒（県参事会員）、岸本斐夫、首尾木一、山田泰造、木村薫雄、永井道節、藤原鐵吉、山道兼三郎、丹下亮一（県参事会員）、石光一美、淺井馨、松井將壯（郡部会議長）、龜川岩吉、内田哲郎、山蔭静夫、渡邊就三、田邊昇一（県参事会員）、吉田中（県参事会員）、

今中富三郎（郡部会副議長）、明藤次郎、井上利八、三戸藏之助

明治四五（一九二二）年五月の第二一回衆議院議員総選挙では、広島電気軌道（株）への城壕埋立地実費払下問題で、早速整爾は広島電気軌道（株）の役員であった、め、早速とその一派に対する洗職の噂が立ち、広島市から立候補が出来ず、安芸郡・安佐郡・佐伯郡の支持者に推されて、郡部から立候補し、やっと当選した。しかし、広島市では、横山金太郎（弁護士）がその身代わりとなつて立候補し、串本康三（政友会）と争つたが、大差で敗れた。この選挙では、広島市は串本康三（政友会）、尾道市は橋本太吉（無所属）が当選した（中国「明治四五・五・一七」）。郡部からは、花井卓蔵（無所属→同志会）、佐々木仙一（政友会）、荒川五郎（中央俱樂部）、井上角五郎（政友会）、湯浅凡平（無所属→政友会→大正元・一・二・四辞職。繰上補充、山道襄一・中央俱樂部）、桑原伊十郎（中央俱樂部→大正元・一・一・二三辞職。繰上補充、望月圭介・政友会、早速整爾（無所属→同志会）、有田温三（無所属）、金尾稜巖（立憲国民党、森田俊左久（中央俱樂部）であった（「芸日」明治四五・五・一八）。

大正元（一九二二）年二月一日、広島県会議員で中立を標榜

選挙年（明治）	22	25	28	31	34	37	40	43
① 白根淳六	○(1)							
② 林十之助	○(1)		○(2)		○(2)			○(1)
③ 渡邊又三郎	○(2)							

する元民声派の井上利八、大久保末男、松井將壯、山道一夫、藤田庄兵衛、渡邊就三、浅井馨、元革新派の田中太一郎、野村卓二、須藤治郎は、大正俱樂部を組織し、舟入村羽田別荘において、発会式を挙行した。同倶楽部の総理は井上利八、幹事は須藤治郎、渡邊就三である。同倶楽部の趣旨は、「我県民の福利を増進するに在るなり、本倶楽部員は自今何れの党派に関係せず、即ち不偏不党、須らく県政施行の是非を考量研覈し、良好なる方向に向つて大いに突進するの理想と確信を以て、自然的意志の投合し、相結合したる者なり。」という。そして、松井將壯の指名により、県会における円満を図るため、革新、民声両派交渉委員として、野村、須藤、山道、渡邊の四名を推薦し、異議なくこれに決定した（「芸日」大正元・一・一・一三）。

3 市議会議員

明治二二（一八九九）年四月から市制が施行された広島において、広島弁護士会・代言人組合の会員で、明治年間に広島市議会議員に当選した者は、次の通りである。

④	奥本數希男		○(3)				
⑤	天野確郎			○(1)			
⑥	岡崎仁三郎			○(1)		△(1)	
⑦	高野一步						
⑧	山中正雄			○(2)			
⑨	岡謙藏			○(2)			
⑩	田上諸藏			△(2)			○(1)
⑪	横山金太郎						○(2)
⑫	不破熊男						○(3)
⑬	藤田若水						○(2)
○	早速整爾			○(1)		○(1)	○(2)
○	山本三朗		○(3)		○(3)		○(1)

(注1) 選挙は、毎回六月に半数改選で行われた。○は当選、△は補欠当選である。括弧内の数字は、納税額による等級選挙であったので、1級議員(定数一二名)、2級議員(定数一二名)、3級議員(定数一二名)の区別である。各級議員は、各級別に選挙日を順次変えて選挙され、1級の資格を有する者は2級・3級からも、2級の資格を有する者は3級からも立候補できた。議員定員は三六名、任期六年。

明治四三年六月の選挙は、旧市制による六年任期・半数改選の最後の選挙であった。その当選者は全員、新市制(「市制改正法律」明治四四年四月六日法律第六八号)により、大正二年六月の四年任期・全数改選の制度になるまで、三年間議員となった。

(注2) 白根は、明治三年一月死亡。渡邊は、衆議院議員に当選し、明治三年一月辞職。天野は、台北県頂雙溪弁務署長となり、明治三〇年九月議員を辞職した。林は、明治三六年九月一二日、選挙法違反被告事件で、軽禁錮四月・公民権停止八年の判決を受け失格し、同年二月二四日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した。

(注3) 渡邊は、明治二年九月から明治三年一〇月まで市議会議長。山中は、明治二八年六月から明治二九年一月、明治三二年一月から同年二月、明治三七年一月九日から同年同月一九日まで副議長。岡は、明治二九年一月から明治三二年一月まで市議会議長。高野は、明治三〇年一月から同年三月まで副議長。岡崎は、明治三七年六月から明治三八年一二月まで市議会議長。横山は、明治四五年一月から大正二年五月まで市議会議長。

(注4) 市の執行機関を構成していた参事会員(任期四年)に選ばれた弁護士は、次の通りである。白根淳六(明治三二年九月)、奥本數奇男(明治三二

年九月、明治二六年九月、明治三二年八月補欠、林十之助(明治二八年五月補欠、明治二九年三月補欠、明治三八年九月補欠)、天野確郎(明治二八年八月)、岡謙藏(明治二九年三月補欠、高野一歩(明治三三年一月補欠)、長屋謙二(明治三四年九月、明治三八年九月補欠、明治四二年九月)、森田卓爾(明治四三年一〇月補欠)。なお、明治四四年一〇月、市制改正による副議決機関としての参事会員になった者は、林十之助がいる。

(注5) 早速整爾と山本三朗は、参考として掲載した。山本は、明治三七年一月から同年五月まで、および明治四〇年一月から明治四二年二月まで市議会議長であったが、明治四三年七月に洗職事件で拘留された、め辞職した。早速は、明治四三年六月から明治四四年二月まで市議会議長であった。

明治二二(一八八九)年〜明治三〇(一九〇七)年

明治二二(一八八九)年四月一日から、広島区に市制、その他の市町村に町村制が施行された。そして、同年六月一二日から一七日にかけて、第一回目の市会議員選挙が行われた。

それに先立ち、本川以西では、市会議員選挙の手續に關し、予め注意を要する事柄を相談し、機に応じて失敗がないようにするため、明治二二(一八八九)年五月一八日から二三日にかけて、右各町村の有志談話会が開かれ、四〇名から六〇名位の来会者を前にして、森川脩藏、山中正雄(代言人)、白根淳六(代言人)、坪田庫介、三戸藏之助、岩崎政介、長屋謙二(代言人)、岡野七右衛門、林十之助(代言人)、天野確郎(代言人)、木元儀右衛門、岡崎仁三郎(代言人)らが談話をしている(「芸日」明治三二・五・一七〜一八、明治三二・五・二二、明治三二・五・二四、明治三三・五・二八)。また、東部でも、六月一日から、奥本數奇男(代言人)などが有志談話会

を開いた(「芸日」明治三二・六・一〜二)。この談話会には、市會議員に立候補をする者も参加するなど、事前運動でもあるが、代言人が多数参加して談話をしている。

この有志談話会は、私撰市議會員候補者を選挙して、その氏名を広告している(「芸日」明治三二・六・九、明治三二・六・一九)。また、芸備日日新聞も市議會員候補者を選挙して、その広告をしている(「芸日」明治三二・六・五)。そして、これらの候補者の約六割が、実際に当選した。

当選者(三六名)は次の通りであるが(「芸日」明治三二・六・二四〜一六、明治三二・六・一八)、県會議員(現・元・将来の県會議員に〇を付す)が目立つ。職業は、商工業二二名、金融業六名、農業六名、代言人四名、医師二名、旅籠商・興行師・工事請負・廻漕業は各一名などである(「芸日」明治三二・六・一九)。

○満居繁太郎(3級・農業)、○奥本數奇男(3級・代言人)、大藤

保兵衛（3級・乾物商）、○平野盛太郎（3級・農業・士族）、○佐々木達夫（3級・農業）、○倉本廣三郎（3級・質屋商・士族）、○木元儀右衛門（3級・農業）、○佐野卯助（3級・工事請負）、○桐原恒三郎（3級・酒造商）、○築島喜一（3級・質屋商、福原蘇郎九（3級・興行師）、○森川脩藏（3級・金穀貸付）、○若林守夫（2級・洋物店・士族）、○岩崎永助（2級・酒造商）、○瀬良嘉助（2級・鉄商）、○粟村信武（2級・廻漕業・士族）、○保田芳太郎（2級・酒造商）、○貝塚新八（2級・質屋商）、○保田八十吉（2級・醬油商）、○渡邊又三郎（2級・代言人・士族）、○高橋忠親（2級・無職・士族）、○玉木徳一郎（2級・質屋商）、○近田宗兵衛（2級・呉服商）、○尾形武三郎（2級・農業）、○岡野七右衛門（1級・質屋商）、○尼子忠藏（1級・醬油商）、○萬代四郎右衛門（1級・菓種商）、○森田幹夫（1級・医師）、○秦武八（1級・金物商）、○白根淳六（1級・代言人）、○山田吉左衛門（1級・養蚕）、○林十之助（1級・代言人・士族）、○山崎直次郎（1級・油商）、○長沼鸞藏（1級・旅館商・士族）、○三戸藏之助（1級・無職・士族）、○三木達（1級・医師・士族）

明治二五（一八九二）年六月の半数改選では、代言人が五名（天野確郎、岡崎仁三郎、高野一步、山中正雄、岡謙藏）当選した。この結果について、新聞評に、「広島市議會議員中には、代言人の肩書ある六名（注、留任の林十之助・奥本數奇男を加えて七名）ある也。三十六名の中、斯の数の法律家を加へたるは、甚だ好結果なりしと人は言ふ」とある（『芸日』明治二五・六・一一）。

広島市長であつた伴資健（第二・第四・第五代市長）は、明治四一（一九〇八）年一〇月、この当時の市會議員選挙について、次のように追懐している（『芸日』明治四一・一〇・九）。

「今日では、市會議員の撰挙と云ふと、娘一人に婿八人と云ふやうな有様で、随分見苦しい競争もあるやうだが、二十三年頃の議員選挙と云つたら、それは真面目なもので、所謂理想的撰挙であつたと思ふ。撰挙者が候補者を揀定するには、非常に骨の折れたもので、折角此人は適當の候補者だと思ふて推薦する、向は嫌だと言ふ、今度は七重の膝を八重に折つて、候補者になつて貰ふ撰挙する、当撰する、直ぐ辞職すると云ふやう風で、市内の名望家乃至実業家は、成るべく議員になりたくないと云ふ意嚮を有して居つた。現に、保田八十吉君の如きは、其当時議員になるが早いか、辞職して仕舞つた。致方がないから、先ず議員になるものは、従前小役人であつたとか、若くは代言人であるとか云ふやうな人々によりて、議席を占めらるゝやうになつた。

従て、撰挙で競争もなければ、情実もない。故に、事を議するに当りても、自己の信ずる所を述ぶるに依り、其言ふ事が人々によりて異れるも、皆肺肝より出る議論であつた。故に、自己の意見の行はれざるに於ては、飽迄之を論じ、若しソレにても容れざへあつた。所謂公人の行動として斯くありたきもので、之を今日の公生活社会に立つものに比すれば、雲泥の差があらうと思ふ。

併し、歳月を経るに従ひ、世が段々複雑となり、政党も起れば、朋与も出来、終に公私混合の状態に陥つたは、何人の責であるや否やは、自分の明言する限りでない。」

(注1) 明治二二年四月二四日、区会ならびに町村会が開設され、同年七月一日・二日、広島区会議員選挙(定員四名)が行われ、第一回市会議員選挙に当選した木元儀右衛門、尾形武三郎が当選している。

(注2) 明治二二年六月の第一回市会議員選挙でも、「酒肴などにて投票を買ひたるが如き卑劣手段を行ひたる者があり、選挙民が辞職勧告をした(「芸日」明治二二・六・一六、明治二二・六・一九)〇、明治二二・六・二二、明治二二・六・二五。

(注3) 明治二八年四月の半数改選後の市議会では、一人団体(弁護士岡謙藏、同高野一步の名が見える)と一七名団体(弁護士天野確郎、同岡崎仁三郎の名が見える)が、市会議長、副議長、議長代理、水道委員、学務委員、土木調査委員のポストを争っている。一人団体は、役員当選者は日当および旅費の中より、この団体内の平議員に金五〇円を付与する決議をしたという(「芸日」明治二八・六・三、明治二八・六・六)。

(注4) 明治二九年一二月の市議会では、実費弁償規則改正(弁当料を三〇銭から五〇銭に増額)において、賛成しなかった者(正義派と称された。弁護士天野確郎、同高野一步、同山中正雄の名が見える)があり、賛成した者は「市民の汚辱なり」と批判された(「芸

日」明治二九・二二・一八)二〇)。

(注5) 明治三〇年一月の市議会では、委員選挙に際し二二名の議員(弁護士岡謙藏の名が見える)が常設委員(三名)、衛生委員(二名)、土木委員(三名)の割当てについて、福原蘇郎九宅に集まり、福原が元締となつて、次のような協定をしたという(「芸日」明治三〇・一・九)。

一 岡謙藏に於ては、議長にして貰ひし謝礼として、何れもさまへ委員の投票致し申す事。

一 木元、三戸、藤井の三人に於ては、上京委員と押立てられしお礼に、何れもさまへ委員の投票致し申す事。但し、之はかねての約束を履行するものなり。

一 弁当料も先達而より五十銭に騰貴せしゆえ、自然手許余裕を生ずる訳なれば、委員とならん望みある者は、一人前金十円を差出す可き事。

(注6) 明治三〇年八月の市議会では、市参事会員半数改選に当たり、県会議員派(尾形武三郎派二名、弁護士山中正雄、同林十之助の名が見える)と市会議員派(岡謙藏派二名、弁護士岡謙藏、同高野一步の名が見える)の対立に際し、市政刷新を図る中立派(七名、弁護士岡崎仁三郎の名が見える)が、両派に対して議員でない局外者を推薦するように申込み、最後は中立派と県会議員派が組んでその選挙に勝利したという(「芸日」明治三〇・八・三一、明治三〇・九・一)。

明治三一(一八九八)年、明治四一(一九〇八)年

明治三一(一八九八)年六月の市会議員半数改選では、後に議長となり、広島市議会において市長派の中心人物となる山本三朗(中国新聞社主・元壮士)が、芸備日日新聞による「ゴロツキ排斥」キャンペーンがあったが当選した(芸日)明治三一・六・四、明治三二・六・一一)。

そして、明治三四(一九〇二)年六月の市会議員半数改選では、もう一方の市政刷新派(革新倶楽部系)を率いる早速整爾(芸備日日新聞主筆)が当選する(芸日)明治三四・六・七(八)。

明治三四(一九〇二)年七月の市議会では、市町村会議員実費弁償は違法であるとの大審院判決(芸日)明治三四・六・二〇)を受けて、「市会議員実費弁償廃止の建議」が提出され、山本三朗、福原蘇郎九、土屋喜三太らの調査委員に附託すべしという説を斥け、大多数で可決された。この建議を提出した者は、早速整爾、保田芳太郎、林十之助(弁護士)、貝塚新八、松本清助、瀬川岩造、森川脩藏、瀬良喜助、尼子忠藏、岡崎仁三郎(弁護士)、森田幹夫、森脇喜兵衛、八木横、田中幸一郎、富永省吾、三戸藏之助であった。弁護士山中正雄は、欠席した(芸日)明治三四・七・一〇)。

明治三七(一九〇四)年六月の半数改選では、山本三朗は再選を果たし(芸日)明治三七・六・七)、岡崎仁三郎(弁護士)は本選挙で次点であったが、補欠選挙で当選し、市議会議長となった(芸日)明治三七・六・一一、明治三七・六・一五、明治三七・六・二三)。

明治四〇(一九〇七)年六月の半数改選は、「改選の結果を見るに、新選出者三分の一を占め居りて、未だ曾て見ざる所の異観を示せるのみならず、投票数の多かりしも亦今日迄其類例を見ざる所なりし、如何に市民が今回の半数改選に就き、意を注ぎたるの深さを知るに足るべきなり。」というように、今までにない激戦であった(芸日)明治四〇・六・八九)。

△再選者 早速整爾(革新倶楽部系)、瀬川岩造、八木横(革新倶楽部系)、内田哲郎(革新倶楽部系)、田中幸一郎(市長派)

△新選者 田上諸藏(弁護士)、古川久吉(市長派)、秦忠兵衛(革新倶楽部系)、串本康三(市長派)、横山金太郎(革新倶楽部系)、弁護士、武田吉右衛門(革新倶楽部系)、岡田才助(市長派)、望月俊吉(市長派)、不破熊男(革新倶楽部系)、八百利惣治(市長派)、増田直吉(革新倶楽部系)、本明貞藏(市長派)、尾形武三郎(革新倶楽部系)、福原亮(市長派)、和田六一(市長派)

△留任者 福原蘇郎九、玉國一郎二(市長派)、高田寅藏(市長派)、平尾雅次郎(市長派)、久保田榮次郎、岡野七右衛門(市長派)、山縣元兵衛(市長派)、森脇喜兵衛、佐野卯助(市長派)、長沼鸞藏(市長派)、森川脩藏(革新倶楽部系)、中川兼吉(市長派)、山崎一作(市長派)、貝塚新八(革新倶楽部系)

明治四一（一九〇八）年一月の市議会においては、市議会議長候補として森川脩藏（革新倶楽部系）と山本三朗（明治三七年一月から同年五月まで議長、更に明治四〇年一月からも議長であった）が激烈な競争をしたが、革新倶楽部系の議員数はわずかに一名位で、同派は退場戦術などを取ったが敵わず、田上諸蔵（弁護士）が候補に浮上した（「芸日」明治四一・一・一五）。そして、同年一月一七日、革新倶楽部系の者は、広島市民大会を開催して、参会者二千人に向かつて、山本三朗は議長の器ではないと糾弾した（「芸日」明治四一・一・一八～一九、明治四一・一・二二～二六）。しかし、山本も、多数を頼んで種々画策し（「芸日」明治四一・一・二四～一七）、同月二二日、投票により一八票対四票で田上を破り、議長となった（「芸日」明治四一・一・二四）。

（注1）市長派は、明治四一年一月の市議会議長選挙で、山本三朗に投票した者が中心となっている（「芸日」明治四一・一・二四）。革新倶楽部派は、広島県議会議員だけで結成した派閥「革新倶楽部」の系統に属する市会議員である（「中国」明治四一・一・一五）。市長派は一九名、革新倶楽部系は二名である。

（注2）明治三二年八月の市参事会員半数改選においても、自称正義派（弁護士岡謙藏の名が見える）と芸備日々新聞が不正義派を決めつける一派（山本三朗、弁護士林十之助、同山中正雄の名が見える）の対立があるが、自称正義派は敗れる（「芸日」明治三二・八・三

〇）。

（注3）明治三三年一月には、市参事会員の収賄事件が続出し、参事会員は全員引責辞職する（「芸日」明治三三・一・二、明治三三・一・七～一〇、明治三三・一・一六～一八、明治三三・一・二〇～二二、明治三三・一・二七）。

明治四二（一九〇九）年

明治四二（一九〇九）年三月一四日・一五日・一七日、新川場町妙慶院において、広島市政の現状を刷新し市費を節減するために市民大会を開き、かつ政談演説会を催そうと、市内有志者が集会した（「芸日」明治四二・三・一七）。そして、広島市政刷新同盟会を組成した（「芸日」明治四二・三・二五）。

市政刷新同盟は、明治四二（一九〇九）年三月二六日午後一時二〇分より、畳屋町寿座において開会され、高田似壠（弁護士）が発会の辞を述べ、森田卓爾（弁護士）を座長に指名し、発会式を行った（「芸日」明治四二・三・二七）。先ず、座長森田は、金近秀之助に刷新同盟の講究事項と規約、趣旨書を朗読させた。

○講究事項

一 委員制度の利害得失。一 經常及臨時費の内容調査。一 下水道事業中止の利害得失。一 城壕埋立事業遂行の利害得失。一 前数項の外、市政刷新を要す可き事項。

○広島市政刷新同盟規約

第一条 本会事務所を広島市……町に置く。第二条 本会に左の役員を置く。幹事若干名、常務を処理す。評議員若干名、重要な事項を審議し委員を推薦す。委員若干名、調査に従事す。但、当分の内、任期を定めず。第三条 幹事及評議員は総会に於て推薦す。第四条 入退会とも幹事に届出づべし。第五条 本会の経費は、有識者の義捐金を以て之を支弁す。

○趣旨

市費増加して、市民其負担に泣く、蓋し市政の荒廢之が因を成すに非ざる乎。

市民の休戚は、一に自治機関運用の正否に繫りて存す。刻下の趨勢洵に吾人市民をして袖手傍觀するを得ざらしむるものあり。是に於てか、広く同志の士を会し打して団と成し、相倚り相諮り潜心竭力徐ろに市政の利害得失を講究し、其所信を披瀝して、以て市政の發展向上に資し、永く俱に自治の賜に浴せんと欲す。吾人は深く自から戒めて、輕率妄動の弊竇に陥らざらんことを期す。是れ、超然として政党論派の外に立ち、冷靜講究の已むを得ざる所以なり。親愛する所の市民諸君、冀くは來つて、吾人を指導する所あれ。

満場異議なくこれを可決し、夫れより、座長は幹事三名、評議員三〇名を置くことを諮つたが、これまた異議なく決定した。こゝにおいて、幹事および評議員の推薦は、座長に一任すること

を異議なく決定して、式は終わった。

続いて政談演説会に移り、淺野間玉吉の挨拶に続き、吉井源吉、佐伯東、松井繁太郎(弁護士)、太田覃、倉本重吉、濱井正、櫻井良直、有田温三、金近秀之助、森田卓爾(弁護士)、高田似壠(弁護士)、藤田若水(弁護士)、中本吉次郎(弁護士)、末田利三郎が演説した。政談演説会終了後五時二〇分より、小網町高德樓上に有志懇親会を催した(「芸日」明治四二・三・二七―二九)。

市政刷新同盟は、同年四月一日午後一時より、下柳町柳座において、第二回政談演説会を開き、演説会終了後、下柳町原田旅館樓上で懇親会を開いた(「芸日」明治四二・四・一―三)。これらの会合では、明治四三(一九一〇)年六月の市會議員選挙立候補予定者ならびに弁護士では、森田卓爾、藤田若水、松井繁太郎、中本吉次郎、高田似壠が演説した。

次いで、市政刷新同盟は、同年四月三日午後二時一五分から、饒津公園において市民大会を開き、当日の会主である広島弁護士会長高田似壠(弁護士)が、森田卓爾(弁護士)の推薦で、大会会長となり、藤田若水(弁護士)が宣誓書および決議案を朗読して、市会における多数派(市長派)の横暴と市政の腐敗を糾弾する決議をした(「芸日」明治四二・四・五)。

明治四二(一九〇九)年四月一七日、高東広島市長は、病気がちで激務に耐えられないとして辞任したが、それは市政紊亂の声が高まった、めつという(「芸日」明治四二・四・一八、明治四二・四・二七)。

後任の市長候補の推薦に当たっても、市民派（市政刷新同盟）と早急に候補者を決定しようとする非市民派（市長派）とは対立したが、同年四月二十九日、広島市議会において、非市民派の推す、小田貫一が第一候補者に当選した（「芸日」明治四二・四・三〇）。これに対して、広島市民有志は、五月八日市長第一候補者排斥の陳情をした（「芸日」明治四二・五・一〇）。

市政刷新同盟は、明治四二（一九〇九）年五月九日正午から、下柳町柳座において政談演説会を開催し、市自治機関の腐敗を痛論して市民の奮起を促した（「芸日」明治四二・五・一〇～一一）。演説は、吉井源吉「市政の混沌」、金近秀之助「市会招集の不法」、松井繁太郎（弁護士）「市会の横暴」、森田卓爾（弁護士）「市政の危機」、藤田若水（弁護士）「市民の大決心」、高田似巖（弁護士）「陳情の大意」、中本吉次郎（弁護士）「市民の向背」であった。そして、次々と政談演説会を開いた。五月十三日午後五時より、新地座において政談演説会を開いた（「芸日」明治四二・五・一四～一六）。五月一六日正午より、大手町商工倶楽部内弁天座において、政談演説会を開会した（「芸日」明治四二・五・一六、明治四二・五・一八）。五月一七日午後一時より、愛宕町慈恵院において、政談演説会を開いた（「芸日」明治四二・五・一九）。五月一八日夜、比治山明泉寺において、政談演説会を開いた（「芸日」明治四二・五・二〇）。

しかし、明治四二（一九〇九）年五月一七日、小田貫一に対して就任の裁許があり（「芸日」明治四二・五・一八）、同月一九日午前

〇時、その公達は市役所に交付された（「芸日」明治四二・五・二〇）。それも束の間、病の中に広島市長に推薦された小田市長は、同年七月三日午後四時、病死した（「芸日」明治四二・七・二四）。

市政刷新同盟は、明治四二（一九〇九）年七月二〇日午後二時頃より、大手町弁天座において演説会を開き、吉井源吉「爆裂弾」、藤田若水（弁護士）「干渉」、櫻井良直「市政刷新同盟の本領」、三宅彌八「橋梁の籠絡」、中本吉次郎（弁護士）「市会傍聴人取締規則」、森田卓爾（弁護士）「市機関濫用」、高田似巖（弁護士）「所謂緊急問題」と題する演説が行われ、市政刷新の手を緩めるなかつた（「芸日」明治四二・七・二三、明治四二・七・二四）。そして、市政刷新同盟は、同年八月九日午後二時より、明神座において、市民大会を開き、市長選挙に関して保田八十吉を推薦し、続いて政談演説会を開き、市政刷新の必要性を説いた（「芸日」明治四二・八・一〇～一二）。しかし、保田八十吉は市長候補を辞退した。そこで、渡邊又三郎（元弁護士）か串本康三のどちらを市長第一候補とするか、多数派内で暗闘が続いている中で、市政刷新派は渡邊を推すことにした（「芸日」明治四二・八・二〇）。そして、同月二〇日、広島市議会において、渡邊又三郎が市長第一候補者に選ばれ、九月九日裁可され、渡邊は弁護士出身で最初の広島市長になった（「芸日」明治四二・八・二一、明治四二・九・一四～一五）。しかし、渡邊も病気の身であつたので、翌年七月二日、市長を辞任し、同月一八日病死する（「芸日」明治四三・七・三、「芸日」中国「明治四三・七・一九）。

明治四三(一九一〇)年

明治四三(一九一〇)年に入り、市政刷新同盟は、幹事森田卓爾(弁護士)と同高田似龍(弁護士)の呼びかけにより、一月六日午後

四時頃から広島公会堂において、協議会兼新年宴会を催し、同盟の拡張を図り会員を大募集した(芸日「明治四三・一・五、明治四三・一・八(九)」。そして、同年三月一六日午後二時から、公会堂を広島市が買取する案に反対する集会を、弁天座において開いた(芸日「明治四三・三・一四(一六、明治四三・三・一八)」。しかし、同年三月一七日の広島市議会は公会堂を三万四千九百円で買取することに決した(芸日「明治四三・三・一九)。

市政刷新同盟は、広島市会議員半数改選の時期が、切迫してきたので、明治四三(一九一〇)年四月二〇日午後七時より、大手町六丁目倉本重吉方で、協議会を開いて選挙の準備に入った(芸日「明治四三・四・二〇)。こうして、市政刷新同盟は、同年五月一日午後六時より寿座において(芸日「明治四三・五・一三)、五月一日午後八時より荒神町市場定席において(芸日「明治四三・五・一六)、五月三〇日夜は堀川町八千代座において(芸日「明治四三・六・二)、五月三一日午後六時より中島鶴の席において(芸日「明治四三・六・二)、六月二日午後六時より大手町七丁目普門寺において(芸日「明治四三・六・四)、六月三日は福島町中川方および東白鳥町土手倉庫において(芸日「明治四三・六・五、そして、選挙戦に入っても、政談演説会を開くなどして(芸日「明治四三・六・

六(九)、選挙に臨んだ。それらの演説会では、市会議員候補者および応援の県会議員ならびに弁護士では高田似龍、森田卓爾、藤田若水、不破熊男らが、熱弁を振るつた。

明治期最後の市会議員選挙は、明治四三(一九一〇)年六月六日から同月一二日にかけて行われた。この選挙では、早速整爾が率いる、いわゆる革新派(市議会では、市民派と自称)が大勝したが、当選者の中には、藤田若水(弁護士)、林十之助(元弁護士)がいる(芸日「明治四三・六・六(一、二、「中国」明治四三・六・二三)。同年六月一九日の市議会における議長選挙では、早速整爾が議長に選出された(芸日「明治四三・六・二〇)。

彼らは、明治四三(一九一〇)年六月二二日、「市民派議員当選祝賀会」を開いたが、その景況は次の通りであった(芸日「明治四三・六・二四)。

広島市政刷新同盟会の発起に係る市民派議員当選祝賀会は、予期の如く一昨日午後四時頃より、真菰橋畔なる広島公会堂に於て催されしが、出席者は市民派新選市会議員並に市民派留任議員其他市政刷新同盟会員及び有志者等無慮五百余名にして、正門には大国旗を交叉し、玄関には奇麗なる色彩の幔幕を張り、会場には隈なく万国旗を吊して、立食場の設備をなせり。而して、開宴に先だち、煙火の打揚、音楽隊の吹奏、愛らしき少女の演舞等ありき。斯て一同の着席すると共に、市政刷新同盟幹事高田似龍(弁護士)氏登壇、剽説なる開会の辞を述べたり。其要旨に曰く

今回の広島市議員半数改選に付、我が市政刷新同盟会は、宿志を達する実に此機に在りと信じて、聊か活動したる次第なるが、賢明なる市民諸君は多大なる同情を本会に寄せられたる結果、十九名の当選議員中十七名迄、市民派議員の占むる所となり、予想外の大勝を得たるは、市政刷新の上、洵に慶賀すべき事と存ずる也。是に於てか、本会は本日市民派に属する市会議員諸君の当選を祝するため、市民派新旧議員諸君を御招待申し上げし処、何れも打揃ふて御来臨の榮を辱うしたるは、実に感謝に堪へざるなり。

何卒将来市の為に左提右携して精勵活動せられ、腐敗したる市政を刷新せられんことを切望す。本夕供する所のは、野釀粗肴なれども、吾々市民が捧ぐる所の熱誠は至極純潔なるものなるにより、是丈は御遠慮なく甘受せられんことを希望して止まざるなり。尚、将来の選挙に就ては、吾人の理想とせる選挙の現実に行為はれんことを望むと共に、多数なる市民諸君が本日に於ける此挙を賛成せられ、霖雨蒙々たるにも拘はらず、斯く寸地を余まざざる程多数の出席を見たるは、重ねて深く感謝する所なり云々

次で、市民派留任市議員不破熊男(弁護士)氏登壇、来賓一同を代表して簡単に「今夕の厚意を感謝すると同時に、将来広島市の市政に対しては、誠実以て其職務に尽す所あるべし」との挨拶をなし、次に又、市民派新選市議員尾形武三郎氏登壇、新選議員を代表して一場の感謝的挨拶をなせり。次で、高田似蠟氏(弁護士)は、愛媛県へ旅行せる市民派市議員藤田若水氏(弁護士)よ

り送致し来れる電報「盛会を祝し欠席を謝す」とあるを朗読したり。之を終るや、竹尾町有志者大原秀太郎、国泰寺村有志者西正暁両氏の祝辞朗読あり、夫れより酒宴に移りしが、席上同会幹事高田似蠟氏の発声にて、市民派市議員の万歳を三唱し、引続き留任市議員瀬川岩造氏の発声にて広島市民の万歳を三唱したり。夫れより、有志者村金儀助氏の演説に引続き、更に音楽隊の吹奏並に少女の演舞あり、孰れも会衆の拍手喝采を博したり。来会者は、十二分の歓を罄し、一同の散会したるは午後六時過なりしが、近來になき盛会を呈しぬ。尚、当日の斡旋者は、市政刷新同盟会員は総出にて、其他の有志者も之に加はりて、尽力する所ありしは、吾人の多とする所なり。吾人は、市政刷新同盟会の人々が此成功に甘んぜずして、益々奮勵努力せられんことを望むなり。因みに、当日来賓として出席せし、市民派市議員は、

今田正夫(新選2級・傘商、県議、今田庫吉(新選3級・御用商、県議、林十之助(新選1級・無、元弁護士、秦忠兵衛(留任1級・会社長、尾形武三郎(新選3級・農、太田幸吉(新選1級・醤油醸造)、加藤煇之助(新選1級・無、金近秀之助(新選2級・新聞記者)、横山金太郎(留任2級・弁護士、衆議院議員)、吉田基衛(新選3級・實商)、武田吉右衛門(留任2級・銀行員、県議、内田哲郎(留任2級・売薬、県議)、野瀬力藏(新選2級・呉服商)、倉本重吉(新選3級・綿商)、八木横(留任2級・無、県議)、増田直吉(留任3級・活版業、県議)、福原蘇郎九(留任3級・金貨)、不破熊男(留任

3級・弁護士、県議)、有田温三(新選2級・新聞記者)、櫻井良直(新選3級・無)、三宅兼一(新選1級・商)、瀬川岩造(留任1級・米穀仲介)(以上いろいろは順)

の諸氏(二三名)にして、右の外市民派市会議員藤田若水氏(新選2級・弁護士、県議)は愛媛県へ旅行中、同早速整爾氏(留任1級・芸備日日新聞社長、衆議院議員)は上京中、同森川脩藏氏(新選2級・無、県議)は病気のため欠席(三名)したり。而して、前代議士森田卓爾(弁護士)、県参事会員林箴一郎、県会議員須藤治郎の三氏も又出席したりき。尚、同日少女の演舞は、木挽町畑村實男氏の尽力に依りたるものにして、同演舞の番附は老松、沖の大船、千本桜、夕ぎり、浦島、黒髪、御所、源太、白拍子等なりき。(一記者)

渡邊市長の後任に就いては、多数派となつた市政刷新同盟は調査委員を選び、長屋謙二(元弁護士)を推薦し、これに対して市長派による助役の林公平が候補運動をしたが、市会議員の協議会でも長屋を第一候補に推薦することになり、林は断念した(芸日)明治四三・七・一三、明治四三・九・五、明治四三・九・七・八、明治四三・九・一三)。こうして、明治四三(一九一〇)年九月二十八日、第九代広島市長に長屋謙二が就任した(芸日)明治四三・九・二六、明治四三・一〇・一)。しかし、長屋も、市長在任中の大正二(一九一三)年二月一六日、病死する(芸日)大正二・二・一七)。

(注1) 早速整爾は、自ら率いる派閥を市議会では「市民派」と称した(県議会では「革新派」と称した)。それに対して、山本三朗、串本康三などを「市長派(多数派)」と称した。

(注2) この当選祝賀会に出席しなかつた市会議員は、古川久吉(留任1級・醤油醸造、平尾雅次郎(新選1級・金物商、市長派)、望月俊吉(留任2級・無)、柳松次郎(新選3級・農、市民派)、串本康三(留任1級・活版会社社長、山本三朗(新選1級・中国新聞社長、県議、市長派)、田上語藏(留任1級・弁護士)、本明貞藏(留任3級・活版業)、八百利惣次(留任3級・御用商)、田中幸一郎(留任3級・花商、県議)、岡田才助(留任2級・呉服商)の一名である。

(注3) 大正二年六月の市会議員選挙では、市民派(革新派)は城濠埋立地私下、公債整理問題などで市民に大損害をもたらしたと、中国新聞に攻撃されて、大敗した。なお、その際中国新聞は、自らは市民派と称し、芸備日日新聞を革新派と呼称した。明治四三年六月選挙の時は早速の「市民派」(大正二年選挙では革新派という)であったが、大正二年選挙のときは市民派(革新派を批判する側が自称した)に鞍替えして当選した者は、吉田基衛、内田哲郎、野瀬力藏、今田正夫、加藤短之助である。

六 会員の異動

1 「旧々弁護士法」が施行された明治二六（一八九三）年五月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録して、広島弁護士会に入会した弁護士は、二八名であった。そして、明治二六（一八九三）年六月三〇日までの期間内（代言人が無試験で登録できる猶予期間）に九名が入会し、広島弁護士会発足当初の会員数は、三七名となった。更に、同年七月一日から同年末までの間に、三名が入会し、明治二六（一八九三）年一二月末には、広島弁護士会の会員数は四〇名となった。これ以後、明治年間、広島の弁護士数は、多くても四六名程度で、四〇名前後で推移する。

明治二七（一八九四）年一月一日以降、明治二九（一八九六）年一二月三二日までの間は、入会者は一三名（内、七名は退官判検事）、退会者は六名（内、三名は判事任官）の異動があり、明治二九（一八九六）年末現在の会員数は、四六名となった。

（注） 入会者の中で異色な者は、小島孫三郎で、彼は公証人であったが、弁護士試験に及第して弁護士となり、その後、明治三一（一八九八）年一〇月判事に任官した。

こうして、明治三〇（一八九七）年三月現在の広島弁護士会の会員は、左記の四六名となる（中国）明治三〇・三・六。

○岡謙藏、○天野確郎、○森田卓爾、○松山廣居、○平本希一郎、○安倍萬太郎、○高野一步、○香川齋、○山中正雄、○土屋達太郎、○岡崎仁三郎、○渡邊又三郎、○富島豊太郎、○難波泰慈、○安部改造、○藤井公道、○藤井乾助、○大西虎造、○河端守綱、○小川浩行、○脇本東助、○和田詫美、○宮原本太郎、○林十之助、○栗原茂之、○高橋榮之助、○谷音助、○奥本數奇男、○長屋謙二、○山内吉郎兵衛、○玉木市兵衛、○天野鐵輔、△福本則行、●廣瀬又次郎、△中尾捨吉、●田上諸藏、△粕屋萬尋、△上野久之助、△三坂繁人、●松元辰之助、●高田似龍、●三宅昌興、●小島孫三郎、△脇屋雄六、●植田壽作、●土居弘毅

その後の異動の特徴は、先ず、広島地方裁判所検事局の弁護士名簿に登録・登録換をした四九名のうち、元判事検事である者が二六名を占めていることである。次に、司法官試験のときに依願免官して弁護士となった者が、一二名いることである。すなわち、広島地方裁判所検事局の弁護士名簿に登録・登録換をした者のうち、元判事検事と司法官試験を除くと、最初から弁護士であった者は一一名に過ぎない。

そして、弁護士から判事検事に任官した者が、一六名いることである。これは、正規の法律学校を卒業していない老朽判検事を淘汰し、欠員となった分は弁護士から補充する政策を採っていたからである（芸日）明治三二・七・一九、明治三一・八・五、明治三一・

六・二七)。更に、年を重ねた弁護士は、公証人になる道もあった。このような異動を経て、大正元(一九一二年)八月(注、明治四五年は、七月三〇日から大正元年となる)現在の広島弁護士会の会員は、左記の三八名となった。

○森田卓爾、○平本希一郎、○高野一步、○高橋榮之助、●田上諸藏、●高田似龍、△富島暢夫、△横山金太郎、△香川秀作、▲松井繁太郎、△不破熊男、△玉木次郎、△井上房之助、●藤田若水、●新聞辰市、△植田壽作、●篠原迪、△永野法城(大正元年八月二六日死)、▲米田權之助、▲池田寛作、▲佐藤五三、△生駒武彦、●岡咲禮太郎、▲小野才次郎、△河野暁、△吉田眞策、▲森田恪藏、○大西虎造、△多久間信衛、△小川夔三、△南條持一、●篠原資、△西郷政吉、●佐藤芳松、○小川浩行、○谷音助、△湊正則、△望月市太郎

なお、広島弁護士会設立から明治四五・大正元(一九一二年)年末の間に広島地方裁判所検事局において弁護士登録した者は、累計九三名である。

(注1) ○印および●印を付した者は純弁護士であり、○印を付した者は広島弁護士会設立当初からの会員で、●印はその後の入会者である。△印を付した者は、元判事検事で、▲印を付した者は、元司法官試補である。

(注2) 司法官の明治三一年〜明治三四年までの四年間の統計を見ると、

一年当たり平均一四四名の欠員を生じるが、これに対して、同期間における欠員補充の統計は、左記の通りである(「中国」明治三五・七・二九)。

①司法官試補より司法官となった者(六八・二五名)、②弁護士より司法官となった者(三九・七五名)、③退職より復職した者(二・五〇名)、④元判検事で再任した者(八・〇〇名)、⑤転官して判検事となった者(五・〇〇名、合計二三・五〇名)

すなわち、一四四名の欠員に対して、年々一三・五名を補充しているため、一年平均二〇・五名づつ、不足を重ねている。この防止策としては、「待遇につき今日以上にする必要がある」という。

(注3) 司法官試補が、判検事の本官に就くことを好まず、職を辞して弁護士となる者が少なくなかったのは、司法官俸給の低薄なためであるという(「録事」第五六号、明治三五・七・二八)。しかし、横山勝太郎のように、任官するよりは、弁護士となって活動することを選んだ者もいる。

(注4) 当時の弁護士は、弁護士名簿に登録した地以外の場所に出張所を設けることが出来た。大阪、神戸、東京の弁護士が広島に出張所を、岡山、福山の弁護士が福山に出張所を設けた例は、新聞広告で一件は見ることが出来る。また、広島市の弁護士は、福山、尾道、呉、岩国に出張所を設置した。

(注5) 本項では、『官報』に掲載された「弁護士登録・登録換・取消、判検事に対する「叙任・辞令」、「代言人試験及第者」、「弁護士試験及第者」、「判検事登用第一回試験及第者」、「帝国大学卒業証書

授与者」などを収集して参考にした。また、三島駒治『九大法律学校大勢一覽』（東京法友会・二八九八年四月）により、卒業校を記載した。

2 広島弁護士会における会員の「異動一覽表」は、次の通りである。

年度 (明治)	増		減		人数 (会員数)
	登録	登録換	取消	登録換	
26	38 (1)	2			40
27	6 (4)		1		37
28	4 (1)		1		38
29	1 (1)		2 (2)	1 (1)	39
30			3 (2)		40
31	1 (1)		5 (4)		41
32	5 (3)	1 (1)			42
33	2 (1)	1	3 (2)		43
34			1		44
35	1		4 (1)		45

年度 (明治)	増		減		人数 (会員数)
	登録	登録換	取消	登録換	
36	7 (5)	2	4 (1)	1 (1)	40
37	5 (3)	1 (1)	2		39
38	5 (3)	2	1 (1)		39
39	2 (1)	1	1	1	42
40	2 (1)	1	2 (2)	1	45
41	1	1	5 (1)		46
42	2 (1)		4 (1)	2	44
43	2 (1)		1 (1)		43
44	2 (1)		3 (1)		44
45	3 (1)		2 (1)		45

(注1) 増加と減少は、『官報』に掲載された、裁判所検事局の弁護士名簿に登録・登録換・登録取消をした記録を基本にし、それに若干名については、登録年・登録取消年を推定して加えたが、死亡したと思われる登録取消の記録が見出せない者などはそのまゝにした。

したがって、「人数」欄は、明治二六年二月の人数は『官報』の積算、および明治三〇年三月の人数は『中国』新聞によったが、その外は『改正日本弁護士名簿』（毎年八月現在）の会員数を記載しているので、「増加」「減少」欄の結果とは一致しない。

それは、検事局の弁護士名簿に登録しても弁護士会に入会しない者、弁護士会を退会しても検事局の弁護士名簿の登録を取消さないものがあるからである。そして、弁護士名簿の登録取消の記録はあるが、その前に登録をした記録がない者、判検事に任官の記録があるが、弁護士名簿の登録取消の記録がない者などがあり、『官報』の記録も完璧といえないからである。

(注2) 「登録」、「登録換」、「取消」欄については、括弧の中の数字は、元判検事または判検事任官の人数である。

明治二六(一八九三)年

- 1 五月一日に登録した者〔官報〕明治二六・六・九)
①岡謙藏(広島県平民、明治九年二月広島代言免許)、②天野確郎(島根県平民、明治一六年七月松江代言免許)、③森田卓爾(広島県平民、明治一八年東京専門学校卒業、明治二〇年一月東京代言免許)、④松山廣居(滋賀県平民、明治九年七月大阪代言免許)、⑤平本希一郎(広島県平民、明治一二年一月静岡代言免許)、⑥安倍萬太郎(大分県平民、明治一八年八月東京代言免許)、⑦高野一步(広島県平民、明治一五年七月東京代言免許)、⑧香川齋(広島県平民、明治一〇年三月広島代言免許)、⑨山中正雄(広島県平民、明治一〇年三月広島代言免許)、⑩土屋達太郎(山口県士族、明治二四年七月帝国大学法科大学卒業)、⑪岡崎仁三郎(広島県平民・元大阪府平民、明治一四年八月大阪代言免許)、⑫高橋嘉一郎(広島県平民、明治一三年一月広島代言免許)、⑬渡邊(法、戸籍上は渡邊)又三郎(広島県士族、明治一〇年三月広島代言免許)、⑭横山金太郎(広島県平民、明治二四年東京法学院卒業、明治二五年一月東京代言免許)、⑮富島豊太郎(島根県平民、明治一三年二月広島代言免許)、⑯難波泰慈(岡山県平民、明治一一年七月岡山代言免許)、⑰安部改造(広島県平民、明治一二年一月広島代言免許)、⑱大芝榮廣(東京府士族、明治一三年専修学校卒業、明治二六年一月広島代言免許)、⑲藤井公道(広島県平民、明治一〇年東京法学院卒業、明治二〇年一月東京代言免許)、⑳藤井乾助(広島県平民、明治一〇年東京法学院卒業、明治二〇年一月東京代言免許)、㉑大西虎造(岡山県平民、明治二五年一月岡山代

言免許)、㉒河端守綱(広島県士族・元愛媛県士族、明治一〇年三月広島代言免許)、㉓小川浩行(広島県士族、明治二二年明治法律学校卒業、明治二三年二月東京代言免許)、㉔橋野嘉三郎(広島県平民、明治一二年一月広島代言免許)、㉕脇本東助(広島県平民、明治一三年三月広島代言免許)、㉖和田詫美(広島県士族、明治一二年七月広島代言免許)、㉗宮原每太郎(広島県士族、明治九年八月広島代言免許)、㉘林十之助(広島県士族、明治一二年一月広島代言免許)

2 五月二日から六月三〇日の間に登録した者

- ①栗原茂之(五月五日。東京府平民、明治一七年一月大阪代言免許)、「官報」明治二六・六・九)、②高橋榮之助(五月一九日。広島県平民、明治二三年東京法学院卒業、明治二六年一月東京代言免許)、「官報」明治二六・六・九)、③谷音助(五月二〇日。岡山県平民、明治一二年七月岡山代言免許)、「官報」明治二六・六・九)、④岩本寅治(五月二七日。高知県士族、元判事)、「官報」明治二六・七・八)、⑤奥本數奇男(六月二日。広島県平民、明治九年二月広島代言免許)、「官報」明治二六・六・二九)、⑥長屋謙二(六月二四日。広島県平民、明治二二年七月広島代言免許)、「官報」明治二六・七・二)、⑦山内吉郎兵衛(六月二六日。広島県平民、明治一二年六月広島代言免許)、「官報」明治二六・七・三)、⑧玉木市兵衛(六月二七日。広島県平民、明治一〇年三月広島代言免許)、「官報」明治二六・七・五)、⑨高木尉太郎(六月二九日。徳島県士族・元高知県士族、明治一二年一月高知代言免許)、「官報」明治二六・七・五)
- 3 明治二六(一八九三)年七月一日から同年二月三二日の間に

登録した者

① 天野鐵輔（大阪府平民・元広島県平民、明治十一年一月広島代言免許）は、明治二六（一八九三）年一月一七日、福井地方裁判所所属から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした（「官報」明治二六・一一・二七七）。

② 福本則行（東京府士族・元判事）は、明治二六（一八九三）年一月一八日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した（「官報」明治二六・一一・二七七）。

〔注〕 福本は、明治二六年（〇月一〇日）、小樽区裁判所判事を依願免官した（「官報」明治二六・三・二五、明治二六・一〇・一一）。

③ 廣瀬又次郎（広島県平民、明治二年和仏法律学校卒業、明治二六年一月東京代言免許）は、明治二六（一八九三）年二月一五日、東京地方裁判所所属から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした（「官報」明治二六・一一・二二六）。

〔注一〕 山中正雄は、明治三六年以降の「改正日本弁護士名簿」には、登録されていない。しかし、山中は大正八年一月一八日に死亡し、同年二月一七日、弁護士名簿の登録を取消しているのので（「官報」大正八・一一・二三）、広島弁護士会は退会したが、弁護士名簿の登録は取消さなっていたのである。

〔注二〕 難波泰慈は、明治三年の「改正日本弁護士名簿」には登録されていないが、「官報」には弁護士名簿の登録を抹消した記録は見出せない。しかし、明治三二年八月までには死亡したと思われる。

〔注三〕 安部改造は、明治三七年以降の「改正日本弁護士名簿」には登録されていない。しかし、大正九年一月七日、死亡により弁護士名簿の登録を取消したとあるので（「官報」大正九・一・一四）、明治三七年八月までには退会したが、弁護士名簿の登録は取消さないうで、そのままにしていたのである。

〔注四〕 宮原毎太郎は、明治三九年以降の「改正日本弁護士名簿」には登録されていない。しかし、宮原は明治四四年六月二日に死亡し、同年六月二〇日、弁護士名簿の登録を取消しているのので、明治三九年八月までには広島弁護士会を退会したが、弁護士名簿の登録は取消さないうで、そのままにしていたのである。

〔注五〕 玉木市兵衛は、明治三七年以降の「改正日本弁護士名簿」には登録されていない。しかし、玉木は、大正元年八月二六日死亡し、同年九月一日、弁護士名簿から抹消されているのので（「官報」大正元・九・一八）、明治三七年八月までには広島弁護士会を退会したが、弁護士名簿の登録は取消さないうで、そのままにしていたのである。

〔注六〕 廣瀬又次郎は、明治三二年八月一三日、萩区裁判所に補任された（「官報」明治三一・八・一九）。しかし、「官報」には、廣瀬が広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消したという記録は見出せない。なお、廣瀬は、明治三〇年三月現在

の会員名簿には記載されていないので、それまでには広島弁護士会を退会したと思われる。

(注7) 岩本寅治は、広島地方裁判所判事であったが、明治二六年五月二日退官し〔官報〕明治二六・五・二二、同年五月二七日弁護士登録をした、広島におけるヤメ判第一号である。その他の者は、代官人から弁護士登録をした者である。

明治二七(一八九四)年

①中尾捨吉(広島県士族・元高知県士族、元判事)は、明治二七(一八九四)年一月二日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二七・一・二二。

(注) 中尾は、明治二六年二月一日、函館控訴院部長判事を依願免官した〔官報〕明治二六・二・一四、明治二六・二・一八。

②田上諸藏(広島県士族、明治二二年明治法律学校卒業、明治二六年二月弁護士試験及第)は、明治二七(一八九四)年二月九日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二七・二・一五。

③粕屋萬尋(広島県平民・元敦賀県平民、元判事)は、明治二七(一八九四)年三月三十一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二七・四・一三。

(注) 粕屋は、明治二六年九月二日、尾道区裁判所判事るとき退職を命ぜられ〔官報〕明治二六・九・一三、同年二月二六日、判事を依願免官した〔官報〕明治二六・二・一八。

④上野久之助(広島県平民・元和歌山県平民、元検事)は、明治二七(一八九四)年四月二六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二七・五・二五。

(注) 上野は、明治二七年三月一九日、福山区裁判所検事を依願免官した〔官報〕明治二七・三・二二。

⑤三坂繁人(福岡県士族、元判事)は、明治二七(一八九四)年九月二四日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二七・九・二九。

(注) 三坂は、明治二七年七月二日、広島地方裁判所長るとき退職を命ぜられ、同年九月一日依願免官した〔官報〕明治二七・七・三。

⑥高木尉太郎は、明治二七(一八九四)年一月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治二七・一・二〇。

⑦松元辰之助(広島県平民、明治二六年東京法学院卒業、明治二六年一

二月弁護士試験及第)は、明治二七(一八九四)年二月二日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」明治二七・二二・二六)。

(注) 松元は、明治二七年二月二八日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが(「官報」明治二七・三・六)、『官報』には、その登録を抹消した記録は見出せない。

明治二八(一八九五)年

①高田似隴(広島県平民、明治一六年七月大阪代言免許)は、明治二八(一八九五)年一月二五日、東京地方裁判所所屬から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした(「官報」明治二八・二・一)。

②三宅昌興(広島県平民、明治二六年明治法律学校卒業、明治二七年一月二月弁護士試験及第)は、明治二八(一八九五)年二月六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」明治二八・二・一四)。

③小島孫三郎(広島県平民、明治二七年二月弁護士試験及第)は、明治二八(一八九五)年二月二五日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」明治二八・二・二〇)。

(注) 小島は、明治二六年一月七日、岩国区裁判所管内公証人に任用

され(「官報」明治二六・一一・七)、明治二七年二月一〇日、柳井区裁判所管内を兼官したが(「官報」明治二七・一一・二〇)、明治二八年一月一六日、依願免職した(「官報」明治二八・一・二一)。

④橋野嘉三郎は、明治二八(一八九五)年三月一日、弁護士法第五条第二に該当するので、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した(「官報」明治二八・三・一)。

⑤高橋嘉一郎は、明治二八(一八九五)年三月一四日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した(「官報」明治二八・三・二〇)。

(注) 高橋は、明治二八年二月二〇日、赤間関区裁判所判事に補任せられ(「官報」明治二八・二・二六)二七、明治四三年九月一四日、広島控訴院部長判事のと看した(「芸日」・「中国」明治四三・九・一五)、『官報』明治四三・九・二〇)。

⑥脇屋雄六(東京府平民、元広島県平民、元判事)は、明治二八(一八九五)年九月一七日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」明治二八・九・二四)。

(注) 脇屋は、明治二八年二月八日、広島区裁判所監督判事のと看退職を命ぜられ(「官報」明治二七・二二・二六、明治二八・二・九)、

同年九月五日、判事を依願免官した〔官報〕明治二八・九・六。

- ⑦横山金太郎は、明治二八(一八九五)年十一月五日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治二八・一一・一一)。

(注) 横山は、明治二八年一〇月二九日、西条区裁判所判事に補任され〔官報〕明治二八・一〇・三一、明治二八・一一・一)、明治三〇年七月一三日、宇和島区裁判所判事〔官報〕明治三〇年七月一四日)に補され、同年二月一七日、台湾総督府法院判官に任ぜられて〔官報〕明治三〇・一二・一八)、同日、台北地方法院判官に補された〔官報〕明治三一・二・一)。

明治二九(一八九六)年

- ①植田壽作(広島県平民、明治二六年和仏法律学校卒業、明治二七年一月二日弁護士試験及第)は、明治二九(一八九六)年五月二日、東京地方裁判所所屬から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治二九・五・九)。

(注) 植田は、明治二八年二月七日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治二八・二・九)。

- ②大戸復三郎は、明治二九(一八九六)年六月二二日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治二九・六・二七)。

(注) 大戸(広島県平民、明治一六年七月司法省法学校卒業)は、明治二七年一月三日、津山区裁判所判事を依願免官しているが〔官報〕明治二七・一・二七)、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録をした記録は見いだせない。大戸は、その後、明治三一年五月二八日、岡山地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三二・六・三)。

- ③岩本寅治は、明治二九(一八九六)年七月二八日、広島第十六規則第四三条第一項に違背し、弁護士法第三三条第四号により除名された〔官報〕明治二九・八・一〇)。

④大芝築廣は、明治二九(一八九六)年一〇月二七日、広島地方裁判所所屬から、福島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治二九・一・四)。

(注) 大芝は、明治三〇年二月一七日、酒田区裁判所判事に補任され〔官報〕明治三〇・二・一八、明治三〇・二・二二)、明治三〇年二月三日、福島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三〇・二・二八)。

⑤土居弘毅(兵庫県平民、明治三年二月神戸代言免許)は、明治二九年(一八九六)年二月一日、大阪地方裁判所所屬から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治二九・二二・一一)。

明治三〇(一八九七)年

①土屋達太郎は、明治三〇(一八九七)年五月一七日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三〇・五・二六)。

(注) 土屋は、明治三〇年四月二十八日台湾総督府二等郵便電信局長に任ぜられたが、明治三二年六月一八日非職となった〔叙位裁可書〕大正一〇年七月二二日・叙位卷二)。その後、土屋は、明治三二年一〇月二四日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し〔官報〕明治三二・一〇・二七)。明治三二年一月八日、台湾総督府法院判官に任ぜられ〔官報〕明治三二・一・九、同日、台北地方法院判官に補され〔官報〕明治三二・一・二四)、同年一月二七日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三二・一・三〇)。

②天野確郎は、明治三〇(一八九七)年八月二四日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三

〇・八・三二)。

(注) 天野は、明治三〇年八月二七日、台北県頂雙溪弁務署長を命ぜられたが〔官報〕明治三〇・一〇・二)、明治三二年六月二〇日、非職を命ぜられた〔官報〕明治三二・六・二二)。その後、天野は、明治三二年五月一九日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが〔官報〕明治三二・五・二四)、明治三七年七月四日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三七・七・六)。

③粕屋萬尋は、明治三〇(一八九七)年二月二四日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三一・一・七)。

明治三一(一八九八)年

①藤井乾助は、明治三一(一八九八)年一月二三日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三一・一・一八)。

(注) 藤井は、明治三〇年二月二七日、台湾総督府法院判官に任ぜられ〔官報〕明治三〇・一二・二八)、同日、新竹地方法院判官に補された〔官報〕明治三一・二・一)。その後、藤井は、大正七年五月

一日、台湾総督府法院判官・台中地方法院長のとき、退職を命ぜられ〔官報〕大正五・五・二五、大正七・五・一六、大正八年一月五日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが〔官報〕大正八・一・二二、大正一四年九月二五日死亡し〔官報〕大正一四・一・四、大正一四年一〇月三日、弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕大正一四・一〇・三三。

年四月一九日、高千穂区裁判所判事のとき休職を命ぜられ〔官報〕大正二・四・二二、更に、大正四年六月一九日、退職を命ぜられ〔官報〕大正四・六・二二、大正四年八月二日、大津地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し〔官報〕大正四・八・七、大正四年二月二七日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を換えた〔官報〕大正五・一・一一。

②三宅昌興は、明治三一(一八九八)年六月二八日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三一・七・六。

⑤松元辰之助は、明治三一(一八九八)年一月三〇日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三一・一一・一〇。

(注) 三宅は、明治三二年六月二日、宇和島区裁判所判事に補任された〔官報〕明治三一・六・二三(二四)。

(注) 松元は、明治三二年一月二四日、福山区裁判所判事に補任された〔官報〕明治三一・一一・二五。その後、松元は、大正一五年七月二六日、広島控訴院部長判事のとき退職を命ぜられ〔官報〕大正一五・七・二八、大正一五年九月六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正一五・九・二二。

③和田詫美は、明治三一(一八九八)年八月一〇日、死亡した〔官報〕明治三一・三・二八。

④小島孫三郎は、明治三一(一八九八)年一〇月二八日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三一・一一・五。

⑥堀江三正(福岡県、元判事)は、明治三一(一八九八)年二月一〇日、弁護士を開業した〔中国〕明治三一・二・一〇、〔芸日〕明治三一・一一・一一。

(注) 小島は、明治三二年一〇月三日、三次区裁判所判事に補任された〔官報〕明治三一・一〇・二四(二五)。その後、小島は、大正二

(注) 堀江は、明治三二年一月一日、三次区裁判所判事のとき退職を

命ぜられ〔官報〕明治三二・一一・二二、同年二月一〇～二二日、広島市下中町一六番邸において弁護士を開業した旨の新聞広告を出した。しかし、堀江が、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した記録は見出せない。

明治三二（一八九九）年

- ①河野通信（兵庫県士族、元検事）は、明治三二（一八九九）年一月二日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三二・一一・一九。

〔注〕河野は、明治三二年二月八日、三次区裁判所検事るとき退職を命ぜられ〔官報〕明治三一・一二・一〇、明治三三年五月三〇日、検事を依願免官した〔官報〕明治三三・五・三二。

- ②木元園次（広島県平民、明治三〇年日本法律学校卒業、明治三二年一月二月弁護士試験及第）は、明治三二（一八九九）年二月六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三二・一一・一三。

- ③三戸有治（山口県士族、明治三二年一月弁護士試験及第）は、明治三二（一八九九）年二月二日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三二・一二・二八。

- ④黒澤太郎（東京府士族・元北海道庁士族、元判事）は、明治三二（一

八九九）年七月二四日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三二・八・一。

〔注〕黒澤は、明治二六年五月二六日、根室地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが〔官報〕明治二六・六・七、明治二八年一月三日、新潟地方裁判所判事に補任され〔官報〕明治二八・一二・四五、同年二月九日、弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治二八・一二・二八。しかし、明治三〇年二月一六日、増毛区裁判所判事るとき依願免官した〔官報〕明治二九・一〇・三〇、明治三〇・一一・二七。

- ⑤富島暢夫（広島県平民、明治三年七月帝国大学法科大学卒業）は、明治三二（一八九九）年九月三〇日、神戸地方裁判所所屬から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三二・一〇・七。

〔注〕富島は、明治二三年八月四日、司法官試験を命ぜられたが〔官報〕明治二三・八・七、明治二七年四月一三日、横浜地方裁判所判事るとき依願免官した。〔官報〕明治二六・一〇・二五、明治二七・四・一四。そして、明治二七年四月二七日、横浜地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し〔官報〕明治二七・五・四、明治三二年六月一六日、神戸地方裁判所検事局の弁護士名簿に登録換した

〔官報〕明治三二・六・二四。

- ⑥横山金太郎(広島県平民、明治二五年一月東京代言免許)は、明治三二(一八九九)年一月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に再登録した〔官報〕明治三二・一一・一八。

(注) 横山は、明治三二年(〇月二五日)、台湾総督府法院判官を依願免官した〔官報〕明治三二・一〇・二六。

明治三三(一九〇〇)年

- ①脇屋營一(東京府士族、明治三二年二月弁護士試験及第)は、明治三三(一九〇〇)年二月二八日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三三・三・六。
- ②藤井公道は、明治三三(一九〇〇)年五月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三三・五・一一)。

(注) 藤井は、明治三三年五月七日、三次区裁判所判事に補任され〔官報〕明治三三・五・八(九)、大正元年九月二六日、新見区裁判所判事るとき死亡した〔官報〕大正一・一〇・四。

- ③篠原資(愛媛県平民、明治二五年七月松山代言免許)は、明治三三

(一九〇〇)年五月二五日、松山地方裁判所所屬から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三三・五・三一)。

- ④河野通信は、明治三三(一九〇〇)年六月三〇日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三三・七・九)。

(注) 河野は、明治三四年二月六日、大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが〔官報〕明治三四・一二・一一)、明治三五年四月一日、その登録を取消し〔官報〕明治三五・四・一七)、同年同月二四日、神戸区裁判所管内公証人を命ぜられた〔官報〕明治三五・四・二五)。

- ⑤安倍萬太郎は、明治三三(一九〇〇)年九月三日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三三・九・一一)。

(注) 安倍は、明治三三年八月二九日、大分地方裁判所判事兼大分区裁判所判事に補任されたが〔官報〕明治三三・八・三〇(三一)、同年一月二日死亡した〔芸日〕明治三三・一一・一四、〔中国〕明治三三・一一・一五、〔官報〕明治三三・一一・二九)。

⑥ 多久間信衛（兵庫県土族、元判事）は、明治三三（一九〇〇）年一月二十九日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三三・二二・七。

〔注〕 多久間は、明治三三年二月五日、尾道区裁判所判事から広島控訴院判事に補せられたが〔官報〕明治三三・二・六、翌六日、退職を命ぜられ〔明治〕三三・二・七、明治三三年九月二十五日、判事を依願免官した〔官報〕明治三三・九・二二。

明治三四（一九〇一）年

① 脇本東助は、明治三四（一九〇一）年九月二十七日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三四・一〇・四。

明治三五（一九〇二）年

〔注〕 山科慎次郎は、明治三五年の「改正日本弁護士名簿」には広島弁護士会の会員（尾道市尾崎町出張）として登録されているが、〔官報〕には広島地方裁判所検事局の弁護士名簿に登録したという記録は見出せない。なお、山科は、明治三三年・明治三七年などの「改正日本弁護士名簿」では東京弁護士会会員で、広島県尾道市久保町出張あるいは尾崎町出張と登録されている。

① 庄野雄次（高知県平民、明治三四年一月判事検事登用試験及第）は、明治三五（一九〇二）年三月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三五・三・二〇。

〔注〕 庄野は、明治明治三五年二月二三日、司法官試補を依願免した〔官報〕明治三五・二・一四。庄野は、明治四三年の「改正日本弁護士名簿」では広島地方裁判所所属から消えて、大正元年の「改正日本弁護士名簿」では釜山地方法院所属となっている。庄野は、大正七年二月二日、広島地方裁判所所属弁護士として、死亡により弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕大正七・二・一八。

② 脇屋雄六は、明治三五（一九〇二）年六月二十四日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三五・七・一。

〔注〕 脇屋は、明治三五年六月二日、西条区裁判所判事に補任された〔官報〕明治三五・六・二三～二四、明治四四年二月八日、玉島区裁判所判事の時死亡した〔官報〕明治四四・二・一五。

③ 三宅昌興は、明治三五（一九〇二）年九月三十日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三五・一〇・九。

(注) 三宅は、明治三四年四月一日、松山地方裁判所判事るとき退職を命ぜられ〔官報〕明治三四・四・一三三、明治三四年五月四日、松山地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三四・五・一〇〇)。しかし、松山地方裁判所所属から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした記録は見出せない。

④ 渡邊又三郎は、明治三五(一九〇二)年一月六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三五・一〇・一四)。

(注) 渡邊は、明治四三年七月一日午前一〇時五三分病死した〔芸日〕中国〕明治四三・七・一九)。

⑤ 植田壽作は、明治三五(一九〇二)年一月二十九日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三五・一一・七)。

(注) 植田は、明治三五年一月二十五日、山口地方裁判所判事に補任された〔官報〕明治三五・一〇・二七)。

明治三六(一九〇三)年

① 香川秀作(広島県士族、明治二五年東京法学院卒業、明治二六年一〇

月判事検事登用試験及第)は、明治三六(一九〇三)年二月二十六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・三・三三三)。

(注) 香川は、明治三六年二月五日、宮崎地方裁判所検事るとき退職を命ぜられた〔官報〕明治三六・二・一六)。

② 横山勝太郎(広島県平民、明治三五年一月判事検事登用試験及第、同年二月弁護士試験及第)は、明治三六(一九〇三)年四月六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・四・一四)。

(注) 横山は、明治三六年三月六日、司法官試補を依願免した〔官報〕明治三六・三・九)。

③ 前田米藏(和歌山県平民、明治三五年一月判事検事登用試験及第)は、明治三六(一九〇三)年四月七日、広島地方裁判所において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・四・一四)。

(注) 前田は、明治三六年三月一四日、司法官試補を依願免した〔官報〕明治三六・三・一六)。

④脇屋營一は、明治三六（一九〇三）年四月一三日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三六・四・二四）。

〔注〕脇屋榮一は、明治三六（一九〇三）年三月四日、宇和島区裁判所判事に補任された〔官報〕明治三六・三・一六）。

⑤香川齋は、明治三六（一九〇三）年四月二〇日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三六・四・二九）。

⑥松井繁太郎（大阪府平民、明治三五年一月判事検事登用試験及第）は、明治三六（一九〇三）年四月二八日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・五・六）。

〔注〕松井は、明治三六年三月一八日、司法官試補を依願免した〔官報〕明治三六・三・一九）。

⑦不破熊男（広島県平民、明治三二年一月判事検事登用試験及第）は、明治三六（一九〇三）年九月一八日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・九・二五）。

〔注〕不破は、明治三六年八月二二日、金沢区裁判所判事兼金沢地方裁

判所判事を依願免官した〔官報〕明治三六・六・二、明治三六・八・二四）。

⑧小川夔三（新潟県平民、明治二十七年七月帝国大学法科大学卒業）は、明治三六（一九〇三）年一〇月一九日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・一〇・二七）。

〔注〕小川は、明治三六年九月一六日、尾道区裁判所判事を依願免官した〔官報〕明治三五・四・二三、明治三六・九・一七）。

⑨井上房之助（兵庫県平民、明治二六年一〇月判事検事登用試験及第）は、明治三六（一九〇三）年一〇月三〇日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・一一・九）。

〔注〕井上は、明治三六年一〇月一三日、西条区裁判所判事の時退職を命ぜられた〔官報〕明治三六・一〇・一四）。井上は、大正一一年一月一六日、死亡により弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕大正一・一・一三）。

⑩玉木次郎（広島県平民、明治三二年一月判事検事登用試験及第）は、明治三六（一九〇三）年一〇月二七日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・一一・五）。

(注) 玉木は、明治三六年九月一六日、浜田区裁判所判事を依頼免旨した〔官報〕明治三六・一・二二、明治三六・九・一七。玉木は、大正一〇年二月三日、死亡により、弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕大正一〇・二二・二九。

⑭糸谷庫一（広島県平民、明治三五年一月判事検事登用試験及第）は、明治三六（一九〇三）年二月二六日、東京地方裁判所所属から広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録をした〔官報〕明治二七・一・一一。

⑪中尾捨吉は、明治三六（一九〇三）年一月二〇日、広島地方裁判所所属から、東京地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三六・一一・二五。

(注) 中尾は、明治三七年五月一四日、病死した〔芸日〕「中国」明治三七・五・二〇。

(注) 糸谷は、明治三六年一月二〇日、司法官試験を依頼免し〔官報〕明治三六・一・二二、同年二月三日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三六・二・七。糸谷は、明治四〇年以降の「改正日本弁護士名簿」には登載されていない。これは、刑事事件で逃走中に欠席有罪判決を受け、会費を払わないため弁護士会を退会処分となっているが、弁護士名簿の取消には至っていないためである。

⑫林十之助は、明治三六（一九〇三）年二月二四日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三七・一・一一。

明治三七（一九〇四）年

⑬藤田若水（愛媛県平民、明治三年二月弁護士試験及第）は、明治三六（一九〇三）年二月一五日、大阪地方裁判所所属から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三六・二二・二二。

(注) 藤田は、明治三四年三月八日、大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三四・三・一三。

(注) 鮎川元恭（山口県士族、明治三〇年一月判事検事登用試験及第）は、明治三七年七月七日、広島市下流川町九番地に法律事務所を設置したと広告しているが〔芸日〕「中国」明治三七・七・七、明治三七年の「改正日本弁護士名簿」では、松山地方裁判所所属（広島市下流川町九番戸出張、明治三八年の「改正日本弁護士名簿」では、松山地方裁判所所属（山口県山口町出張）である。

①岡謙藏は、明治三七（一九〇四）年四月一六日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報一明治三七・四・二二二〕。

②長屋謙二は、明治三七（一九〇四）年五月二日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報一明治三七・五・一一〕。

〔注〕長屋は、大正二年二月一六日午前八時、心臓発作のため死亡した〔芸日一中国一〕大正二・二・一七〕。

③河端守綱は、明治三七（一九〇四）年八月八日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報一明治三七・八・一六〕。

④横山勝太郎は、明治三七（一九〇四）年二月二七日、広島地方裁判所所屬から、東京地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報一明治三七・二・二九〕。

明治三八（一九〇五）年

①新開辰市（広島県平民、明治三七年一月弁護士試験及第）は、明治三八（一九〇五）年一月二五日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報一明治三八・二・二七〕。

②植田壽作（広島県平民、明治二七年二月弁護士試験及第）は、明治

三八（一九〇五）年二月二一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に再登録した〔官報一明治三八・二・二八〕。

〔注〕植田は、明治三八年一月三一日、山口地方裁判所判事を依願免官した〔官報一明治三八・二・一〕。植田は、大正二年一〇月一九日、死亡により弁護士名簿の登録を取消した〔官報一〕大正二・二・一一一〕。

③奥本數奇男は、明治三八（一九〇五）年四月二五日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報一明治三八・五・二〕。

〔注〕奥本は、明治三八年四月二〇日午前二時、腸チフスのため死亡した〔芸日一〕明治三八・四・二二〕、明治三八・四・二五〕、中国一明治三八・四・二二〕。

③湊正則（広島県士族、元検事）は、明治三八（一九〇五）年五月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報一明治三八・五・二五〕。

〔注〕湊は、明治三八年四月一日、高梁区裁判所検事の時き退職を命ぜられた〔官報一〕明治三八・四・四〕。

④木元園次は、明治三八（一九〇五）年六月一日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三八・六・二二）。

〔注〕木元は、明治三八年六月一日、病死した〔中国〕明治三八・六・一五、「芸日」明治三八・六・一六）。

⑤奥田勝太郎（広島県平民、明治二四年東京法学院卒業、明治三三年一月判事検事登用試験及第）は、明治三八（一九〇五）年六月二十六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三八・六・二三）。

〔注〕奥田は、明治三八年五月二日、福山区裁判所判事を依願免官した〔官報〕明治三八・六・一）。

⑥土居弘毅は、明治三八（一九〇五）年六月十七日、広島地方裁判所所属から、神戸地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三八・六・二四）。

〔注〕土居は、明治四三年二月三日、神戸地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消し〔官報〕明治四四・一・一〇）、明治四四年一月六日、公証人に任ぜられ、神戸地方裁判所所属及公証人

森正忠の後任として事務取扱を命ぜられ〔官報〕明治四四・一・一〇）、明治四四年七月二五日、故公証人山本四郎の後任として事務取扱を命ぜられた〔官報〕明治四四・七・二九）。

⑦南條持一（山口県士族、元判事）は、明治三八（一九〇五）年九月五日、福岡地方裁判所所属から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三八・九・一二）。

〔注〕南條は、明治三二年七月二六日、宮崎地方裁判所判事の時退職を命ぜられ〔官報〕明治三二・七・二八）、明治三三年七月三〇日、福岡地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三三・八・九）。

⑧篠原迪（愛媛県平民、明治三八年七月東京帝国大学法科大学卒業）は、明治三八（一九〇五）年九月二六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三八・九・二三）。

明治三九（一九〇六）年

①永野法城（広島県平民、明治二〇年七月判事登用試験及第）は、明治三九（一九〇六）年一月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三九・一・二五）。

(注) 永野は、明治三十八年二月二〇日、山口地方裁判所判事から広島高等裁判所判事に転補され〔芸日〕明治三八・一二・二二)、同年同月二日、退職を命ぜられた〔官報〕明治三八・一二・二三)。

②秋元儀助(広島県士族・元山口県士族、明治三十三年二月弁護士試験及第)は、明治三九(一九〇六)年一月二七日、東京地方裁判所所属から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治三九・二・二三)。

③世良静一(広島県平民、明治三十七年七月東京帝国大学法科大学卒業)は、明治三九(一九〇六)年一月二七日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三九・二・二三)。

(注) 世良は、明治三十八年三月一日、司法官試験を依願免した〔官報〕明治三八・三・二二)。

④岩田仙宗(広島県平民、元三重県平民、明治三十四年一月判事検事登用試験及第)は、明治三九(一九〇六)年五月一七日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三九・五・二三)。

(注) 岩田は、明治三十九年四月一六日、宇和島区裁判所判事るとき退職を命ぜられた〔官報〕明治三九・四・一八)。岩田は、明治三十九年

〔明治四三年の「改正日本弁護士名簿」の広島弁護士会所属欄には記載されていないが、大正元年の「改正日本弁護士名簿」には、京城地方法院所属として記載されている。岩田は、大正九年九月二〇日、神戸地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕大正九・九・二八)。

⑤湯川慎三郎(広島県平民、元判事)は、明治三九(一九〇六)年八月二〇日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三九・八・二五)。

(注) 湯川は、明治三十二年二月一日、大阪地方裁判所部長判事るとき退職を命ぜられ〔官報〕明治三一・一二・二三)、同年同月一九日、大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録したが〔官報〕明治三一・一二・二七)、明治三十六年一月九日、和歌山地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をし〔官報〕明治三六・一一・一九)、更に、明治三十七年七月二日、大阪地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をし〔官報〕明治三七・七・二九)、明治三十九年六月二日、その弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三九・七・五)。

⑥米田權之助(広島県平民、明治三十七年一月判事検事登用試験及第)は、明治三九(一九〇六)年八月二八日、東京地方裁判所所属から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官

報」明治三九・九・五。

(注) 米田は、明治三八年七月二十四日、司法官試補を依願免し〔官報〕明治三八・七・二五、同年八月一〇日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三八・八・一七。

⑦池田寛作(広島県平民、明治三六年二月判事検事登用試験及筈)は、明治三九(一九〇六)年一〇月二五日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三九・一〇・三一。

(注) 池田は、明治三七年五月七日、司法官試補を依願免した〔官報〕明治三七・五・九。

⑧富島豊太郎は、明治三九(一九〇六)年二月二六日、広島地方裁判所所屬から、松江地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四〇・一・一七。

明治四〇(一九〇七)年

①佐藤五三(広島県平民、明治三六年二月判事検事登用試験及筈)は、明治四〇(一九〇七)年一月一八日、東京地方裁判所所屬から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四〇・一・二八。

(注) 佐藤は、明治三七年四月二三日、司法官試補を依願免し〔官報〕明治三七・四・二三、同年五月二七日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三七・五・三二。

②生駒武彦(福岡県士族、明治三二年七月東京帝国大学法科大学卒業)は、明治四〇(一九〇七)年二月一日、広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四〇・二・八。

(注) 生駒は、明治三六年九月七日、長崎地方裁判所判事を依願免官し〔官報〕明治三六・九・八、同年同月二三日、長崎地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録し〔官報〕明治三六・一〇・五、明治三八年二月一日、その弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三八・二・三三。

③前田米藏は、明治四〇(一九〇七)年五月二七日、広島地方裁判所所屬から、東京地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四〇・六・三。

(注) 前田は、明治三七年の「改正日本弁護士名簿」では広島地方裁判所所屬とされているが、明治三九年の「改正日本弁護士名簿」では東京地方裁判所所屬として登載されている。

④湯川愼三郎は、明治四〇（一九〇七）年七月二十九日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四〇・八・八。

⑤岡咲禮太郎（広島県平民、明治三八年一月弁護士試験及第）は、明治四〇（一九〇七）年二月六日、東京地方裁判所所属から、広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四〇・二・二三。

〔注〕 岡咲は、明治三九年四月一七日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録をした〔官報〕明治三九・四・二二。

明治四一（一九〇八）年

①中本吉次郎（広島県平民・元東京府平民、明治四〇年一月判事検事登用試験及第）は、明治四一（一九〇八）年三月一六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四一・三・二五。

〔注〕 中本は、明治四一年三月三日、司法官試験補を依願免した〔官報〕明治四一・三・四。

②佐藤芳松（広島県平民、明治三六年二月弁護士試験及第）は、明治四一（一九〇八）年四月一七日、大阪地方裁判所所属から、広島

地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四一・四・二八。

〔注〕 佐藤は、明治三七年三月五日、大阪地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治三七・三・一一。

③秋元儀助は、明治四一（一九〇八）年五月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四一・五・七。

〔注〕 秋元は、明治四一年三月二六日、上田区裁判所判事に補任された〔官報〕明治四一・三・二七、明治四一・三・三一。

④奥田勝太郎は、明治四一（一九〇八）年六月一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四一・六・二〇。

〔注〕 奥田は、明治四二年一月一日、統監府判事に任ぜられ〔官報〕明治四二・一・二、同日、光州地方裁判所判事に補された〔官報〕明治四二・一・二三。

⑤世良静一は、明治四一（一九〇八）年二月一〇日、広島地方裁

判所所属から、東京地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四一・一二・一六。

明治四二(一九〇九)年

- ①山内吉郎兵衛は、明治四二(一九〇九)年一月二七日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四二・二・一六。

(注) 山内は、明治四五年六月五日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四五・六・八。

- ②栗原茂之は、明治四二(一九〇九)年三月一六日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四二・三・二五。

- ③黒澤太郎は、明治四二(一九〇九)年三月二〇日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四二・三・二五。

(注) 黒澤は、明治四二年三月三日、稚内区裁判所に補任され〔官報〕明治四二・三・五)、同年五月二日、増毛区裁判所に補任された〔官報〕明治四四・五・三四。

- ④堀江三正は、明治四二(一九〇九)年六月二日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四二・六・三三)。

- ⑤松山廣居は、明治四二(一九〇九)年七月二日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四二・七・八)。

(注) 松山は、明治四二年七月六日、公証人を命ぜられ、元東京区裁判所管内公証人宇野美苗の後任として事務取扱を命ぜられたが〔官報〕明治四二・七・八)、同年九月一〇日、病死した〔芸日〕明治四二・九・一九)。

明治四三(一九一〇)年

- ①帯刀吉五郎(島根県平民、明治四二年二月弁護士試験及第)は、明治四三(一九一〇)年一月二日、広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四三・一・三一)。

- ②岡崎仁三郎は、明治四三(一九一〇)年一月三十一日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四三・二・一九)。

(注) 岡崎は、大正一四年二月三日、公証人に任ぜられ、東京地方裁判所所属を命ぜられた〔官報〕大正一四・二・一〇)。

③望月市太郎（静岡県葦民、元判事）は、明治四三（一九一〇）年四月二八日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四三・五・六。

〔注〕望月は、明治四三年三月二十九日、竹原区裁判所判事るとき退職を命ぜられた〔官報〕明治四三・三・三〇。

④天野鐵輔は、明治四三（一九一〇）年四月三〇日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四三・五・一〇。

⑤三坂繁人は、明治四三（一九一〇）年五月二六日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四三・六・四。

〔注〕三坂は、明治四三年五月二五日午後七時二五分、病死した〔芸日〕「中国」明治四三・五・二七。

⑥米田（中本）吉次郎は、明治四三（一九一〇）年五月三十一日、広島地方裁判所所屬から、大阪地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四三・六・一〇。

⑦三戸有治は、明治四三（一九一〇）年七月一九日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した

〔官報〕明治四三・七・二七。

〔注〕三戸は、明治四三年六月四日、精神異常のため走行中の列車から投身自殺した〔芸日〕明治四三・六・八。

⑧帯刀吉五郎は、明治四三（一九一〇）年九月二六日、広島地方裁判所所屬から、福井地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四三・一〇・二。

〔注〕帯刀は、大正六年九月一日、福井地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消し〔官報〕大正六・九・一八、同日、金沢地方裁判所検事兼金沢区裁判所検事に補任された〔官報〕大正六・九・二二。

明治四四（一九一一年）

①宮原毎太郎は、明治四四（一九一一年）六月二〇日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四四・六・二七。

〔注〕宮原は、六呂堂雪也の名を以て俳人の間で知られていたが、明治四四年六月一二日夜七時三〇分、病死した〔芸日〕明治四四・六・一四、「中国」明治四四・六・一五。

②杉本榮次(兵庫県平民、明治三九年七月東京帝国大学法科大学卒業)は、明治四四(一九一一年)五月一七日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四四・六・二四)。

(注) 杉本は、明治四二年五月二日、広島地方裁判所判事兼広島区裁判所判事に補されている〔官報〕明治四二・五・二六)。

③小野才次郎(岡山県平民、明治四二年二月判事検事登用試験及第)は、明治四四(一九一一年)七月六日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四四・七・一一)。

(注) 小野は、明治四四年六月二〇日、司法官試補を依願免した〔官報〕明治四四・六・二二)。

④上野久之助は、明治四四(一九一一年)八月一七日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四四・八・二六)。

(注) 上野は、明治四四年八月二五日、公証人に任ぜられ、広島地方裁判所所属及故公証人納富貴一の後任として事務取扱を命ぜられた〔官報〕明治四四・八・三〇)。上野は、大正六年一月七日、死亡した〔官報〕大正六・一・一六)。

⑤河野暁(広島県平民、明治四二年七月京都帝国大学法科大学卒業)は、明治四四(一九一一年)九月四日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四四・九・一一)。

(注) 河野は、明治四四年八月一四日、朝鮮総督府判事を依願免官した〔官報〕明治四四・八・一五)。

⑥吉田眞策(広島県平民、明治四二年七月京都帝国大学法科大学卒業)は、明治四四(一九一一年)九月八日、京都地方裁判所所属から広島地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四四・九・一五)。

(注) 吉田は、明治四四年三月二日、朝鮮総督府検事を依願免官し〔官報〕明治四四・三・三)、同年同月二八日、京都地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四四・四・五)。

⑦福本則行は、明治四四(一九一一年)二月一五日、弁護士法第五条に該当したので、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治四四・二・二二)。

明治四五(一九一二年)

①森田恪藏(広島県平民、明治四一年七月京都帝国大学法科大学卒業)

は、明治四五（一九一三）年一月二三日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四五・一・二九）。

〔注〕 森田は、明治四四年二月二七日、司法官試補を依願免した〔官報〕明治四四・一二・二八）。

② 杉本榮次は、明治四五（一九一三）年一月二四日、広島地方裁判所所属から、神戸地方裁判所検事局に弁護士名簿の登録換をした〔官報〕明治四五・二・三三）。

③ 西郷政吉（東京府平民、明治二五年七月帝国大学法科大学卒業）は、明治四五（一九一三）年三月二九日、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕明治四五・四・四）。

〔注〕 西郷は、明治二五年七月一〇日、帝国大学法科大学を卒業し〔官報〕明治二五・七・一二）、同年七月二日、司法官試補を命ぜられ〔官報〕明治二五・七・二五）、明治二八年八月四日、名古屋地方裁判所検事に補任されたが〔官報〕明治二八・九・六（七）、明治三〇年七月九日、海軍主理に任ぜられ〔官報〕明治三〇・七・一〇）、明治四〇年一〇月一〇日、神経衰弱症のため依願免官した（任免裁可書）〔明治四〇年・任免卷二九）。

④ 永野法城は、大正元（一九一三）年八月三〇日、死亡により、広

島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕大正元・九・六）。

〔注〕 退職判事従五位勳六等永野法城は、大正元年八月二六日午後一時、病死した〔芸日〕大正元・八・二七、「官報」大正元・九・六）。

⑤ 玉木市兵衛は、大正元（一九一三）年九月二一日、死亡により、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕大正元・九・一八）。

〔注〕 玉木市兵衛は、大正元年八月一六日、病死した〔芸日〕・「中国」大正元・八・一六）。

⑥ 久留島新司（広島県士族、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業）は、大正元（一九一三）年一〇月、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔芸日〕大正元・一〇・一二、「録事」大正元・一〇・二八）。

〔注〕 「官報」には、弁護士名簿への登録記事は見えないが、「芸日」・「録事」には、弁護士登録をしたと掲載されている。

七 会員の非行

こゝでは、広島において開業した弁護士に係る懲戒事件、刑事事件などの非行二四件（懲戒事件一六件、刑事事件六件・違警罪事件二件）について、発生年月日順に番号を付して、その結果を記録した。

懲戒事件の中、⑦⑩は、広島弁護士会規則により禁じられている「現在の相手方から訴訟事件を受任」した廉で懲戒に付された事件で、⑬⑰⑱は、三百行為取締のために禁じられた「紹介人名簿に登載された者の紹介により訴訟事件を受任」した廉で懲戒に付された事件である。

明治	年度別	会員による	刑事事件・懲戒事件の内容
27	①証書変造（重禁錮四月・罰金四円）	②違警罪（科料五銭）	
28	③詐欺取財（重禁錮七月・罰金一〇円）		
29	④懲戒（免訴）	⑤懲戒（除名）	
32	⑥懲戒（過料七〇円）		
34	⑦懲戒（譴責）	⑧懲戒（譴責）	⑨懲戒（譴責）
36	⑪出版条例違反（罰金五円）	⑫選挙法違反（軽禁錮四月）	⑬懲戒（過料一五円）
37	⑮懲戒（過料二〇円）	⑯懲戒（過料二〇円）	⑰懲戒（過料五〇円）
39	⑮懲戒（過料三〇円）	⑰懲戒（過料一〇円）	
40	⑳詐欺取財（重禁錮五月・罰金四百円）		
41	㉑株券偽造（判決結果不明）		
45	㉒違警罪（拘留一〇日）	㉓懲戒（過料八〇円）	㉔懲戒（停職一年）

（注）①橋野嘉三郎 ②廣瀬又次郎 ③池田重吉 ④天野確郎 ⑤岩本寅治 ⑥富島豊太郎 ⑦三坂繁人 ⑧森田卓爾 ⑨田上諸藏 ⑩高田似壠 ⑪山内吉郎兵衛 ⑫林十之助 ⑬宮原毎太郎 ⑭河端守綱 ⑮南條持一 ⑯福本則行 ⑰小川夔三 ⑱湯川愼三郎 ⑲平本希一郎 ⑳糸谷庫一 ㉑福本則行 ㉒池田寛作 ㉓不破熊男 ㉔山内吉郎兵衛

明治二七（一八九四）年

① 橋野嘉三郎

橋野は、神石郡油木村本多秀五郎の訴訟代理人として、同郡同村松川金次郎を相手取り、福山区裁判所において民事訴訟中、証拠の証書の日付を変造したことが発覚し、立会検事の請求により、明治二七（一八九四）年六月一七日証書変造の嫌疑で拘引され、尾道監獄署に入監した（「芸日」明治二七・六・一九、明治二七・七・二）。

橋野は、明治二七（一八九四）年二月六日、広島地方裁判所尾道支部において、証書変造被告事件について、重禁錮四ヶ月、罰金四円の言渡しを受け、同月一七日広島控訴院に控訴した（「芸日」明治二七・二・一八）。その弁護士は、中尾捨吉、岩本寅治、天野確郎、栗原茂之、安倍萬太郎の五弁護士である（「芸日」明治二七・二・二三）。しかし、明治二八（一八九五）年二月五日、広島控訴院において控訴棄却の判決があった（「芸日」明治二八・二・六）。

（注） 弁護士名簿登録取消 広島地方裁判所所属弁護士橋野嘉三郎八弁護士法第五条第二二該当スルヲ以テ弁護士名簿ヲ登録ヲ取消シタリ
〔官報〕明治二八・三・一一）。

② 廣瀬又次郎

廣瀬は、明治二七（一八九四）年七月三日午後一時頃、広島市西地方町三二番邸串山友藏方の軒下で、酒に酔って辺り構わず放

尿しつゝ、ある処を、巡回の巡査に見つかり、西地方町巡査派出所に連行され、酔いが醒めるのを待って放還された（「芸日」明治二七・七・五）。

廣瀬は、この立小便のため、違警罪の科により、科料金五銭に処せられた（「芸日」明治二七・七・二三）。

明治二八（一八九五）年

③ 池田重吉

池田は、詐欺取財の嫌疑により、大津地方裁判所予審判事より、明治二七（一八九四）年一〇月二日、広島地方裁判所へ拘引状を發したので、直ちに警察署に同人拘引方の照会があった。そこで、特務巡査は、直ちに探偵に着手し、同日午後一時頃、同人が広島市川原町光昇楼において酒宴遊興の最中へ飛び込み、御用の一声と共に取押さえ、同年一〇月三日、広島地方裁判所予審廷を経て、大津地方裁判所へ護送したという（「中国」明治二七・一〇・四）。

池田は、詐欺取財被告事件のため、久しく未決監に拘禁中であつたが、明治二八（一八九五）年二月二八日、大津地方裁判所において、委託物騙取罪により、重禁錮一年、罰金一〇円、監視六月に処せられた。起訴された犯罪の所為は、次の通りである（「芸日」明治二八・三・一八）。

第一 重吉は、去る二七年八月七日、加茂郡下野村日下元八の五女トワと当地に於て結婚し、其式を挙げたる後、重吉は金策の

為め自己の保管に係るトワの衣類を私に入質せんと欲し、下婢米澤セイと謀し合はせて、他より盜賊の忍び入りたる体を仮装してトワの衣類二十点竝にトワの衣類新調費として、元八より預かり取りたる金百円を騙取したり。

第二 重吉は、二十七年九月七日、滋賀県甲賀郡寺庄村大字寺庄、望月五郎より同郡土山村大字南土山、高畑重兵衛に掛る貸金取立の委任を受け、同月十日、重兵衛の代理人安井勉次郎より金二百二十円を受取りたり。然るに、途中に於て該金を騙取せんと念を起し、汽車中にて葡萄酒を侷められ、之れを一飲するや忽ち睡眠を催はし、其際金員を掴摸取られたりと詐はりて、遂に騙取の目的を遂げたり。

池田は、右第一の所為(詐欺取材)は免訴、第二の所為(委託物騙取)により前記のように処断された。

(注1) 池田は、大津地方裁判所における判決の後、明治二八年八月二

日、安濃津地方裁判所において、第二の委託物騙取は、詐欺取材事件として審理され、重禁錮七月、罰金一〇円、監視六月の判決を受け、名古屋控訴院に控訴したが控訴棄却され、更に上告したが上告も棄却された。

そして、明治二八年二月三日付「官報」に、「大阪地方裁判所所属弁護士池田重吉ハ弁護士法第五條第二ニ該当シタルヲ以テ去月二十七日所属検事局ニ於テ弁護士名簿ノ登録ヲ取消セリ」と登

載された。

(注2) 大阪地方裁判所所属弁護士池田重吉(滋賀県平民、明治二五年一月大阪代言免許)は、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿の登録換はしなかつたが、明治二七年六月、大阪から広島に来て、広島市水主町一〇番邸(県庁前)に弁護士事務所を増設した(芸日)明治二七・六・九、明治二七・六・二二)。そして、明治二七年九月二四日、三坂繁人(元広島地方裁判所長)が弁護士登録をなし、広島市下流川町六六番地に法律事務所を開設したとき、池田は上野久之助と共に同事務所に所属した(芸日)明治二七・九・二六、「中国」明治二七・九・二七)。しかし、同年一〇月五日には、池田は三坂弁護士から關係を絶断された(芸日)。「中国」明治二七・一〇・五)。

○弁護士公訴事件判決 大阪組合弁護士池田重吉外一名ノ詐欺取財被告事件ニ対シ去月二十八日大津地方裁判所ニ於テ左ノ如ク判決セリ(官報)明治二八・三・一五)。

判決

滋賀県甲賀郡南杣村大字新治五十番屋敷
平民弁護士

現時広島県広島市水主町百十五番屋敷寄留
池田 重吉
滿二十四年

広島県広島市天神町無住戸平民職業不詳

米澤 セイ

四十五年十月

滋賀県甲賀郡寺庄村大字寺庄八十四番屋敷

平民醬油製造業

私訴原告人

望月 五郎

右被告兩名ニ対スル詐欺取財事件ノ公訴及ヒ被告重吉ニ対スル附帶ノ私訴判決スルコト左ノ如シ

被告重吉ヲ第二ノ委託物騙取罪ニ付重禁錮一年ニ処シ罰金十円ヲ附加シ監視六月ニ付シ被告セイヲ第一ノ同罪ニ付重禁錮六月ニ処シ罰金七円ヲ附加シ監視六月ニ付シ被告重吉ノ第一ノ所為は免訴ス

公訴費用ノ内金九円八十錢ハ被告重吉ニ於テ負担スヘシ押収セル書類及ヒ懷中日記ハ各差出人ニ還付シ仮下贓品ハ日下元八へ其儘還付ス

被告セイハ判決ノ送達又ハ刑ノ執行ニヨリ其言渡アリタルコトヲ知りタルヨリ三日以内ニ故障ヲ為スコトヲ得

被告重吉ハ原告五郎請求ノ通り金二百二十円ヲ速カニ弁償スヘシ私訴費用ハ被告重吉ニ於テ負担スヘシ

理由

第一 被告重吉ハ米澤しま山村市平等ノ周旋ニ依リ明治二十七年八月七日広島県賀茂郡下野村日下元八ノ五女とわト其寄留地ニ於

テ結婚シ其式ヲ挙ケタル後重吉ハ金策ノ為メ自己ノ保管ニ係ルとわノ衣類ヲ私カニ入質セント欲シ其手続方ヲ當時ノ下婢被告セイニ依頼シタルニ被告セイハ之ヲ承諾シ重吉カ同月十四日とわヲ伴ヒ元八方ニ立越居タル不在中セイハとわノ衣類十五点ト重吉所有ノ物品六点ヲ併セ広島市水主町古物商筒井友助方ヘ持行き同人ノ手ヲ經テ同市西横町島村伊三郎ヘ金四十四円ニ入質シ尚ホ其頃日不詳同シクとわノ衣類十一一点ヲ取出シ同市天神町質商竹村某方ヘ金二十一円ニ入質シ而シテセイハ同月十六日元八方ヘ立越シ重吉等ト共ニ滞在中セイ及ヒ重吉ハ互ニとわノ衣類其他ノ物品新調ノ為メ多額ノ金円ヲ要求シタルモ元八ノ之ニ応セサルヨリ仲人ヲ入レ遂ニ衣類ノミノ新調費トシテ元八ヨリ金百円ヲ差出スコトトナリ同月十九日一同帰広ノ際重吉之レヲ預リ帰レリ其後被告重吉ハ右入質ノ衣類及ヒ預リ帰リタル金円ヲ騙取セントノ念ヲ起シ之レヲ被告セイニ謀リタルニ被告セイハ同意シ其方法ハ重吉及とわノ不在中盜難ニ罹レル如ク仮装セント申合セ同月二十七日夜重吉ハセイヲ留守居ト為し故ラニとわヲ伴ヒ市内某劇場へ觀劇ニ立越シタル後セイハ予テ謀シ合セタル如ク衣類入レノ行李其他ノ物品所々ニ散乱セシメ盜賊ノ忍入タル体ニ仮装シ置キ該劇場ニ赴キ兩名ニ向ヒ今入浴中盜難ニ罹リタリト急報シタルヨリ兩名ハ直チニ帰宅シテ重吉ハ故ラニ驚キタル体ヲ装ヒ其盜難ノ事實ヲとわニ信セシメ尚ホ其翌日二十八日電報ヲ以テ元八ヲ自宅ニ呼寄せとわノ衣類二十点竝ニ預リ帰リシ金百円外ニ自己ノ衣類金員盜難ニ罹リ

タルヲ以テ既ニ警察署へ届出且ツ懇意ナル探偵吏へ探偵方ヲ依頼シ置キタリト申欺キトわ及ヒ元八ヨリ該金品ヲ騙取シタルモノナリ

第二 被告重吉ハ明治二十七年九月七日甲賀郡寺庄村大字寺庄望月五郎ヨリ同郡土山村大字南土山高畑重兵衛ニ掛ル貸金取立ノ委任ヲ受ケ種々示談ノ末同月十日夜同郡水口町大字水口魚兵ト称スル料理店ニ於テ重兵衛ノ代理人安井勉次郎ヨリ金二百二十円ヲ受取り一件落著シタルヲ以テ先ツ翌十一日午前七時二十四分ニ取引済ミタル旨五郎へ電報ヲ発シ次テ該金引渡ノ為メ汽車ニ倚リ同方ニ立越サントテ同郡三雲村ニ到リ三雲ヨリ深川迄ノ中等切符ヲ買受ケ午前十時三十分発ノ関西鉄道汽車ニ乗込ミタル後該金円ヲ騙取セントノ念ヲ起シ其方法タル先ツ三重県龜山駅ニ到リ金員騙取セラレタル旨ノ電報ヲ発シ次テ五郎方ニ立越シ其虚構ノ事実ヲ述ヘ以テ其目的ヲ達セント決シ故ラニ深川柘植関ノ三駅ヲ通過シ龜山駅ニ到リ始メテ下車シ同日午後十二時四十分同駅ヨリカネトラレタトノ電報ヲ五郎ニ発シ且同駅ヨリ深川駅ニ到ルノ切符ヲ買受ケ立戻ルノ途中柘植駅ニ於テ右ノ電報ニヨリ事実調ヘノ為メ立越シタル五郎ノ代理者望月文英池田清兵衛ニ会合シ同夜共ニ五郎ノ居村三島清助方ニ立越シ両名ヨリ始末取調ヲ受クルニ当リ三雲ヨリ深川ニ到ルノ際同乗者ニ葡萄酒ヲ侷メラレ之ヲ一飲スルヤ忽チ睡眠ヲ催フシ龜山駅ニ著車スルノ際始メテ覺メタル処自己ノ胸間ニ掛クル時計ノアラサルヨリカバン中ヲ調フルニ受取りタル金

額悉皆アラサリシ之レ全ク睡眠中前頭同乗者カ竊取シタルニ相違ナク且ツ其者ハ何レヨリ下車シタルヤ已ニ居ラサリシト申欺キ其目的ヲ遂ケタルモノナリ

以上ノ事実ハ被告重吉カ当公廷ニ於ケル陳述ノ幾分被告池田重吉竝ニ証人高畑重兵衛望月五郎望月文英池田清兵衛田中長藏櫻井太郎吉森よね島村伊太郎筒井友助山中市平茨木利助参考人日下とわ江原岩造米澤しま松井耕造ノ予審調書参考人望月五郎当公廷ノ陳述関西鉄道株式会社柘植駅長門池常次郎同関駅長森田同深川駅長佐藤政太郎ノ回答書警部松本重壽ノ告発書巡査國重敬次郎ノ捜査報告書日下元八及被告重吉ノ盜難報告書重吉ヨリ望月五郎ニ宛テタル第四第五号ノ電報被告せいヨリ被告重吉ニ送リタル第一第二号ノ書状三通被告重吉ヨリ日下元八へ發シタル第三号ノ電報被告重吉ノ認メタル第六号ノ品書及金百円ノ受取書懷中日記贓品仮下受書等ニ徴シテ証憑充分ナリ

之ヲ法律ニ照スニ被告重吉ノ第一第二被告せいノ第一ノ所為ハ刑法第三百九十五条末段第三百九十条第一項第三百九十四条ニ該ル処重吉ノ第一ノ所為ハ親族間ニ係ルヲ以テ同法第三百九十八条第三百七十七条及刑事訴訟法第二百二十四条第百六十五條第六ノ適用シ押収書類ハ同法第二百二条公訴費用ハ同法二百一一条仮下贓品ハ刑法四十八条ニ依リ処分スヘキモノナリ而シテ被告せいハ所在分明ナラサルニヨリ同法第二百二十七条ノ規定ヲ履行スルモ期間内出頭セサルヲ以テ檢事ノ請求スル所ヲ聞キ闕席ノ儘判決ス

私訴原告人望月五郎ノ申立ニ係ル金二百二十円賠償ノ請求ハ重
吉カ之ヲ騙取シタルコトハ公訴判決ノ理由ニ依リ明カナルヲ以テ
被告ハ原告ニ対シ弁償ノ義務アルモノトス
仍テ公訴私訴本文ノ如ク判決ス

明治二十八年二月二十八日

大津地方裁判所公廷ニ於テ檢事種野弘道立會言渡ス

裁判長判事 金澤 政安

判事 大鐘 彦市

判事 三浦順太郎

裁判所書記 山田儀一郎

○弁護士公訴事件判決〔官報〕明治二八・一二・二二）
判決

滋賀県甲賀郡南杣村大字新沼平民

当時広島県広島市大字水主町寄留弁護士

池田 重吉

二十四年八箇月

右詐欺取財被告事件ニ付明治二十八年八月二十一日安濃津地方裁
判所ニ於テ詐欺取財ノ罪アリトシ重禁錮七月罰金十円監視六月ニ
処シ公訴裁判費用八円七十七錢ハ被告ノ負担トシ押収書類及ヒ懷
中日記ヲ各差出人ニ還付シタル判決ニ服セス被告ヨリ控訴ヲ為シ
タルニ因リ審理判決スルコト左ノ如シ

本件ノ控訴ハ之ヲ棄却ス

広島弁護士会沿革誌 (2)明治編・続

理由

被告重吉ハ明治二十七年九月七日滋賀県甲賀郡寺庄村大字寺庄望
月五郎ヨリ同郡土山村大字南土山高畑重兵衛ニ対スル貸金取立方
依頼ヲ受ケタルニ付爾來種々督促ノ末同月十日同郡水口村大字水
口料理店西山平七方ニ於テ重兵衛代人安井勉次郎ヨリ金二百二十
円ヲ受取り其翌十一日朝先ツ金員受取済ノ旨ヲ本人望月五郎ヘ電
報シタルモ當時金円ノ融通ニ切迫セシ事情アリシヨリ名ヲ盜難ニ
仮リ右金員ヲ騙取セントノ悪意ヲ生シタル為メ同日迂回シテ三雲
駅ニ出テ寺庄ノ近傍ナル深川駅迄ノ中等切符ヲ買ヒ午前十時三十
分發関西鉄道上リ列車ニ乗込ミ故ラニ深川柘植間ノ各停車場ヲ通
過シ三重県鈴鹿郡龜山町ニ到リ下車シ同所ヨリ本人望月五郎ニ宛
テ金取ラレタトノ電報ヲ發シ恰モ他人ニ竊取セラレタル如キ虚構
ノ事柄ヲ報知シ茲ニ右金員騙取ノ所為ヲ遂ケ而シテ同日夕刻寺庄
ヘ立戻リ三島清助方ニ於テ五郎ノ兄望月文英外一人ノ質問ヲ受ク
ルニ当リ三雲駅ヨリ汽車ニ乗込タル際同乗者ニ葡萄酒ヲ侷メラレ
一杯飲ミタル処不図眠氣ヲ催シ漸次熟睡シ深川其他ノ停車場ニ著
シタルコトモ知ラス龜山駅ニ著シ始メテ目ヲ覺シタルニ受託ノ金
員ト自己ノ懷中時計ハ已ニ竊取セラレテ無カリシト詐偽ノ弁解ヲ
為シ車中ニ於テ相乗人ニ拘摸セラレタルカ如ク装ヒ以テ自己ノ犯
跡ヲ隱蔽シタリ

其事実ハ予審判事ノ蒐集シタル池田重吉望月五郎安井勉次郎池田
清兵衛望月文英弘田穰ノ各予審調書関西鉄道会社深川柘植間龜山

二七九 (二七九)

各駅長ノ回答書押収ノ電報ニ通及ヒ当公判廷ニ於ケル被告ノ供状ニ徴シ証憑十分ナリトス

右所為ハ刑法第三百九十五条末段ニ基キ同三百九十条一項同第三百九十四条ニ依リ処断シ公訴裁判費用金八円七十七錢八同第四四五条及ヒ刑事訴訟法第二百一条一項ニ依リ被告ニ負担セシメ押収書類ハ刑事訴訟法第二百二条ニ從ヒ各差出人ニ還付スヘキモノタリ故ニ原判決ハ相当ニシテ被告ノ控訴ハ其理由ナキモノトス
依テ刑事訴訟法第二百六十一条一項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

明治二十八年十月三十日

於名古屋控訴院刑事部公延検事香阪駒太郎立会宣告ス

裁判長判事 坂崎 備

判事 大野金三郎

判事 磯部 醇

判事 田中 秀夫

判事 小倉 知直

裁判所書記 伊藤 哲

○大審院弁護士公訴事件判決〔官報〕明治二八・一二・二二）
判決

滋賀県甲賀郡南杣村大字新沼平民

当時広島県広島市大字水主町寄留弁護士

池田 重吉

二十四年八箇月

右重吉カ詐欺取財被告事件ニ付明治二十八年十月三十日名古屋控訴院ニ於テ安濃津地方裁判所カ被告ヲ詐欺取財ノ罪アリトシ重禁錮七月罰金十円監視六月ニ処ス云々ト言渡タル判決ニ對スル被告ヨリノ控訴ヲ審理シ本件控訴ハ之ヲ棄却スト言渡タル第二審ノ裁判ヲ不法ナリトシ被告ハ上告ヲ為シ原控訴院検事長加納謙ハ答弁書ヲ差出タリ因テ刑事訴訟法第二百八十三条ノ定式ヲ履行シ判決スルコト左ノ如シ

上告第一点安濃津地方裁判所ノ判決ヲ看ルニ亀山ニ於テ電報ヲ發シタルトキ即時犯罪成立シタリト認メタルモノ、如シ然ルニ「カネトラレタ」トノ如キ汎漠ニシテ簡單ナル電報ハ例令虚偽ナルニモセヨ直ニ委託金引渡サ、ルノ意思ヲ發表シタルモノト云フヲ得サルヲ以テ刑事上ノ詐欺ニ非ス又騙取ノ所為ヲ遂ケタルモノニ非サルナリ云々又原院判文後段ノ如キ詐欺ノ弁解ヲ為シタルトキ初メテ騙取トモ云フヘキナリ此ノ如ク發電ノ後所為ノ異ナルニ從ヒ其結果ヲ異ニスルハ即チ發電ノ所為ハ未タ犯罪ノ実行ニ非スシテ予備ニ過キサルナリ換言スレハ後段ノ弁解ニ信ヲ措カシムル一手段ナリ今仮リニ之ヲ著手ナリト論スルモ尚犯罪ヲ中止スルノ余地ヲ存スルニヨリ実行迄ニハ其所為同一ノ事件ニシテ二箇ノ裁判所管轄地内ニ跨ルヲ以テ刑事訴訟法第二十七条ニ依リ本件ニ付最初予審公判ニ著手シタル大津地方裁判所ヲ以テ正當ノ管轄ナリトス而シテ被告ハ当時広島市ニ在住シ就捕ノ地モ亦広島市ナリ之ヲ要スルニ安濃津地方裁判所ハ犯罪ノ地ニアラス又被告人所在ノ地ニ

モ非サルニ本案被告事件ノ公訴ヲ受理審判セシハ不当ニ管轄ヲ認メタルモノナリ然ルニ原院カ此ノ如キ違法ノ裁判ヲ相当ナリトシ被告ノ控訴ヲ棄却シタルハ不法ナリ第二点凡ソ委託金騙取罪ヲ構成センニハ詐欺ノ所為ト委託金ヲ自己ノ占有ニ移シタルノ事實アルヲ要ス今原判決ノ所謂決意ヨリ実行マテノ事實ニ依レハ三雲ヨリ龜山マテ汽車ニ乗リタルト龜山ヨリ「カネトラレタ」トノ電報ヲ發シタル所為ノミナリ云々只「カネトラレタ」トノ六文字ノ通報ノミニテハ刑法ノ所謂詐欺ニ非サルナリ其他第二ノ要件タル委託金ヲ自己ノ占有ニ移シタルノ点ニ至リテハ原判文中毫モ見ルヘキ事蹟ナシ然ルニ原院カ有罪ノ判決ヲ為セシハ擬律錯誤ナリ第三点本件ハ要スルニ汽車ニ乗リタル事實ト電報ヲ發シタル事實トヲ以テ骨髓ナリトス而シテ此ニ對シ觀察ノ点ヲ異ニスルニ從ヒ云々明カニ有罪無罪ノ論点ヲ分カル、所ナリ然ルニ原判決ヲ通読スルニ依然トシテ前掲事實ノ他ニ騙取虛構等ノ文字ヲ連タルノミニシテ何故ニ右ニ二箇ノ事實アルトキハ有罪タルヤノ理由ヲ明示セサルハ裁判ニ理由ヲ付セサル不法アリト云フニアリ因テ案スルニ第一乃至第三論旨中管轄違云々ノ論点アルモ原判決ニ依ルニ（前略）名ヲ盜難ニ仮リ以下龜山駅ニテ下車シタルマテノ手續ハ詐欺ノ手段方法ニシテ同所ヨリ本人望月五郎ニ宛「金トラレタ」トノ電報ヲ發シタルトキニ於テ犯罪ヲ組成シタルモノナレハ其犯罪実行ノ地ハ即チ三重県鈴鹿郡龜山町ナルコト疑ヒナシ而シテ同所ハ安濃津地方裁判所管轄地内ナレハ本件ヲ同庁ニ於テ其管

轄ナリトシテ審理判決シタルハ相當ニシテ管轄違ナリト云フヲ得ス而シテ原判決ニ所謂騙取ノ事實ハ刑法第三百九十五條後段ノ規定ニ適スル騙取ナルヲ以テ擬律錯誤ナリト云フヲ得ス又右騙取ノ事實ニ付テハ原判決ニ明示シアルヲ以テ理由ヲ付セサルモノニアラス上告趣意擴張書ノ要旨第一点第一審判決後段ニ「恰モ汽車中ニ睡眠シタルカ為メ所期ノ停車場ヲ通過シ其間受託ノ金円ト自己所有ノ時計トヲ竊取セラレタル如キ体ヲ裝ヒ」トアリ第二審判決後段ニハ「而シテ云々質問ヲ受クルニ當リ三雲駅ヨリ乗込ミタル際同乗者ニ葡萄酒ヲ侷メラレ一杯飲ミタル処不図眠氣ヲ催シ云々龜山駅ニ著シ始メテ目覺シタルニ受託ノ金員ト自己ノ懷中時計トハ已ニ竊取セラレ云々詐欺ノ弁解ヲ為シ車中ニテ掏摸セラレタルカ如ク裝ヒ」トアリテ其文体ニ繁簡ノ区分コソアレ其文意ニ至リテハ彼是同一ナリ然ルニ一ハ以テ五郎ヲ欺罔シ騙取ノ目的ヲ遂ケタルモノナリト云ヒテ之ヲ犯罪ノ実行ト認メ一ハ以テ自己ノ犯跡ヲ隱蔽シタルト云ヒテ之ヲ犯後ノ所為ト認メタリ如斯犯罪成立ノ時期ニ付認定ヲ異ニスルニ從ヒ本件ノ如キハ裁判管轄ニ影響ヲ來スニ至ルモノナルニ原院ハ其認定ヲ異ニシナカラ第一審判決ヲ相當ナリトシ控訴ヲ棄却シタルハ違法ナリト云フニアレトモ第一二審ノ判決ヲ對照通読スルニ龜山町ニ至リ下車シ直ニ望月五郎ニ宛「カネトラレタ」トノ電報ヲ發シタルトキニ於テ犯罪ヲ組成シタルト認メタル点ニ於テハ二者其差異アルヲ見ス要スルニ第一二審判決中行文上多少前後シタル廉アルモ其主タル騙取ノ目的ヲ遂ケ

タル点ニ至リテハ同一ノ判定ナリト認め得可ニ依リ上告論旨ノ如キ違法アルコトナシ第二点第二審裁判所ハ前審ノ覆審ヲ為スニ当リ苟モ原判決ニ瑕疵アルヲ認め而シテ被告ノ不利益ニ帰セザルモノハ須ク之ヲ取消シ更ニ判決ヲ為サ、ル可ラス今第二審判決中第一審ニ於テ採用セシ警部吉阪爲太郎ノ告発書証人吉田幸森よね高畑重兵衛池田政次郎永井つね中川すな鈴木もや寺田たか櫻井太郎吉ノ予審調書ヲ排斥シタリ即チ原院ハ第一審カ採用スヘカラサル証拠ヲ採用シタルノ瑕疵アルヲ認めナカラ原判決ヲ相当ナリトシ被告ノ控訴ヲ棄却シタルハ不法タルヲ免レスト云フニアレトモ証拠ノ取捨ハ原院ノ職權ニ特任セルモノナルヲ以テ第一審カ採用セル証憑ト雖モ其必要ニ応シ之ヲ取捨スルヲ得ルハ勿論ナリトス故ニ原院カ第一審判決ニ採用セシ証憑ノ幾部ヲ排斥シ控訴棄却ノ言渡ヲ為シタルハ違法ニアラス第三点更ニ原判文ヲ熟読スルニ龜山町ヨリ「カネトラレタ」トノ電報ヲ發シ茲ニ金員騙取ノ所為ヲ遂ケトアリ然ルニ其電報ヲ發シタル日時ノ記載ナケレハ龜山ニ至リタル日時サヘ明瞭ナラス是レ即チ判決ニ年月日ヲ明示セザル不備アリト云フニアレトモ原判決ニ依テハ被告カ龜山駅ニテ下車シ電報ヲ發シタル年月日ハ金員受領ノ翌日即チ明治二十七年九月十一日ナルコトハ判文ヲ通読スレバ自カラ分明ナルニ依リ上告論旨ハ其理由ナシ第四点原院ハ曩ニ天津地方裁判所ニ於テ民事原告人トナリタル望月五郎ニ對シ其後安濃津地方裁判所予審判事カ証人トシテ訊問シタル調書ヲ採テ断罪ノ資料ニ供シタルハ不法ナリト云

フニアレトモ訴訟記録ヲ査閲スルニ望月五郎ノ予審調書ニハ問本籍ハ答云々於茲池田重吉詐欺取財被告事件ニ付刑事訴訟法第二百一十三条同第二百一十四条等ニ記載アル各項ニ抵触ノ有無ヲ取調ヘ其抵触ナキヲ認め宣誓ヲ為シシメタル旨ノ記載アルノ外上告論旨ノ如キ事蹟見ルヘキモノナシ因テ上告其理由ナシ第五点刑事訴訟法第二百五条ニ所謂判決原本ニ署名捺印スヘキ書記トハ宣告二立会タル書記ノ謂ナルヘシ而シテ原院ノ公判宣告二立会タル書記ハ伊藤重三郎ナリシコトハ被告ノ親シク見ル処ナリ然ルニ判決原本ニハ書記伊藤哲ノ署名捺印アルハ違法ナリト云フニアレトモ一件記録ヲ査スルニ裁判宣告ノ際書記ハ伊藤哲ニアラスシテ加藤重三郎ナリト見ルヘキ事蹟ノ徴スヘキモノナシ因テ上告論旨ハ其理由ナシ第六点凡ソ訴訟ハ原被両造ノ陳述ヲ聽キ断案ヲ下タスヲ通則トス刑事訴訟ニアリテモ被告ノ弁論ノミナラス原告官タル檢事ノ陳述ヲ聽キ判決スヘキハ勿論ナリトス故ニ刑事訴訟法第二百二十条第一項ノ規定アリ然ルニ原院公判立会ノ檢事ハ事實ノ論告ハ為シタルモ法律適用ノ意見ヲ陳述セザリシコトハ被告ノ親シク知ル処ナリ即原判決ハ前頭法条ニ背戻スルモノナリト云フニアレトモ原院公判始末簿ニ依レハ其第八葉ヨリ第九葉ニ涉リ檢事ハ法律適用ニ付意見ヲ陳述シタルコトノ記載アリ因テ上告論旨ノ如キ不法アルコトナシ第七点刑事訴訟法第二百四條第二項ニ所謂要領トハ事實理由ノ要領ナルヘシ然ルニ原院判決ハ言渡ノ際ニ理由ハ前裁判ノ通りト告ケタルノミニテ事實ノ要領ニ至リテハ毫末ノ告知ナキ

ハ即チ法則ヲ適用セサル瑕疵アリ其他原判決ハ杜撰粗漏ナルハ先ツ被告ノ住所ニ於テ新治ヲ新沼ト誤リ次ニ金員受取ノ場所ハ水口町ナルニ水口村ト誤リ西山兵七方ナルニ西山平七方ト誤リタリト云フニアレトモ其前段ハ公判始末簿ノ末尾ニ裁判長ハ別紙判決書ノ主文ヲ言渡シ理由ヲ告示シタリトアリ此記載ニ依レハ刑事訴訟法第二百四條第二項ニ規定セル理由ノ告知ハ之ヲ為シタルモノト認メサル可サル而已ナラス良シヤ被告所論ノ如ク其理由ハ前裁判ノ通りト告ケタリトスルモ其理由ハ即チ前裁判ト同一ナリト判示シタルモノナレハ其理由ヲ告知セサルモノト云フヲ得ス其後段ハ假令上告論旨ノ如キ誤字アリトスルモ其誤字ノ如キハ上告ノ理由トナスヲ得ス

以上ノ理由ナルニ依リ刑事訴訟法第二百八十五條ニ則リ本件上告ハ之ヲ棄却ス

明治二十八年十一月十九日

大審院第二刑事部公廷ニ於テ検事岩田武儀立会宣告ス

裁判長判事 原田 種成

判事 長谷川 喬

判事 島田 正章

判事 柳田 直平

判事 昌谷 千里

判事 木下哲三郎

判事 津村 董

裁判所書記 笹本 榮藏

明治二九（一八九六）年

④ 天野確郎

天野弁護士非行事件は、次の様な事案であった（芸日）明治二九・四・二九、「中国」明治二九・四・二六。しかし、天野は、広島控訴院における懲戒裁判所では、免訴となった。

(1) 天野弁護士非行事件なるもの、今や当市弁護士社会の一大問題となれり。吾人は、滔々たる類波が法官を漂はし、弁護士を溺れしめ、怪聞続々耳朶に達するの今日、天野弁護士に於て斯類の非行あるを怪しまず。然れども、吾人は其職として此間の消息を伝へざるべからず。即ち、次に其概要を記さん。

嘗て、当地に出雲組なる者ありき。是れ、実に日清戦争の際、雨中の筈の如く勃興したる、陸軍御用商人の一として、師団へ物品を納附するものなりき。之が創立者は、鳥根県人原某、澤田城之助の兩人にして、此兩人は兄弟の間柄なり。初め、出雲組の創立せられんとするや、兵庫県人某々等も其出資者として一臂の力を添へ、出雲組は其創立事務所を本市猿楽町永井才次方（旅人宿）に設置したるが（尤も後に至り、屢々移転せり）、其資金は一万円とぞ称へし。而して、原、澤田の兩人は、実に其半額、即ち五千元を負担せりき。然るに、澤田は、両山鉄道の事務員にして、同鉄道の事務所は大手町五丁目に在りしかば、原は澤田と兄弟の

縁故を以て、同事務所の家に酒店を開きぬ。斯て、出雲組の仕事に於ては、兩人は心を一にし、何時かな大利を博せんと思ひしに、日清戦争は意外にも早く終結し、昨年末頃には次第に不景氣となり、出雲組も前途の望み少くなりしかば、是際自分らが投じたりし、五千円の金を取戻さざれば、終に臍を噬むの悔あらんとて、密かに其機会を待ちし折から、恰も好し、第五師團へ麦(代価一万円程)を納むること、なりしかば、其際下渡されし金の中より三千円を抜き取り、二千円は澤田が、千円は原が懐ろに入れたり。這は原より澤田の方、資金を多く負担したればなり。斯の如くにして、兩人は既に三千円を引去りたるも、尚ほ二千円を取戻さざるべからざれば、出雲組創立の際より事務員として同組の事を管理せし、田平某が嘗て兩人の出資に対し金五千円の受取証書を差入れおきたるを幸ひ、之を以て、田平を相手取り民事訴訟を起さんとし、其訴訟を天野確郎に委任したりき。是れ、同人が該件に關係したりし初めにぞある。勿論、兩人が訴訟を天野に委任したるは、其故なきにあらず。蓋し、之れ同県人なるに因るなり。扱この訴訟は、残金二千円を請求するに在りて、天野に訴訟を委任せし際、兩人より入費及印紙代等を交附し、且成功金は五百円を出すべき約定をなしき。折しも、田平は兵庫県の資本家より刑法の訴訟を起され、窮迫せる時なりしかば、天野が原、澤田の兩人より自分に係る訴訟事件を天野に委託したりと聞くや、直ちに小町なる天野の宅に到り、此訴訟を等閑に附し去り呉れよと頼み、

酬ゆるに金五百円を以てしたりと云ふ。当時、近重國忠なるもの出雲組の事務に与かり、田平不在の時は殆ど其代理とも云ふべき者なりしが、一日出雲組事務所に於て書類を取調ぶる際、天野より田平に宛たる金五百円の受取証を發見したり。近重は、之を見て以為らく、是れ必定為す有るに足る可き物にこそあれと、直ちに之を懐ろにして天野の許に抵りしに、天野の家の内が非常に冷遇したりとかにて、同人は大いに立腹し、却つて之を原に示せり。原は、之を見て奇怪なりとし、近重と相携へて俱に天野の宅に抵り、其不都合を詰り之を告訴せんと言ひ、又金千円を出せば告訴は見合すべしと言ひしに、結局、天野は金五百円を出して、内済すること、なれり。這は、呑たる金を吐出すものにして、天野に於ては殆んど損益する処なきも、曩に田平より受けたりし金は既に費消したること、て、忽ち金策に差支へ、百方奔走の末、漸く二百五十円を調べて、之を原に渡し、が、尚ほ残金の督促頻りなる為、抛るなく原、近重の兩人を西遊郭の羽田に伴ひ行き、三日三夜流連せしめたることありき。而して、其末遂に原、澤田の兩人より、田平に係る請求金二千円を千二百五十円と直ぎり、之に對する証書を天野より原に差入ること、なり、茲に近重が懐ろにせし五百円の受取証(天野より田平に宛たる)は、天野の手に帰へり、事落着を告げたり。是れ、実に昨年十二月の事なりき。然るに、原は、近重へ礼金として僅に二十円しか与へざりしかば、近重は之を不服に思ひ(是より先き、近重は礼金の手に入るべき

を当込み、屢々畳屋町の開心亭に遊び、負債も少からざりき)、更に、原に対し談判する処あらんとしたるに、原は早くも是地を去つて東京に赴き、又、澤田は帰省したれば、本年二月両山鉄道発起人会に付、澤田の来広するを俟しに、去る二月天神町輝樓にて、発起人会ありし時、案の如く澤田が来広したれば、近重は独力にて談判するとも、逆も及び難しと思ひ、八丁堀辺に住む吉崎憲三と云へる者を語らひ明輝樓に到り、澤田へ談判したるに、其席に古屋市之助と云へる人も居合せ、斯る処にて談判するは宜しかるまじと押宥め、且、其翌日午前九時を期し猿楽町の自宅へ来りなば、然るべく取計らふべしと言聞けたり。依つて、兩人は其意に従ひ、翌日古屋方に到りしに、是より先き、渡邊又三郎が事の由を聞伝へ、吉崎憲三ならば自分が知合の間ゆえ、自分に於て話しを取纏めんとて、古屋方へ使を遣はしければ、古屋は近重、吉崎の兩人と共に渡邊の宅に到れり。然るに、渡邊は澤田を其前より我家に隠れさせ、万事話を取極めおきし為、三人の来るを見るや、自分が澤田の代理人として応接し、終に金七十円を近重に交附して事済とはなしけるとぞ。

事の成行は、右の如くにして、広島弁護士会は、曩に調査委員五名を置き、天野氏に関する事実の調査をなしたる処、常議員の任期満ちたる為、調査委員を改換し、更に取調ぶる処あらんとするは、別項にもあるが如し。尚、天野氏は、水道委員として上京中、云々したる事ありと云ひ、又、二、三年前長崎人某より上告

事件を委託せられ、謝金三百円を受け乍ら、上告の手續をなさず、其権利を失ふに至らしめたることありと云。

(2) 天野確郎弁護士非行事件につき、広島弁護士会長高田似龍は、広島地方裁判所検事正草野宣隆に対して、調査の結果を申告したので、六月二日、同検事正は広島控訴院検事長野崎啓造に対して、天野確郎に対する懲戒訴追請求をなした。そして、同月五日、天野弁護士に対する、懲戒裁判所開始が決定され、取調が開始された。八月二十七日には、証人として吉崎憲三が召還され取調べられた(芸日)明治二九・五・三二、明治二九・六・四、明治二九・六・九、明治二九・八・二九。天野本人に対する取調は、天野が上京中であつたので、猶予が与えられ、一〇月末に帰広すると、直ちに取調べられた(芸日)明治二九・九・一六、明治二九・一〇・一〇、明治二九・二〇・一四、明治二九・二〇・二七。

(3) 天野に対する懲戒裁判は、「免訴」となつた。しかし、その裁判の起因となつた一件の始末は、未だ落着には至つていない。何となれば、天野が嘗て原伴造に渡すと約束した千二百五十円(内五百円は既に現金で渡したが、残金は証書となつてゐる)の支払義務を、未だ果たしていないからである。天野が、上京したのも、その示談をするためであつた。その際、示談は整つたが、天野が現金を支払わないので、遂に原は天野を相手に訴訟を提起しようとしてゐる。この示談が、一たび破綻すると、更にまた懲戒裁判に付せられるような、ある曲事が暴露することなきにしもあ

らずという。また、ある訴訟事件につき、供託金五百円を広島本金庫に預けていると、当事者に言いながら、私かにこれを云々し、而してその後、更に当事者に出会つたときには、永山執達吏の手許に在ると答えた。そこで、同氏について調べたところ、その手許にはないことを知つた。その一方で、吉村襄一が天野のために金策に奔走したのは、その弥縫策を講ずるものではないかと思われる。兎に角、天野の裏面の行動は、頗る疑訝に堪えないものがあると謂うべきである〔芸日〕明治二九・一一・一四。

⑤ 岩本寅治

岩本は、広島市天賞堂支店の金時計一個を窃取した被告事件に就いて、その弁護の依頼を受け、右犯罪を庇保しようとして偽証したという事件は、検事より告発があつた〔芸日〕明治二九・四・二八。懲戒裁判は、明治二九(一八九六)年五月二五日午前十一時、広島控訴院において開廷されたが、岩本代理として早川清人が出廷し、弁護士松山廣居、同安倍萬太郎の兩名も出廷し、取調は即日終結した〔芸日〕明治二九・五・二七。

岩本は、明治二九(一八九六)年五月二九日、広島控訴院に開かれた懲戒裁判所において、除名の言渡を受けた。これは、弁護士法第三四条が準用する判事懲戒法の規定により、懲戒処分を受けたもので、除名は、弁護士法第三三条の懲戒罰の中、最も重い処分である。懲戒処分の対象となつた事實は、次の通りである〔芸日〕明治二九・六・二〇。

抑も、本件は、門司の人橋本米造の子、利左衛門なる者が、呉鎮守府へ石炭を納めん為、去る二月中來広し、本市大手町三丁目長沼方へ投宿したる際、大手町四丁目天賞堂出張所に抵り、金指環及び金時計を買取ると称し、之を出させて其儘盗み去らんとしたるを、同出張所員が取押へ警官に引渡したるに、利左衛門は広島地方裁判所へ廻され予審の取調を受け、窃取の意ありし事を白状したるにも拘はらず、其後利左衛門の父米造(米造は父と称するを耻ぢ、叔父なりと称せし由)、來広するに及び、同人の家は多少の財産もあること、て、親戚知人に対し面目なき事より、本人利左衛門も石炭納付の用務にて來りしことなれば、多少の金は所持し居るならんとの事を述べ、切に岩本氏に請ふて弁護を依頼し、如何にもして利左衛門を罪に落さざる様、尽力せられんことを望み、乃ち同氏に弁護の資料を供せん為、長沼方へ利左衛門が鞆を預け居りし如く装ひおき、其鞆の中に大切の書類及び金二百三十円を入れ置き。而して、岩本氏は、之を知りしも、知らざる為(まね)し、且在監中の本人に面会せし時、それとなく其事を諷示したるも、本人は右の如き鞆を所持せざるよし白状に及びしより、終に証拠捏造の罪として、岩本氏は懲戒裁判に附せらるゝこと、はなりしなり。扱、この判決に対し、岩本氏は、不日大審院へ控訴に及ぶと云ふ。其控訴期日は一四日間なり。

岩本の懲戒裁判控訴事件は、明治二九(一八九六)年七月二四日、三好大審院長の係において開廷された。弁護士は、大岡育造、岡崎

正也の両弁護士で弁論の末、一週間以内に判決の宣告をなすことになった〔芸日〕明治二九・六・二八、明治二九・七・二八。

大審院の懲戒裁判所は、明治二九（一八九六）年七月二十八日、岩本の控訴を棄却した。その判決は、次の通りである〔官報〕明治二九・八・一〇、「芸日」・「中国」明治二九・八・二二。

（注）岩本寅治は、その後、大阪で紡績器械用の一小器製造の業を創め、近來至極得意の境遇であるといふ〔芸日〕明治三二・一〇・二五。

○大審院弁護士懲戒裁判判決〔官報〕明治二九・八・一〇

判決書

広島県広島市大手町三丁目七十一番邸寄留

高知県土佐郡広島地方裁判所所属弁護士

岩本 寅治

右寅治カ弁護士会規則違反懲戒被告事件ニ付明治二十九年五月二十九日広島控訴院ニ於テノ懲戒裁判所カ被告寅治ヲ除名スト言渡シタル判決ニ対シ控訴ヲ為シタルニ因リ当懲戒裁判所ハ検事総長春木義彰代理検事安居修藏立会判事懲戒法第三十一条ノ法式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ

理由

被告寅治ハ広島地方裁判所所属弁護士ニシテ広島弁護士会ニ加入

広島弁護士会沿革誌 (2)明治編・続

シ其職務ニ従事中福岡県企救郡門司町大字門司橋本利左衛門カ明治二十九年二月二日広島県広島市宇字大手町三丁目旅人宿長沼鷺藏方ニ投宿シ同夜時計類ヲ買求ムル体ヲ為シ同町四丁目時計商天賞堂出張店ニ到リ店番ノ隙ヲ窺ヒ金側時計及ヒ指鑲各一箇懐中時計用ノ金鎖一筋ヲ取去リタル末広島地方裁判所ニ於テ窃盜ノ罪アリトシテ処断ヲ受ケタル事件ニ付利左衛門ノ父橋本米藏ヨリ第二審ニ於ケル弁護士ノ依頼ヲ受ケ先ツ広島控訴院ニ於テ右事件ノ訴訟記録ヲ謄写シ其事實ヲ調査シタルニ利左右衛門ハ既ニ其罪状ヲ自白シ有罪ノ証憑具備セルヲ以テ到底弁護士ノ途ナキヨリ反証トシテ捏造ノ証拠ヲ提出シ利左衛門ハ右金時計等ヲ買求ムル資金ヲ所有セシモノ、如クシ無罪ノ判決ヲ受クルノ目的ヲ達セント企図シ米藏ニ対シ弁護士ノ準備トシテ利左衛門ハ就縛ノ当時金円等ヲ所持シタルモノ、如ク仮装スルノ必要アリト申聞ケ其方法トシテ米藏ヲシテ金二百二十三円懐中時計一箇及ヒ同人カ利左衛門ヲ代理人トシテ海軍用達商ヲ為サシムル旨ノ証明書等ヲ差出サシメ尚ホ被告寅治所有ノ鉛筆及ヒ半紙ヲ出シ之ト共ニ米藏所有ノ革提ニ差入レ而シテ米藏ヲ右旅人宿長沼鷺藏方ニ遣ハシ利左衛門ノ窃盜事件ノ控訴ニ付岩本弁護士ニ於テ利左衛門カ当家に預ケアリシモノト称シ革提ヲ公判廷ヘ提出スル手筈ニ付若シ取調ヲ受クルコトアラハ利左衛門カ投宿ノ際革提ヲ預ケタリト申立呉レ度旨依頼セシメタルニ鷺藏ニ於テハ固ク拒テ応セザリシ然ルニ尚ホ被告寅治ハ之ヲ実践セント欲シ利左衛門ヲシテ弁護士ノ方法ヲ了知シ之ニ符号スル申

立ヲ為サシメンカ為メ明治二十九年三月三日右革提ヲ携ヘ広島県監獄署ニ到リ利左衛門ニ面会シ其許カ鷺藏方ニ預ケ置キタル革提ヲ利益ノ証拠トシテ公判廷ニ提出スルニ付在中ノ金品ヲ熟知シテ記憶シ置ク可ク且ツ革提ノ鍵ハ其許カ巾著ニ入レテ所持シタルヲ就縛ノ際紛失シタリトノコトナルニ付有合ノ鍵ヲ持參シタリト申聞ケ革提ヲ開キ在中ノ金品ヲ示シ以テ公判廷ニ於テ右金品在中ノ革提ヲ鷺藏方ニ預ケ置キタリトノコト竝ニ其鍵ハ就縛ノ際紛失シタリトノコトヲ申立ツ可シトノ意ヲ暗ニ通シタルヨリ利左衛門ハ其意ヲ覺リ同月四日控訴事件開廷ノ際從來ノ供述ヲ變シ時計等ヲ窃取スルノ意ニアラサリシコトヲ弁シ其代金ハ鷺藏方ニ預ケ置キタル革提ニ入レアリト申立タリ茲ニ於テ被告寅治ハ利左衛門ハ常ニ海軍用達商ナル父米藏ノ代理人トナリ其業ニ従事シ就縛ノ當時モ現ニ金二百二十三円ヲ所持シタルモノニシテ窃盜ヲ為スカ如キコトナキ旨ヲ証明スル為メ前項革提ヲ提出シ該革提ハ鷺藏方ハ投宿ノ際同家ヘ預ケ置キタルモノニシテ其鍵ハ利左衛門カ就縛ノ際紛失シタリト詐リ故ラニ利左衛門ノ許諾ヲ受ケ小刀ヲ以テ右革提ヲ切り破り在中ノ金品ヲ取出シ之ヲ裁判官ノ面前ニ提供シ以テ利左衛門ヲシテ無罪ノ判決ヲ受ケシメント試ミタルモノナリ

以上ノ事實ハ証人橋本米藏長沼鷺藏參考人橋本利左衛門被告寅治ノ各尋問調書橋本利左衛門カ窃盜事件ノ第二審公判始末書被告寅治代理人ノ原法廷竝ニ当法廷ノ供述ニ徴シテ其証憑充分ナリトス右被告寅治ノ所為ハ広島弁護士会規則第四十三條第一項ニ違背シ

タルモノナルヲ以テ弁護士法第三十三條第四号ニ依リ処分スヘキモノトス故ニ原裁判所カ前掲ノ事實ト法条トニ依リ被告寅治ニ除名ノ言渡ヲ為シタルハ相當ニシテ被告ノ控訴ハ其理由ナシ依テ當懲戒裁判所ハ弁護士法第三十四條判事懲戒法第四十四條第一項ニ從ヒ主文ノ如ク判決スルモノナリ

明治二十九年七月二十八日

大審院ニ開キタル懲戒裁判所ニ於テ判決ス

裁判長判事	三好 退藏
判事	栗塚 省吾
判事	本尾敬三郎
判事	長谷川 喬
判事	島田 正章
判事	今村 信行
判事	永井岩之丞
書記	加藤 珠樹

明治三二(一八九九)年

⑥ 富島豐太郎

広島地方裁判所所屬弁護士富島豐太郎の弁護士会会則違犯懲戒事件に対し、明治三二(一八九九)年二月一日、広島控訴院に開かれた懲戒裁判所において、左記のように、過料七〇円の判決がなされた(「官報」明治三三・一・二〇)。

○広島控訴院弁護士懲戒裁判判決

判決

島根県那賀郡浜田町大字新町九十六番屋敷

島根県平民

広島地方裁判所所属弁護士 富島豊太郎

右弁護士会会則違反懲戒事件ニ付本院検事長一瀬原三郎立会審理ヲ遂クル処被告弁護士富島豊太郎ハ広島地方裁判所所属弁護士ニシテ明治二十八年四月二十三日以来松江地方裁判所管内島根県那賀郡浜田町大字新町四十五番地ニ事務所ヲ設ケ其職務ニ従事中扶桑共済合資会社ノ破産事件ニ付同会社ノ業務担当社員武田龜吉武田榮吉武田靖十郎松浦信義篠原孫十郎ノ訴訟代理人トナリ届出債権者齋藤柳治松野萬次郎原井兼吉森脇伍一郎永田廣吉及管財人福原金二郎日下部明利ニ対シ明治三十二年三月九日不当債権請求排斥ノ訴ヲ松江地方裁判所浜田支部ニ提起シ被告柳治外四名ノ請求ハ無効ナリトノ判決及被告管財人金二郎外一名ハ該債権者ノ無効ヲ承認ス可シトノ判決ヲ求メ其理由ノ一トシテ柳治外四名ノ債権ハ適法ノ債権調査会ニ於テ承認セラレタルモノニアラサル旨主張シ又是ヨリ先キ前記破産事件ニ附帶セル不動産競売事件ニ付同会社ノ業務担当社員武田龜吉外四名ノ代理人トナリ明治三十一年十月二十日競落許可ニ対スル異議ノ申立ヲ為シ其理由トシテ該不動産競売ハ適法ノ債権調査会ニ於テ確定シタル債権ニ基クモノナルニ付不当ナル旨ヲ主張シ亦業務担当社員武田龜吉武田靖十郎ヨリ

不動産競売ニ関シ管財人福原金二郎外一名ニ対シタル異議ヲ破産主任官ノ却下シタル命令ニ対シ明治三十一年十月二十日龜吉靖十郎ノ代理人トナリ前同一ノ理由ヲ以テ破産裁判所タル浜田支部ニ抗告ヲ為シタリ然ルニ前記不当債権請求排斥事件ハ明治三十二年六月二十日休止トナリ同日浜田支部ニ於テ破産主任官カ明治三十一年四月十一日ニ開キタル債権調査会ハ適法ノ廉アルヲ以テ無効ナリト決定シ明治三十二年七月二十五日ヲ以テ更ニ債権調査会ヲ開クニ当リ管財人福原金二郎ハ齋藤柳治松野萬次郎原井兼吉永田廣吉松田鶴吉(松田鶴吉ハ森脇伍一郎ノ債権ヲ讓受ケタル者)ノ債権ニ対シ異議ノ申立ヲ為シ同年十月五日ノ口頭弁論ニ際シ原告管財人金二郎ヨリ被告柳治外四名ノ各債権ノ無効ナル所以ヲ演述シタルニ被告豊太郎ハ右柳治外四名ノ訴訟代理人トナリ柳治等ノ債権ハ明治三十一年四月十一日ニ開カレタル債権調査会ニ於テ確定シ有効ノモノナレハ原告管財人ノ異議ハ不当ナル旨抗弁シ即前掲不当債権請求排斥事件ニ於テ同会社ノ業務担当社員武田龜吉外四名ノ代理人トシテ相手取りタル五名ノ内四名ノ代理人ト為レルノミナラス該事件及ヒ不動産競売ニ関スル異議事件抗告事件ニ於テ主張シタル所ト全ク反対シタル理由ヲ提出シタルモノナリ

右事実ノ中不当債権請求排斥事件ニ於テ齋藤柳治外四名ノ請求ノ無効ナル一ノ理由トシテ其債権力適法ノ債権調査会ニ於テ承認セラレタルモノニアラストノコトヲ主張シタル点ハ被告豊太郎ノ代

於広島控訴院懲戒裁判所

裁判長判事 高洲 速太

判事 百瀬 武策

判事 佐藤 信

判事 阿部 義彰

判事 岩佐 樟坪

裁判所書記 佐々木爲三郎

人千葉小佐平ノ当廷ニ於テ認メサル所ナリト雖同事件ノ明治三十二年三月九日付訴狀ノ末段ニ且法律上調査会ノ承認モ経スト記載シアルハ該債權ヲ調査シタル調査会力不適法ナルニ付法律上ヨリ觀レハ調査会ノ承認ヲ經サル債權ナリト謂ハサルヲ得ストノ趣旨ナリト認ムルニ足り其余ノ事實ハ總テ被告代人ノ当廷ニ於テ明カニ認ムル所ナルニ付更ニ説明ヲ与フルヲ要セスシテ前記事實ノ証憑十分ナリ

明治三四(一九〇二)年
⑦ 三坂繁人

明治三四(一九〇二)年四月二〇日、広島控訴院において開かれた懲戒裁判所は、弁護士三坂繁人を、現在の相手方が委任する訴訟事件を故意に受任した(広島弁護士会規則第四四条第二号)と認め、譴責処分とした(「官報」明治三四・一〇・三)。

三坂弁護士は、この判決を不服として控訴した。大審院における懲戒裁判所は、「その所為を故意に出たるものと認めたるは、事実の認定其当を得ざるを以て控訴は其理由あり」として、第一審判決を取消し、更に譴責の判決をした(「芸日」明治三四・一〇・六、「官報」明治三四・一〇・三)。

(注) 判決書では、「三坂」となっているが、三坂が正確と思われるので、「三坂」に改めた。

按スルニ前記不当債權請求排斥事件ハ何レモ扶桑共済合資会社ノ破産事件ヨリ發生シ互ニ相索連スルモノナルニ付被告豊太郎カ齋藤柳治外四名ノ代理人トシテ為シタル前記ノ抗弁ニシテ貫徹スルヲ得ハ武田龜吉外数名ノ代理人トシテ為シタル主張ニ影響シ其主張ハ到底貫徹スルヲ得サル筋合ニシテ前ノ委任者タル龜吉外四名ニ不利益ナル結果ヲ惹起スヘキハ固ヨリナルニ被告豊太郎カ斯カル影響アルヲモ顧ミス前記ノ如キ抗弁ヲ提出シタルハ誠実以テ事ヲ執ラサルニ出テタルモノニシテ弁護士ニ必要ナル信用ヲ失墜スヘキ行為ナリト謂ハサルヲ得ス

右ノ理由ニ依リ判決スルコト左ノ如シ
被告弁護士富島豊太郎ヲ七十円ノ過料ニ処ス

明治三十二年十二月十一日

○明治三十四年(乙)第一号

判決書

広島県広島市下中町平民

広島地方裁判所所属弁護士 三坂 繁人

右弁護士会則違犯懲戒被告事件ニ付本院検事長一瀬勇三郎立会審
理判決スルコト左ノ如シ

被告弁護士三坂繁人ヲ譴責ス

理由

被告弁護士三坂繁人ハ広島弁護士会員ナル処明治三十三年六月一日
広島県広島市細工町武内慶助ヨリ同県同市境町四丁目古川久吉
外五十三名ニ対スル賃貸契約終了確認竝ニ賃貸物引渡請求事件ニ
付慶助ヨリ委任ヲ受ケ其訴訟代理人ト為リ同年六月二十一日広島
地方裁判所ニ出訴シ其訴訟ノ未タ終了セサルニモ拘ハラヌ同年七
月十五日更ニ右事件被告ノ一人タル古川久助外一名ヨリ同県同市
油屋町横山卯三郎ニ対スル抵当権登記取消請求事件ニ付久吉ノ委
任ヲ受ケ其訴訟代理人トナリ其翌十六日同裁判所ニ出訴シタルモ
ノナリ

右事実ハ総テ被告代理人多久間信衛ノ当廷ニ於テ明ニ認ムル処ナ
ルノミナラス被告本人ヨリ広島地方裁判所検事正ニ提出シタル手
続書ニ同一趣旨ノ記載アルニ徴シ証憑十分ナリ

仍テ案スルニ被告弁護士三坂繁人ノ所為ハ広島弁護士会則第四十
四条ニ会員ハ弁護士法第十四条ニ掲ケタル事件ノ外左ノ事件ニ付

職務ヲ行フコトヲ得ス(中略)二現ニ相手トセルモノ、依頼スル
訴訟事件トアルニ違犯シタルモノニシテ懲戒ヲ要スルモノナルニ
付弁護士法第三十三条ニ依リ所犯情状ヲ量リ譴責ノ罰ニ処スルヲ
相当トスレ主文ノ如ク判決ス所以ナリ

明治三十四年四月二十日

於広島控訴院懲戒裁判所

裁判長判事 奥山 政敬

判事 高洲 速太

判事 百瀬 武策

判事 玉置 琢

判事 佐藤 信

裁判所書記 黒河房五郎

○明治三十四年(乙)第二号

判決書

広島県広島市下中町平民

広島地方裁判所所属弁護士 三坂 繁人

右弁護士会則違犯懲戒被告事件ニ付明治三十四年四月二十日広島
控訴院ニ於ケル懲戒裁判所カ被告繁人ヲ譴責スト言渡シタル判決
ニ対シ被告ヨリ控訴ヲ為シタルニ依リ当懲戒裁判所ハ検事岩野新
平立会相当ノ式ヲ履行シ審判スルコト左ノ如シ

原判決ハ之ヲ取消ス

被告三坂繁人ヲ譴責ス

理由

被告繁人ハ広島地方裁判所ノ弁護士名簿ニ登録ヲ受ケ其職務ニ従事中広島県広島市細工町武内慶助ノ訴訟代理人トナリ同市堺町四丁目古川久吉外五十三名ニ対シ明治三十三年六月二十一日広島地方裁判所ヘ訴ヘタル賃貸契約終了確認並ニ賃貸物引渡請求事件ノ審理中其被告ノ一人タルコトニ心付カス同年七月十五日右古川久吉外一名ノ訴訟代理人トナリ同市油屋町横山卯三郎ニ対スル抵当権登記取消請求事件ヲ其翌日十六日同裁判所ヘ出訴シタルモノナリ

右事実ハ被告本人ヨリ広島地方裁判所検事正ニ提出シタル手続書ニ同一趣旨ノ記載アルコト古川久吉ノ聴取書ニ抵当権登記取消事件ニ付三坂弁護士ヲ代理人ニ依頼シ訴訟ヲ起シタル旨ノ記載アルコト及ヒ被告代理人カ第一審廷並ニ当法廷ニ於テ明カニ前記ノ事実ヲ認ムルニ徴シ其証拠充分ナリトス

右被告繁人ノ所為ハ犯時ニ於ケル広島弁護士会会則第四十四条ト其趣旨ヲ同フスル改正三十一条ニ掲ケタル事件ハハ之ヲ受任スルコトヲ得ス(中略)ニ現在ノ相手方カ委任スル事件トアルニ違背シタルモノナルヲ以テ弁護士法第三十三条第一ニ依リ譴責ノ罰ニ処スルヲ相当トス而シテ被告ノ所為ハ前示ノ如ク故意ニ出テタルニアラス全く不注意ノ然ラシメタルモノナルニ第一審判決ニ於テ故意ニ出テタルモノト認メタルハ事実ノ認定其当ヲ得サルヲ以テ控訴ハ其理由アリ依テ当懲戒裁判所ハ弁護士法第三十四条判

事懲戒法第四十四条第二項ニ照シ第一審判決ヲ取消シ主文ノ如ク判決ス

明治三十四年九月二十一日

大審院ニ於ケル懲戒裁判所ニ於テ

裁判長判事 男爵 南部 甕男

判事 井上 正一

判事 西川鐵次郎

判事 永井岩之丞

判事 伊藤 悌治

判事 鶴 丈一郎

判事 掛下重次郎

書記 栗原 久作

⑧ 森田卓爾、⑨ 田上諸藏、⑩ 高田似壠

広島地方裁判所所屬弁護士森田、田上、高田の三弁護士に對する懲戒被告事件は、明治三四(一九〇二)年一月二十八日、広島控訴院に開かれた懲戒裁判所において、左記の通り譴責に処する旨の判決があつた(官報「明治三五・一・八、中国」明治三五・一・一〇、「芸日」明治三五・一・一二)。

○明治三十四年よ第二号

判決

広島地方裁判所所屬弁護士 森田卓爾

同 田上諸藏

同 高田似壠

右高田似壠代人 森田卓爾

右弁護士会則違犯懲戒事件ニ付当院検事三濱長一郎立合審理判決
スルコト左ノ如シ

被告人森田卓爾田上諸藏高田似壠ヲ譴責ス

理由

被告人三名ハ孰レモ広島地方裁判所検事局ノ弁護士名簿ニ登録ヲ
受ケ其職務ニ従事中広島市細工町武内慶助ヨリ同市同町中西熊七
同市猿楽町岡崎喜兵衛同市横町岩城多兵衛同市細工町森田藤兵衛
外数十名ニ対スル賃貸契約終了確認並賃貸物引渡請求ノ訴訟事件
ニ付明治三十三年九月十九日右熊七喜兵衛多兵衛藤兵衛等ノ委任
ヲ受ケ其訴訟代理人ト為リ該訴訟広島地方裁判所ニ繫属中更ニ岡
山県小田郡山田村土屋競外数十名ヨリ前記中西熊七岡崎喜兵衛岩
城多兵衛森田藤兵衛ニ対シ地上権確認登記請求ノ訴ヲ提起ス可キ
委任ヲ受クルニ当リ右被告人中西熊七等ハ前掲賃貸契約終了確認
並賃貸物引渡請求事件ノ委任者タルコトヲ心付スシテ明治三十
四年二月二日右土屋競外数十名ノ代理人ト為リ広島地方裁判所ニ
之カ訴訟ヲ提起シタルモノナリ

右事実ハ被告人森田卓爾田上諸藏及ヒ被告人高田似壠代人森田卓
爾カ当廷ニ於テ孰レモ自認スルノミナラス広島地方裁判所検事正
ニ提出シタル被告人共ノ手続書ニモ同一趣旨ノ記事アルニ徴スレ
ハ其証拠十分ナリトス

右被告人共ノ所為ハ執務上相当ノ注意ヲ怠リタル結果ナルヘクシ
テ固ヨリ其故意ニ出タルモノト認メ難キモ右ハ犯時ニ於ケル広島
弁護士会会則第四十四条ト其趣旨ヲ同フスル改正広島弁護士会
則(明治三十四年六月十日司法大臣ノ認可ニ係ル)第三十一条ニ
左ニ掲タル事件ハ之ヲ任スルコトヲ得ス(中略)二現在ノ相手方
カ委任スル事件トアルニ違背シタルモノタルヲ免カレサルヲ以テ
弁護士法第三十三条第一ニ依リ譴責ノ罰ニ処スルヲ相当トス故ニ
主文ノ如ク判決ス

明治三十四年十一月二十八日

広島控訴院ニ開ク懲戒裁判所ニ於テ

裁判長判事	高洲	速太
判事	百瀬	武策
判事	玉置	琢
判事	佐藤	信
判事	百島	一八
裁判所書記	黒川房五郎	

明治三六(一九〇三)年

⑪ 山内吉郎兵衛

明治三六(一九〇三)年七月、名古屋市憲明館の法律顧問という、
広島弁護士会弁護士山内吉郎兵衛は、名古屋市久尾町小木勇方に
止宿中、先に、東京地方裁判所において出版条例違反事件で、罰

金五円の言渡しを受けながら完納しないために、同裁判所検事正から名古屋地方裁判所検事正へ換刑五日の執行方囑託があつたので、同検事局では直ちに逮捕状を發して、名古屋署の手により逮捕され、検事局へ送致された。そこで、山内は、やつと右罰金五円を納付し放免された〔芸日〕明治三六・七・一八〕。

(注1) 山内は、明治二九年二月、材木代金請求の代理人となり和解契約を締結した際、相手方から一五〇円の賄賂を受け取つたとして、新聞紙上で追及されたことがあるが、事件にはならなかつた〔中国〕明治三〇・九・三(五)。

(注2) 衆議院議員で、この程財産差押を受けた者は五、六人いるが、広島県第七区選出の代議士山内吉郎兵衛は、その中でも債務が最も多いという〔芸日〕明治三四・一〇・一〇〕。そして、帝国党代議士山内吉郎兵衛は、年々歳費を差押の命令を受けており、寄留地を台湾に移して、旅費を増請求した事件で雷鳴を轟かせたが〔芸日〕明治三四・一・一五〕、会計検査院は、山内が台湾に居住した証跡がないと指摘したので、不当旅費は追徴されることとなつたという〔芸日〕明治三五・一・二五、明治三五・一・一八〕。

⑫ 林十之助

広島県会議員であつた林弁護士は、明治三六(一九〇三)年九月二五日投票予定の広島県会議員選挙の候補者であつたが、同年八

月三一日選挙法違反の嫌疑で広島警察署において取調を受け、拘留された。容疑事実は、同年七月、境町四丁目に出火があつた際、林はその懇意先である、甲房吉、若山國藏、石見豊助、塚脇権次郎らへ見舞品を贈つたものである〔芸日〕明治三六・九・二二、〔中国〕明治三六・九・二(三)〕。同事件は、同年九月五日、予審終結決定があり、広島地方裁判所の軽罪公判に付された〔芸日〕明治三六・九・六〕。同月九日第一回公判が開かれ〔中国〕明治三六・九・一〇〕、同月二日正午、林は、軽禁錮四ヶ月、選挙権停止八ヶ月の判決を受け、保釈を許されて出獄した〔芸日〕明治三六・九・一三〕。そして、林は、府県制第六条第二項の規定により、県参事会において、県会議員失権失職を決定された〔中国〕明治三六・九・二二、〔芸日〕明治三六・九・二四〕。

林は、控訴して、同年一〇月一四日の広島控訴院における公判では、鳩山和夫、田上諸藏、森田卓爾、岡崎仁三郎が弁護士となり、選挙期日六〇日以前の候補者であることを発表しない前に、親交がある者や知己の者に、近火見舞を贈つたのであつて、選挙に関して贈与したのではなく、無罪であると主張した〔芸日〕〔中国〕明治三六・一〇・一五〕。しかし、同月一六日、原判決は相当であるとして、控訴棄却の判決があつた〔芸日〕明治三六・一〇・一七〕。

こうして、林は、同年二月二四日、広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した〔官報〕明治三七・一・一二〕。

⑬ 宮原每太郎

広島地方裁判所所屬弁護士宮原每太郎に対し、明治三六（一九〇三）年一〇月九日、広島控訴院において開かれた懲戒裁判所は、次の通り、過料一五円の判決をした（「官報」明治三六・一一・七、

「芸日」明治三六・一一・一〇）。

○明治三十六年よ第三号

判決

広島県広島市幟町五十三番地ノ二

広島地方裁判所所屬

弁護士 宮原每太郎

右懲戒被告事件ニ付当院検事長矢野茂立会審理ヲ遂クル処被告宮原每太郎ハ広島弁護士会ニ於テ當時ノ会則第三十三條（新会則第三十四條）ニ依リ調製シタル紹介人名簿ニ記載シアル広島市田中町上野田吉允カ同市塚本町川本龜太郎ヨリ民事訴訟行為ニ付依頼ヲ受けケタル末相当ノ弁護士ヲ選択シ遣ハスヘシトテ明治三十六年五月一日朝吉允ヨリ宮原每太郎宛「川本龜太郎ナル者ノ訴訟事件ニ付同人ニ自分ノ俸ヲ付ケ差出候間本人ヨリ直接ニ事実御聴取ノ上可成低廉ノ謝金ヲ以テ御請負可被下詳細ハ本人ヨリ御聴取可被下候」トノ文意ノ書柬ヲ認メ之ヲ次男總良ニ持タセ川本龜太郎ト同道同市幟町ナル被告每太郎方ニ至ラシメタルニ之ニ面接シ其書柬ヲ読了シ且ツ總良ヨリ「此事件ハ今朝裁判所ヘ出頭シ貰ハネバナラヌ事件故宜敷頼ム」旨ノ吉允ノ伝言ヲ聞キ尚川本龜太郎ニ

対シ事件ノ内容ヲ審ニシタル上即座ニ同人ヨリ謝礼ノ内入金及印紙代トシテ金五円ト訴訟代理ノ委任状トヲ受取り以テ同人ヨリ同市上柳町福井茂夫ニ係ル貸金請求事件ノ訴訟代理ヲ受任シタルモノナリ

以上ノ事実ニ付前頭上野田吉允カ広島弁護士会ニ於テ調製シタル紹介人名簿ニ記載サレアルコトヲ承知シツ、其依頼ニ応シタルコトハ被告每太郎ノ代人梶山太郎助ノ当法廷ニ於テ認ムル所ニシテ川本龜太郎ノ聴取書ニ広島市上柳町福井茂夫ニ対スル貸金六十五円請求ノ訴訟事件ニ付明治三十六年四月三十日頃自分方ヘ呼出状ガ来リタルモ自ラ出頭スルコト出来ザル故上野田吉允方ニ行キ相談ノ上同人ガ弁護士宮原每太郎ニ頼ンテ遣ルト申シ同人ハ病氣ニ付手紙ヲ認メ之ヲ同人ノ俸ニ持タセ即時自分ト同道シテ宮原弁護士方ニ行キ同人ニ面会シ手紙ハ吉允ノ俸ヨリ宮原弁護士ニ渡シ同人カ其手紙ヲ読ミタル上訴訟代理ヲ頼ムコトニ取極メ謝金ハ六円五十銭ノ約束ニテ其時持合セノ金五円ヲ渡シタル旨供述シタルコトノ記載、上野田總良ノ聴取書ニ明治三十六年四月末頃川本龜太郎ガ上柳町ノ者ニ係ル貸金ノ事ニ付自分方ニ来リタルガ父ガ病氣ニ付手紙ヲ認メ之ヲ自分ニ持タセ龜太郎ト同道ニテ上幟町弁護士宮原每太郎方ヘ行ケト父ヨリ申付ケラレ其事件ノ詳細ハ知ラザレトモ極至急ヲ要シ其日ノ朝ニ裁判所ヘ出テ貰ハネバナラヌ事件ニ付宜敷頼ムトノ伝言ヲセヨトノ事ナリシ故龜太郎ト同道シテ宮原弁護士方ニ行キ同人ニ面会シ手紙ヲ渡シ父ノ伝言ヲ申伝ヘタル旨

供述シタルコトノ記載、上野田吉允ノ聞取書ニ川本龜太郎ガ弁護士ハ何人ガ宜シキカト尋タルニ付私ハ病氣ナル故手紙ヲ認メ俤總良ニ持タセ宮原弁護士ノ内ヘ同道セシメタリ其時ノ手紙ノ文句ハ能ク覚ヘザレトモ「御清福奉賀候陳者川本龜太郎ナル者ヲ訴訟事件ニ付俤ヲ付ケ差出候間本人ヨリ事実直接ニ御聴取可成成効料ヲ安ク御受合可被下候詳細ハ本人ヨリ御聴取可被下候勿々月日吉允宮原様」ト認メタル様ニ思フ旨供述シタルコトノ記載、又被告毎太郎ノ第二回聴取書ニ川本龜太郎ガ上野田吉允ノ俤ト同道シテ自分方ニ来リタルハ明治三十六年五月一日午前七時頃ニシテ謝金ハ債權額ノ一割ノ約束ニテ当日ハ印紙代ト共ニ金五円受取リタル旨供述シタルコトノ記載アルヲ以テ是等ノ証拠ヲ綜合スレハ前頭被告毎太郎ノ所為ヲ認ムルニ十分ナリ

法律ヲ按スルニ被告毎太郎ノ所為ハ弁護士法第二十三條第二項広島弁護士会則第三十二條(新会則第三十三條)ニ違背シタルモノナルヲ以テ弁護士法第三十三條第二ニ依リ拾五円ノ過料ニ処スルヲ相当ナリトス

右ノ理由ナルニ依リ判決スルコト左ノ如シ
被告宮原毎太郎ヲ拾五円ノ過料ニ処ス

明治三十六年十月九日

広島控訴院ニ開ク懲戒裁判所ニ於テ

裁判長判事 一瀬勇三郎

判事 高洲 速太

判事 池田 覺三
判事 山香二郎吉
判事 藤岡常之丞
裁判所書記 黒河房五郎

⑭ 河端守綱

広島地方裁判所所屬弁護士河端守綱に対し、明治三六(二九〇三)年一〇月一六日、広島控訴院における懲戒裁判所は、次の通り過料三〇円の判決をした〔官報〕明治三六・一一・一二、〔芸日〕明治三六・一一・一四。

○明治三十六年よ第四号

判決

広島県広島市三川町四十七番屋敷
士族広島地方裁判所所屬弁護士
河端 守綱

右懲戒事件ニ付当院検事長矢野茂立会審理ヲ遂ルル也

愛媛県松山市一番町近藤貞利ナル者同市千舟町大竹龜三郎ヨリ大竹源一郎法定代理人大竹コトニ係ル貸金請求控訴事件ニ付龜三郎ト共ニ広島市大手町五丁目旅館大政方ニ宿泊中明治三十六年五月二十四日「事件ノコトニ付頼ミ度キコトアル旨」ノ手紙ヲ被告守綱ニ送リタル処被告ハ右貞利ナル者ハ広島弁護士会ニ於テ當時ノ会則第三十三條(新会則第三十四條)ニ依リ調製シタル紹介人名簿ニ記載シタル者ナルコト及ヒ訴訟事件ニ付テノ依頼ナルコトヲ

知りナカラ直チニ大政旅館ニ到リ先ツ貞利ニ面会シタル上貞利ノ紹介ニ依テ更ニ龜三郎ニ面会シ貞利及龜三郎ノ兩人ヨリ前記控訴事件ノ顛末ヲ聞取リタル上略未受任ヲ諾スヘキ意ヲ表シテ一旦立別レ翌二十五日再ヒ右大政方ニ到リ同シク貞利龜三郎ト謝金ノ事等ニ付会議ヲ遂ケタル末龜三郎ヨリ謝金手数料等ニ関スル定約証書及ヒ委任状ヲ受取り前記控訴事件ノ訴訟代理ヲ受任シタルモノナリ

以上ノ事實ニ付前頭近藤貞利カ広島弁護士会ニ於テ調製シタル紹介人名簿ニ記載アル者ナルコトハ被告守綱ガ当廷ニ於テ認ムル所ニシテ大竹龜三郎ニ対スル檢事ノ聴取書（明治三十六年八月四日付）ニ自分ハ明治三十六年五月控訴事件ニ付広島ニ行キタルトキ宿屋大政方ヨリ弁護士河端守綱ヲ招キタルコトアリ河端ヲ招キタルハ近藤貞利ノ名ヲ以テシタルモノニシテ其際自分ハ河端ニ初対面ノコトニ付先ツ近藤ヨリ河端ニ向テ自分ヲ指シ此人ハ松山ノ大竹龜三郎ナルガ此度本分家間ニ金田貸借事件ニテ訴訟ヲ為シ不幸敗訴トナリタルニ付控訴ノ為メ出展シタリト申呉レタルヲ以テ自分ハ引続キ事件ノ成行ヲ談話シタル後チ其日カ翌日カ謝金ノコトヲ約シ訴訟委任ヲ為シタリ尤モ謝金ノコトニ付河端ハ勝訴ノトキ三百五十円呉レト云ヒシガ自分ハ近藤ヲ頼ミ交渉ノ末三百円ト定メタル旨龜三郎ガ陳述シタルコトノ記載アリ又近藤貞利ニ対スル檢事ノ聴取書（明治三十六年八月四日付）ニ自分ハ明治三十六年五月龜三郎ノ訴訟事件ニ付広島市ニ到リ宿屋大政ヨリ再度手紙ヲ

遣ハシテ河端守綱ヲ招キ龜三郎ヲ紹介シ龜三郎ハ河端ニ訴訟ヲ委任シ度シトノ望ミニ付招キタル由ヲ述べ法律上ノコトニ付河端ト研究シタレバ河端ハ控訴ノ見込ミアリト申シ居リシガ其日ハ一旦立別レ其翌日ト信ス終ニ委任スルコトニ決シタル旨貞利カ陳述シタルコトノ記載アリ又被告河端守綱ニ対スル檢事ノ聞取書ニ自分ハ愛媛県松山市千舟町大竹龜三郎ヨリ大竹源一郎ニ係ル貸金請求控訴事件ノ代理ヲ受任シタリ該事件ノ受任ヲ為スニ至リタルハ本年五月中広島市大手町五丁目旅館大政ヨリ近藤貞利ナル者手紙ヲ持タセ自分ヲ呼ビニ來リタリシカ其文旨ハ事件ノコトニ付頼ミタキ事アリ面会シ度ト云フニ在リタル旨被告カ陳述シタルコトノ記載アリテ本件記録ニ添付スル被告ト大竹龜三郎間ノ定約書謄本ニ依レハ右兩者間代理委任ノ定約日附ハ明治三十六年五月二十五日トアリ

以上ノ証拠ヲ綜合シテ考覈スレハ前頭被告守綱ノ所為ヲ認ムルニ余リアリトス
法律ヲ按スルニ被告守綱ノ所為ハ弁護士法第二十三条第二項広島弁護士会規則第三十二条（新会則第三十三条）ニ違背シタルモノナルヲ以テ弁護士法第三十三条第二ニ依リ過料ニ処スルヲ相当ナリトス

右ノ理由ナルニ依リ判決スルコト左ノ如シ
被告河端守綱ヲ過料金三拾円ニ処ス

明治三十六年十月十六日

広島控訴院ニ開ク懲戒裁判所ニ於テ

裁判長判事 一瀬勇三郎

判事 高洲 速太

判事 池田 覺三

判事 山香二郎吉

判事 藤岡常之丞

裁判所書記 黒河房五郎

明治三七(一九〇四)年

⑮ 南條持一

福岡地方裁判所所属弁護士南條持一懲戒被告事件に対し、明治三七(一九〇四)年六月二四日、長崎控訴院における懲戒裁判所は、左記の通り過料二〇円の判決をした(「官報」明治三七・八・二五)。
○弁護士懲戒裁判判決

判決

山口県豊浦郡長府村士族

当時広島市竹屋村二十五番邸寄留

福岡地方裁判所所属弁護士 南條 持一

五月生五十四歳

右被告ニ対スル弁護士会則違背事件ニ付当裁判所ハ検事長代理
検事宮腰信次郎干与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ
被告南條持一ヲ過料貳拾円ニ処ス

裁判費用ノ内証人島田吉之助久保角一郎増田龜吉ニ支給ノ分ハ
被告ノ負担トス

証拠書類ハ各提出者ニ還附ス

理由

被告南條持一ハ福岡弁護士組合ニ加入シ昭和三十五年十二月十七
日広島地方裁判所管内広島市元柳丁一番地ニ出張事務所ヲ設ケ同
所ニ於テ其業務ニ従事中第一明治三十五年十二月十九日広島市広
瀬村増田龜吉ノ紹介ニ依リ佐々木瀧藏壬生長太郎詐欺取財被告事
件ノ弁護ヲ受任シタリ

第二明治三十六年二月上旬広島市三川町石津覺太郎ノ紹介ニ依リ
杉江政治ヨリ係ル民事訴訟事件ニ付佐藤平之進ノ訴訟代理ヲ受任
シタリ

右増田龜吉石津覺太郎ハ広島弁護士会規則ニヨリ訴訟紹介人名簿
ニ記載セラレタル者ニシテ同規則ニ従ヒ同人等ノ紹介ニ依リ直接
又ハ間接ニ職務上ノ依頼ヲ受クルヲ得サルモノナリ

右事実ニ対シ被告代人ハ当廷ニ於テ第一ハ増田龜吉第二ハ石津覺
太郎ノ紹介ニ依リタルニアラスト争フ外ハ総テ之ヲ認ムルニヨリ
争点以外ノ事実ハ之ヲ認定セリ

而シテ第一ノ事実ニ対シ被告代人ハ壬生長太郎ノ親族ト称スル氏
名ヲ知ラサルモノヨリ依頼ヲ受ケシモノナル旨弁解スルモ
増田龜吉訊問調書中昨年(三十五年)九月カ十月比自分カ馬関ヘ
行ク途中己斐ヨリ馬関迄南條ト同車シ其際南條ハ弁護士ナル旨ヲ

告ケ広島二開業セントノ企アルニ付開業ノ上ハ何分宜敷頼ム旨ノ語アリテ知り合ヒトナリシ自分ハ三十五年十二月十二三日比広島警察署留置場ニ於テ佐々木瀧藏ニ出会シ其際同人ハ妻ヨリ送りタル九円アリ之ヲ以テ弁護ヲ頼ミ度尚不足ナレハ自村ニ親族久保角一ナルモノアリテ之ニ申送ラハ送金シ呉ル、管ニ付弁護ヲ世話シ呉度旨申シタルニ付承諾シ其後一兩日後放免トナリシ依テ帰宅シ一兩日ヲ經テ南條ニ面会シ右佐々木等ノ被告事件弁護ノ依頼ヲ為シ其当時金ノ入手ナキヲ以テ報酬ノ契約ヲ為ス能ハス從ツテ書面ノ取替ハシヲ為サ、リシモ口頭ニテハ弁護ヲ頼ム旨委任シ南條ハ之ヲ承諾シタル旨供述ノ記載

佐々木瀧藏訊問調書中自分ハ壬生長太郎ト共ニ詐欺取財事件ニヨリ広島監獄ニ勾禁中昨年(三十五年)十二月二十日比ト覺ユ南條持一面接ニ來リ自分及ヒ長太郎ニ面会シ此度弁護スルコトニナリタルカ異議ナキヤト尋ネタルニ付異議ナキ旨ヲ答ヘ何某ヨリ依頼シタルヤ尋ネタルニ南條ハ只久保ト答ヘタルノミニテ名ヲ名言セサリシモ自分ハ親族ノ久保覺一郎ノコトト推シ弁護料等ノコトニ付尋ネタルニ多分ヲ要セサル旨申シ居リシ同月二十二日公判ノトキ南條出廷シ弁護シ呉レシモ同月二十六日有罪ノ判決ニナリタリ同月二十四日看守部長ノ取次ニヨリ増田龜吉ヨリ南條ノ弁護料十五円支払方請求セラレタルヲ以テ自分ハ南條ニ弁護ヲ依頼シタルコトナキヲ以テ依頼シタル久保ヨリ受取り呉度旨ヲ答ヘタルコトアリ自分ハ昨年(三十五年)十二月三次ヨリ広島警察署留置場ニ

到着シタル処其留置場ノ内ニ代書人藤井ト称スルモノ居リ自分ニ對シ弁護ヲ頼ムナラハ広島在來ノ弁護士テナク此度他ヨリ新ニ当地ニ來リタル善キ弁護士アルヲ以テ世話シ遣ラント申シ又所持金ヲ尋ネタルニ付只今持合少ナキモ自村ニハ自分ノ親族久保覺一郎ナルモノアリ之ニ申送ラハ送金スヘキニ付金到著ノ上ハ自分ヨリ貴家ニ周旋ヲ願フコトアラント答ヘタル所藤井ハ自分ハ明後日放免ニナル都合ニ付依頼スルナラハ地方裁判所前代書人藤井宛ニ書信スヘキ旨ヲ申シ分カレタルコトアルガ其藤井ト称スルハ示サレタル増田龜吉ニ相違ナキ旨供述ノ記載

壬生長太郎訊問調書中自分詐欺取財ノ公判開廷日ヨリ一兩日前南條弁護士來リ自分及ヒ佐々木ニ接見シ弁護スルガ異存ナキヤト尋ネタルニ付謝金ヲ尋ネタル所無理ハセスト答ヘタルニヨリ異議ナキ旨ヲ答ヘタリ其時南條ハ誰レヨリ依頼ヲ受シヤ話サ、リシモ自分ハ共犯佐々木カ代書人藤井ト云フモノ、周旋ニヨリ弁護ヲ頼ミタル故自分ノ分モ併セテ弁護スルト云ハレタルモノト思フ其後判決言渡ヨリ一兩日前ト思フ看守部長ノ取次ニテ所持金ヲ田頭忠徳ノ名ニテ取下クルカ異議ナキヤ申入レタルコトアリ其請求ニ來リタルハ島田某トカ申シタル様ニ記憶スル旨供述ノ記載

島田吉之進訊問調書中自分ハ南條持一ノ元柳町ノ事務所ノ事務員トシテ昨年(三十五年)十二月二十日比ヨリ本年(三十六年)四月二十日迄通勤シ居リシ自分ガ監獄署ニ弁護料ヲ受取りニ行キシヨリ以後月日不詳南條方ニテ佐々木壬生ノ事件ハ元ト自分ガ塚本

町旅人宿太田方ニ止宿シ居リタル際増田龜吉ヨリ依頼ヲ受ケタル事件ナル旨南條ヨリ申聞ケラレタル旨供述ノ記載

久保角一郎訊問調書中自分ハ佐々木瀧藏ノ親族也自分ハ南條ニ佐々木ノ弁護ヲ頼ミタルコトナシ又他ノ親族ヨリ頼ミタル様ノコト聞キシコトナシ瀧藏ヨリ南條ヲ頼ミタル旨ノ通知ハ来リシ増田龜吉ヨリ瀧藏弁護ノコトニ付書面来リシコトアルモ何等返信セシコトナキ旨供述ノ記載アルニヨリ之ヲ綜合シ第一事件ハ増田龜吉ノ紹介ニ依リ受理シタルモノト認定ス

第二ノ事實ニ対シ被告代人ハ石津覺太郎ハ依頼者佐藤平之進ト同道シ来リ單ニ口添ヲ為シタルニ過キササル旨弁疏スルモ

佐藤平之進訊問調書中ニ自分ハ杉江政治ヨリ訴ヲ受ケタルニ付最初ハ自分ハ自身ニテ訴訟ヲ為サント考ヘ答弁書ヲ差出サントセシモ聞所ニヨレハ書類ニハ一定ノ形式アリテ素人ニテハ作成シ難キ由ニ付知り合ナル代書人石津覺太郎ノ処ニ行キ答弁書ノ作成ヲ依頼セントシタルモ熟考スルニ素人ニテハ到底十分ノ防禦ヲ為スコト覚束ナキニ付種々話合ノ末覺太郎ニ於テ相当ノ弁護士ヲ訴訟代理人ニ世話シ遣ラントノコトト為リタルヲ以テ之ヲ頼ミ置キ其日ハ帰宅シ其後一兩日ヲ経タルトキ自分ハ訴訟代理人ノ件ヲ如何ニ成行キシヤヲ知ラシカ為メ再び覺太郎方ニ赴キタルニ石津覺太郎ハ前金拾五円成功謝金貳拾円ニテ受任セントスル弁護士アルニ付只今ヨリ其人ノ処ニ同道スヘキニ付来レト申シタルニヨリ同人ニ從ヒ立出タル処覺太郎ハ自分ヲ元柳町南條持一ノ事務所へ案内シ

事務室ニ於テ自分ト覺太郎ト兩名ニテ南條持一二面会シ訴訟事件ヲ自分ト覺太郎ト兩名ヨリ述ヘ同日同所ニ於テ右事件ノ自分ノ訴訟代理ヲ前ニ覺太郎ヨリ話アリシ通り前金拾五円成功謝金貳拾円ニテ南條持一二委任シタル旨供述ノ記載

吉武虎雄訊問調書中杉江政治ヨリ自分ト佐藤平之進ニ対シ民事訴訟起リシ節自分ハ木元園次ヲ代理人ニ頼ミ佐藤ハ南條持一ヲ代理人ニ頼ミタル佐藤ハ最初代書人石津某ニ話シタルニ石津ハ本件ハ見込アルニ付善キ様ニ取計ヒ遣ラント申シタリト話シ居リシカ其後佐藤ハ自分方ニ来リ石津ノ伝手ヲ以テ南條持一一訴訟代理ヲ託シタリト話タル旨供述ノ記載アルニヨリ第二ノ事件ハ石津覺太郎ノ紹介ニヨリ受任シタルモノト認定ス

被告ハ弁護士法第二十五条ニヨリ広島組合弁護士会規則ヲ遵守スヘキ義務アルモノニシテ右被告ノ所為ハ広島組合弁護士会規則第三十二条会員ハ紹介人名簿ニ記載シタル者ノ紹介ニヨリ直接又ハ間接ニ職務上ノ依頼ヲ受ケ又ハ其者ヲ職務上ニ使用スルコトヲ得ストアルニ違背シ弁護士法第三十三条第二号ニヨリ処分スルヲ相当ナリトシ尚裁判費用ニ付テハ同法第三十四条判事懲戒法第四十五条第二項刑法第四十五条ニヨリ処分スヘキモノトス

依テ主文ノ如ク判決ス

被告ニ対シ懲戒スヘキ行為トシテ開始決定第一ニ掲ケタル事項即明治三十六年二月十六日石田助三郎ノ紹介ニ依リ宇都宮音次外一名賭博事件ノ委任ヲ受ケタリトコト及ヒ同第四ニ掲ケタル事項

即チ明治三十五年十二月二十三日石田助三郎ノ紹介ニヨリ片上富士太郎ノ依頼ヲ受ケ近藤リカ対近藤廣吉間ノ離縁請求事件ニ付近藤リカノ控訴状ヲ起案シ尋テ該公訴事件ノ訴訟代理ヲ受任シタリトノコトハ共ニ其証憑十分ナラス

明治三十七年六月二十四日

長崎控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長 藤堂 衡

判事 村上泰智

判事 磯野 衡

判事 高田敏吉

判事 莊野弘毅

裁判所書記 一瀬鐵治

①⑥ 福本則行

広島地方裁判所所属弁護士福本則行は、尾道市久保町一番邸に居住し、広島弁護士会に加入して業務に従業中、蘆品郡出口町小川岩太郎が広島弁護士会において同会規則第三四条により調製した紹介人名簿に掲載されていることを知りながら、明治三七（一九〇四）年四月二三日、自宅において奥田秀三郎殴打創傷被告事件につき、右岩太郎より秀三郎の弁護を依頼され、事務員村井谷一をして、研究料および書類謄写料として金五円を受取らせ、後日相当の謝礼金を受ける約束を以て、その弁護の委任を受けたという懲戒被告事件について、明治三七（一九〇四）年六月一八日、

広島弁護士会沿革誌 (2)明治編・続

広島控訴院における懲戒裁判所で、過料金二〇円に処せられた。福本は、控訴したが、同年九月六日、その理由なしとして棄却された（官報「明治三七・九・二二」、「中国」明治三七・九・二五）。

○明治三十七年よ第二号

判決

広島県尾道市久保町一番邸

広島地方裁判所所属弁護士 福本 則行

右懲戒被告事件ニ付検事黒川穰立会審理ヲ遂クル処

被告福本則行ハ広島弁護士会ニ加入シテ業務ニ従事中広島県蘆品郡出口町小川岩太郎カ広島弁護士会ニ於テ其会則第三四条ニ依

リ調製シタル紹介人名簿ニ掲載セラレ居ルコトヲ知りナカラ明治

三十七年四月十三日自宅ニ於テ眞田秀三郎殴打創傷被告事件ニ付

右岩太郎ヨリ秀三郎ノ弁護ヲ依頼セラレ事務員村井谷一ヲシテ研

究料及書類謄写料トシテ金五円ヲ受取ラシメ後日相当ノ謝礼金ヲ

受クル約束ヲ以テ之カ弁護ノ委任ヲ受ケタルモノナリ

証憑ヲ按スルニ当院検事局裁判所書記カ広島弁護士会名簿ニ依リ

謄写シタル訴訟紹介人名簿抜萃ニ広島県蘆品郡出口町小川岩太郎

ノ住所氏名ノ記載アリ小川岩太郎ニ対スル警察聴取書ニ私ハ明治

三十七年四月十三日尾道市福本弁護士宅ニ抵リ同人ニ面会シ眞田

秀三郎殴打創傷被告事件ノ弁護ヲ依頼シタリ元來福本弁護士ハ私

ト知合ノ間柄ニテ秀三郎ハ職人ノ事ユヘ生活上貧乏ナルニ付兎ニ

角謝礼ハ何程ト云フ事ナク成效スレハ必ス礼ハ為サシムルニヨリ

弁護ヲ為シ呉レト頼ミタル処福本弁護士カ記録ノ謄写ハ一枚ニ付
二錢ヲ要スルト申サルルニヨリ私ハ左スレハ只今持合せ金五円ヲ
置クユハ此レニテ記録ヲ写取り貰ヒ度ト云ヒ村井ト云フ書生ニ五
円ヲ渡シタル旨供述シタルコトノ記載アリ、村井谷一ニ対スル檢
事ノ聴取書ニ本年四月十三日小川岩太郎ナル者氏名不詳ノ男子ト

判事 佐藤 信
判事 見矢木欽爾
判事 西原 義任
裁判所書記 黒河房五郎

○明治三十七年(六)第十五号

判決書

廣島県尾道市久保町一番邸
廣島地方裁判所所屬弁護士 福本 則行

共ニ福本弁護士ノ事務所ニ来リ福本弁護士ニ面会シタル後自分ニ
対シ眞田秀三郎カ毆打創傷被告事件ノ弁護ヲ福本弁護士ニ委任シ
タルカ秀三郎ハ貧困者ニシテ弁護料トシテ出金スルコトハ出来ス
只一封トシテ何程カ出金シ得ルニ過キス其金モ本人カ支出スルニ
アラス我々兩人カ少々義捐シテ調達セント思フ位ナリ此五円ハ書
類ノ謄写料且研究料トシテ受取り置キ呉レト申シタルニヨリ只五
円ノ受取書丈ケ交付シタル旨供述シタルコトノ記載アリ此等ノ証
拠ヲ綜合シテ考覈スレハ正シク前掲被告福本則行ノ所為ヲ認ムル

右福本則行ニ対スル廣島地方裁判所所屬弁護士会規則違反懲戒被
告事件ニ付明治三十七年六月八日廣島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所
ニ於テ被告則行ヲ式拾円ノ過料ニ処シタル判決ニ対シ被告ヨリ控
訴ヲ為シタルニ依リ当裁判所ニ於テ檢事総長代理檢事川目亮一立
会審理ヲ遂ケ判決スル左ノ如シ
本件控訴ハ之ヲ棄却ス

理由

二十分ナリ法律ニ照スニ被告福本則行ノ所為ハ弁護士法第二十三
条第二項廣島弁護士会規則第三十三條ニ違背シタルモノナルヲ以
テ弁護士法第三十三條第二ニ依リ過料ニ処スルヲ相当ナリトス
右ノ理由ニ依リ判決スルコト左ノ如シ

被告福本則行ハ廣島弁護士会ニ加入シテ業務ニ従事同弁護士会
規則第三十三條ニ於テ同会會員ハ同会規則第三十四條ニ依リ調製
サレタル紹介人名簿ニ記載シタル者ノ紹介ニ依リ直接又ハ間接ニ
業務上ノ依頼ヲ受クルコトヲ得サル旨ヲ定メアルコト竝ニ廣島県

被告福本則行ヲ式拾円ノ過料ニ処ス

明治三十七年六月十八日

廣島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事 一瀬勇三郎

判事 高洲 速太

蘆品郡出口町小川岩太郎カ紹介人名簿ニ掲載セラレ居ルコトヲ知
リナカラ明治三十七年四月十三日自宅ニ於テ眞田秀三郎毆打創傷
被告事件ニ付右岩太郎ヨリ秀三郎ノ弁護ヲ依頼セラレ事務員村井

谷一ヲシテ研究料及書類謄写料トシテ金五円ヲ受取ラシメ後日相当ノ謝礼金ヲ受クル約束ヲ以テ之カ弁護ノ委任ヲ受ケタルモノナリ

証憑ヲ按スルニ広島控訴院検事局裁判所書記カ広島弁護士会名簿ニ依リ謄写シタル訴訟紹介人名簿抜萃ニ広島県蘆品郡出口町小川岩太郎ノ住所氏名ノ記載アリ、小川岩太郎ニ対スル警察聴取書ニ私ハ明治三十七年四月十三日尾道市福本弁護士宅ニ抵リ同人ニ面会シ眞田秀三郎毆打創傷被告事件ノ弁護ヲ依頼シタリ元來福本弁護士ハ私ト知合ノ間柄ニテ秀三郎ハ職人ノ事ユヘ生活上貧乏ナルニ付兎ニ角謝礼ハ何程ト云フ事ナク成効スレハ必ス礼ハ為サシムルニヨリ弁護ヲ為シ呉レト頼ミタル処福本弁護士カ記録ノ謄写ハ一枚ニ付二銭ヲ要スルト申サルルニヨリ私ハ左スレハ只今持合セ金五円ヲ置クユヘ此レニテ記録ヲ写取り貰ヒ度ト云ヒ村井ト云フ書生ニ五円ヲ渡シタル旨供述シタルコトノ記載アリ村井谷一ニ対スル検事ノ聴取書ニ本年四月十三日小川岩太郎ナルモノ氏名不詳ノ男子ト共ニ福本弁護士ノ事務所ニ来リ福本弁護士ニ面会シタル後自分ニ対シ眞田秀三郎カ毆打創傷被告事件ノ弁護ヲ福本弁護士ニ委任シタルカ秀三郎ハ貧困者ニシテ弁護料トシテ出金スルコトハ出来ス只一封トシテ何程カ出金シ得ルニ過キス其金モ本人カ支出スルニアラス我々兩人カ少々義捐シテ調達セント思フ位ナリ此五円ハ書類ノ謄写料且研究料トシテ受取り置キ呉レト申シタルニヨリ只五円ノ受取書丈ケ交付シタル旨供述シタルコトノ記載アリ

此等ノ証憑ヲ綜合シテ考覈スレハ正シク前掲被告福本則行ノ所為ヲ認ムルニ十分ナリ之ヲ法律ニ照スニ被告福本則行ノ所為ハ弁護士法第二十三條第二項広島弁護士会規則第三十三條ニ違背シタルモノナルヲ以テ弁護士法第三十三條第二ニ依リ二十円ノ過料ニ処スルヲ相当ナリトス

然ラハ原裁判所ニ於テ前掲事實ヲ認メ前記法条ト規則ニ基キ被告ヲ二十円ノ過料ニ処シタルハ相当ニシテ被告ノ控訴ハ其理由ナキニ依リ弁護士法第三十四條判事懲戒法第四十四條第一項ニ則リ主文ノ如ク判決ス

明治三十七年九月六日

大審院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事	井上 正一
判事	富谷鉦太郎
判事	鶴 丈一郎
判事	井原 師義
判事	志方 鍛
判事	鶴見 守義
判事	田代 律雄
裁判所書記	伊藤 正秋

⑰ 小川夔三

尾道市久保町広島地方裁判所所屬弁護士小川夔三に係る懲戒被告事件は、明治三七（一九〇四）年六月二〇日、広島控訴院にお

る懲戒裁判所で、第一の事実、即ち久保町羽賀萬助は、所謂紹介人として、その名簿に記載されたものであることを知りながら、明治三六（一九〇三）年二月一六日、自宅において同人の紹介により神川カメに係る窃盗事件の弁護を受任し、第二の事実、即ち明治三七（一九〇四）年四月二日、自宅において同人の紹介により、弁護料一〇円成功料一〇円、図書類謄写料一枚二銭の約束を以て、眞田秀三郎殴打創傷事件の弁護を受任した件は、共に弁護士法第二三条第二項、広島弁護士会規則第三三条に違背したものであるとして、各過料二五円に処する旨、言渡された。それを不服として、大審院における懲戒裁判所に控訴したところ、明治三七（一九〇四）年一〇月一日、原判決を相当として、控訴は棄却された〔官報〕明治三七・一一・九、「芸日」明治三七・一一・二三。

○明治三十七年よ第一号

判決書

広島県尾道市久保町百九番地居住

広島地方裁判所所属弁護士 小川 夔三

右懲戒被告事件ニ付当院検事長矢野茂代理検事黒河稷立会審理ヲ遂クル処

弁護士小川夔三八広島弁護士会ニ加入シ其職務ニ従事中第一尾道市久保町羽賀萬助ナル者ハ広島弁護士会カ其会規則第三十四条ニ依リ調製シタル紹介人名簿ニ記載セラレタルモノナルコトヲ知りナカラ明治三十六年十二月十六日自宅ニ於テ同人ノ紹介即チ神川

「カメ」ナル者カ竊盗事件ニ付来泊シ弁護人入用ノ旨申スニ付可然相頼ムトノ申込ニ基キ同日神田「カメ」ノ弁護ヲ受任シ第二明治三十七年四月十二日自宅ニ於テ前頭羽賀萬助ノ紹介ニヨリ弁護料十円成効料十円書類謄写料一枚二銭ノ約束ヲ以テ眞田秀三郎殴打創傷被告事件ノ弁護ヲ受任シタルモノナリ

証拠ヲ按スルニ

第一事実ニ付テハ
小川夔三ノ聴取書ニ自分ハ昨年一二月中神川「カメ」竊盗事件ノ弁護ヲ受任シタル旨ノ記載アリ

神川「カメ」ノ聴取書ニ明治三十六年十二月十六日自分ノ竊盗事件ニ付羽賀萬助ノ手ヲ経テ小川弁護士ニ弁護ヲ依頼シ弁護料ハ勝訴ナラハ十七円敗訴ナラハ十円ヲ与フルコトノ約束ヲ為シタルコトアル旨陳述ノ記載アリ羽賀萬助ノ聴取書ニ前回御取調ノ際神川「カメ」竊盗事件ニ付自分ハ小川弁護士ハ紹介セシコトナシト申立タルカハ自分カ紹介ノ出来サルコトニナリ居ル故弁護士ハ迷惑ヲ掛ケマイト思ヒ偽虚ノ申立ヲ為シタルモノニシテ実ハ「カメ」ノ依頼ニ因リ小川弁護士方ヘ到リ神川「カメ」ナル者カ竊盗事件ニ付来泊シ弁護士入用ノ旨申スニ付可然依頼スル旨申シタルニ同弁護士ハ之ヲ承諾セラレタルモノナリ云々陳述ノ記載アリ

第二事実ニ付テハ

小川夔三ノ聴取書ニ府中町眞田秀三郎殴打創傷事件ノ弁護ヲ受任シタルハ本年四月中旬ナル旨陳述ノ記載アリ

眞田松太郎ノ聴取書ニ実弟秀三郎殴打創傷事件ノ弁護ノ為メ羽賀萬助ノ手ヲ経テ小川弁護士ニ弁護ヲ依頼シタル旨ノ記載アリ

羽賀萬助ノ聴取書ニ眞田秀三郎ノ依頼ニ基キ秀三郎ノ事件ノ為ニ

弁護料十円及成效料十円書類写取料一枚二銭ノ約束ヲ以テ小川弁

護士ハ弁護ヲ依頼シタルニ同人ハ之ヲ承諾セラレタリ且自分ハ紹

介人名簿ニ記載セラレ紹介ノ出来サルコトハ知り居ルモ依頼人カ

金額ヲ定テ申込ヲ為シ其儘取次ヲ為スコトナレハ差支ナシト思ヒ

其旨ヲ小川氏ニ申込ミシニ同人ハ其意ヲ諒シ承諾セラレタル旨陳

述ノ記載アリ

以上ノ証憑ヲ綜合シテ考覈スレハ被告ノ前掲所為ヲ認ムル二十分

ナリ

法律ニ照スニ被告變三ノ第一第二ノ所為共ニ弁護士法第二十三条

第二項広島弁護士会規則第三十三条ニ違背シタルモノナルヲ以テ

弁護士法第三十三条第二ニ依リ第一第二ノ所為ニ付何レモ過料二

十五円ニ処スルヲ相当ナリトス

右理由ニ依リ判決スルコト左ノ如シ

弁護士小川變三ヲ第一第二ノ所為ニ付何レモ過料二十五円ニ処

ス
明治三十七年六月二十日

広島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事 一瀬勇三郎

判事 高洲 速太

広島弁護士会沿革誌 (2)明治編・続

○明治三十七年(庚)第十六号

判 決

広島県尾道市久保町百九番地居住

広島地方裁判所所属弁護士

小川 變三

右小川變三ニ対スル広島地方裁判所所属弁護士会会則及弁護士法

違犯事件ニ付明治三十七年六月二十日広島控訴院ニ於ケル懲戒裁

判所ニ於テ被告小川變三ヲ第一第二ノ所為ニ付各過料二十五円ニ

処スト言渡シタル判決ニ対シ被告ヨリ控訴ヲ為シタルニ依リ当懲

戒裁判所ハ検事総長横田國臣代理検事末弘巖石立会相当ノ式ヲ履

行シ審理ヲ遂クル処

弁護士小川變三八広島弁護士会ニ加入シ其職務ニ從事中第一尾道

市久保町羽賀萬助ナル者ハ広島弁護士会カ其会規則第三十四条ニ

依リ調製シタル紹介人名簿ニ記載セラレタルモノナルコトヲ知り

ナカラ明治三十六年十二月十六日自宅ニ於テ同人ヨリ神川カメナ

ル者カ竊盜事件ニ付来泊シ弁護人入用ノ旨申スニ付可然依頼スル

旨ノ申込ヲ受ケ右萬助ノ紹介ニ依リ同日神田カメノ弁護ヲ受任シ

第二明治三十七年四月十二日自宅ニ於テ右萬助ノ紹介ニヨリ弁護

料十円成効料十円書類謄写料一枚二銭ノ約ヲ以テ眞田秀三郎ノ毆打創傷被告事件ノ弁護ヲ受任シタルモノナリ

右第一事実ハ小川夔三ノ聴取書ニ自分ハ昨年一二月中神川カメノ竊盜被告事件ノ弁護ヲ受任シタル旨ノ記載神川カメノ聴取書ニ明治三十六年十二月十六日自分ノ竊盜事件ニ付羽賀萬助ノ手ヲ経テ小川弁護士ニ弁護ヲ依頼シ弁護料ハ勝訴ナラハ十七円敗訴ナラハ十円ヲ出スコトノ約束ヲ為シタル旨ノ記載及ヒ羽賀萬助ノ聴取書ニ前回御取調ノ際神川カメ竊盜事件ニ付自分ハ小川弁護士へ紹介セシコトナシト申立タルカ是ハ自分カ紹介ノ出来サルコトナリ居ル故弁護士へ迷惑ヲ掛ケマイト思ヒ偽虚ノ申立ヲ為シタルモノニシテ実ハカメノ依頼ニ因リ小川弁護士方へ到リ神川カメナル者カ竊盜事件ニ付来泊シ弁護士入用ノ旨申スニ付可然依頼スル旨申シタルニ同弁護士ハ之ヲ承諾セラレタルモノナリトノ趣旨ノ記載ニ依リ之ヲ認ムル二十分ナリ又第二事実ハ小川夔三ノ聴取書ニ府中町眞田秀三郎毆打創傷被告事件ノ弁護ヲ受任シタルハ本年四月中旬ナル旨ノ記載眞田松太郎ノ聴取書ニ実弟秀三郎毆打創傷被告事件ノ弁護ノ為メ羽賀萬助ノ手ヲ経テ小川弁護士ニ弁護ヲ依頼シタル旨ノ記載及ヒ羽賀萬助ノ聴取書ニ眞田秀三郎ノ依頼ニ基キ秀三郎ノ為メ弁護料十円成効料十円書類謄写料一枚二銭ノ約ヲ以テ小川弁護士ハ弁護ヲ依頼シタルニ同人ハ之ヲ承諾セラレタリ且自分ハ紹介人名簿ニ記載セラレ紹介ノ出来サルコトハ知り居ルモ依頼人カ金額ヲ定テ申込ヲ為シ其儘取次ヲ為スコトナレハ差支ナシ

ト思ヒ其旨ヲ小川氏ニ申込ミシニ同人ハ其意ヲ諒シ承諾セラレタル旨ノ記載ニ依リ之ヲ認ムル二十分ナリ

右被告小川夔三ノ第一第二ノ所為ハ共ニ弁護士法第二十三条第二項広島弁護士会規則第三十三条ニ違背シタルモノナルヲ以テ弁護士法第三十三条第二ニ依リ第一第二ノ所為ニ対シ何レモ過料二十五円ニ処スヘキモノトス而シテ被告ハ二個ノ所為中情状重キモノニ從ツテ処断スヘク二個ノ罰ヲ併科スヘキモノニアラスト主張スルモ懲戒罰ハ刑ニアラサルヲ以テ刑法ノ総則ヲ適用スヘカラサルコト勿論ナレハ弁護士法中特別ノ規定ナキ以上ハ懲戒スヘキ數個ノ所為アルトキハ數個ノ罰ヲ科スヘキハ当然ナルヲ以テ原判決ハ相当ニシテ被告ノ控訴ハ其理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ弁護士法第三十四条判事懲戒法第四十四条第一項ニ從ヒ本件被告ノ控訴ハ之ヲ棄却ス

明治三十七年十月十五日

大審院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事

- | | | |
|----|----|-----|
| 男爵 | 南部 | 甕男 |
| 判事 | 井上 | 正一 |
| 判事 | 今村 | 信行 |
| 判事 | 柳田 | 直平 |
| 判事 | 鶴 | 丈一郎 |
| 判事 | 井原 | 師義 |
| 判事 | 田代 | 律雄 |

明治三十九年(一九〇六)年

⑱ 湯川愼三郎

明治三十九(一九〇六)年九月二五日、広島地方裁判所所属弁護士湯川愼三郎に対する懲戒被告事件は、広島控訴院における懲戒裁判所で、弁護士法第一四条第一号に違反し、同法第三三二条第二号に則り処分すべきものとして、過料三〇〇円の判決があつた(官報)明治三九・一〇・二七、「芸日」明治三九・一〇・三〇。

(注) 弁護士湯川愼三郎は、明治三十九年一月三〇日、広島弁護士会を脱会したという(芸日)明治三九・一二・二一)。

○明治三十九年よ第三号

判決書

広島市上柳町

広島地方裁判所所属弁護士

湯川愼三郎

右懲戒被告事件ニ付当院検事長川淵龍起代理検事阿部義彰立会審理ヲ遂ケル処

被告愼三郎ハ曾テ大阪地方裁判所所属弁護士トシテ其職務ニ従事
中明治三十九年二月十三日大阪市南区南阪町百五十番地平民柴田
市右衛門ヨリ同人对同市同区高津町二番町二百二十番屋敷平民山
下儀助不動産競落異議事件ノ代理委任ヲ受ケ同月十四日右申立書
ヲ大阪区裁判所ヘ差出タルモ同月十五日同庁ニ於テ異議申立却下

広島弁護士会沿革誌 (2)明治編・続

ノ決定ヲ受該決定ニ対シ更ニ大阪地方裁判所、大阪控訴院、大審院へ逐次上訴ヲ為シ何レモ棄却ノ決定ヲ受ケタリ而テ右競落代金ハ目的物件ノ実価ニ比シ其廉ナルヲ以テ當ニ債権者タル市右衛門ノ不利タルノミナラス物件ノ所有者タル儀助モ亦損失ヲ被ルベキニ付市右衛門ハ同市南区難波新川二丁目六百八十一番地平民周旋業水谷安三ヲ介シテ儀助ト協議ヲ遂ゲ右競落ヲ無効ニ属セシムル方法ヲ講究シ曾テ市右衛門ヨリ儀助ニ交付セシ契約証書(同証書ハ明治三十八年十二月一日付ニシテ同月中ニ儀助ヨリ弁済スルトキハ市右衛門ニ於テ強制執行ヲ為サザル旨記載アリ)既ニ無効ト為リシモノ)アルヲ奇禍トシ該証書ニ基キ儀助ヨリ市右衛門ニ対シ強制執行異議ノ訴訟ヲ提起シ市右衛門ハ口頭弁論期日故ラニ欠席シ原告儀助ヲシテ勝訴判決ヲ受ケシメ以テ右競落ヲ無効ナラシメントコトヲ企テ明治三十九年三月十七日市右衛門等ハ更ニ前頭水谷安三ヲ介シ其内情ヲ打明カシ儀助ノ訴訟代理ヲ被告愼三郎ニ依頼セシメタルニ愼三郎ハ之ヲ承諾シ同月十九日山下儀助対柴田市右衛門強制執行異議事件ノ訴訟ヲ原告代理人トシテ大阪地方裁判所ニ提起シ同年四月十二日口頭弁論期日ニ市右衛門ハ前約ニ従ヒ欠席シ原告儀助ヲシテ勝訴ノ判決ヲ受ケタルニ至ラシメタリ

証憑ヲ按スルニ

一、水谷安三聴取書ニ不動産競売事件ニ付柴田ノ代理人トシテ湯川弁護士ニ依頼シ其後山下ヨリ柴田ニ係ル事件ニ付テモ山下ノ代理人トシテ湯川弁護士ガ引受ケタコトハ何レモ自分ガ関係セシ旨

二〇七(三〇七)

ノ記載

二、同人第二回聴取書ニ最初市右衛門ガ儀助ニ対シ不動産競落ノ異議ヲ申立テ再三抗告ニ及ビタルモ其目的ヲ達セス元來儀助ヨリ市右衛門ニ抵当ニ差入レタル不動産八千円以上ノ価格アルニ拘ラズ僅ニ七百一円ニ競落シ市右衛門ハ素ヨリ儀助ニ於テモ損失ヲ免レサルニ付何トカシテ競落ヲ無効ナラシメント企テ自分ハ市右衛門ノ代理トシテ儀助ト相談ノ末明治三十八年十二月上旬市右衛門ヨリ儀助ニ差入レタル契約書アルヲ幸ヒ其証書ニ基キ儀助ヨリ市右衛門ニ対シ強制執行異議ノ訴ヲ提起シ市右衛門欠席セバ儀助ノ勝訴ト為ルベシト考ヘ湯川弁護士方ニ至リ内情ヲ話シ殊ニ同弁護士ガ最初市右衛門ノ訴訟代理ヲ為シ今回又相手方タル儀助ノ代理ヲ為スハ穩当ナラズト思ヒ同弁護士ニ注意セシニ当事者双方ノ承諾アルコトナレバ差支ナシト申サレタルニ付儀助ヨリ委任状ヲ受取り同弁護士ニ渡セシ旨ノ記載

三、山下儀助ノ事実書ト題スル書面ニ大阪西区北堀江上通二丁目十五番地ノ宅地建物ヲ柴田市右衛門ヘ抵当ニ入レ金員ヲ借受ケタルニ其後同人ヨリ抵当物件ニ対シ強制競売ヲ申請セシ結果遂ニ七百円ニ競落セラレタリ依テ競落取消ヲ水谷安三ト謀リ水谷ヨリ湯川弁護士ニ事情ヲ打明ケ相談ノ末遂ニ自分ノ委任状ヲ水谷ノ手ヲ經テ同弁護士ニ交付セシ旨ノ記載

四、湯川愼三郎聴取書ニ柴田市右衛門ヨリ山下儀助ニ対スル不動産競落異議申立ニ関スル訴訟行為本年(明治三十九年)二月十三

日市右衛門ノ依頼ヲ受ケ之ヲ為シ又儀助ヨリ市右衛門ニ対スル同一不動産ニ関スル強制執行異議事件ヲ同年三月十七日儀助ノ委任ヲ受ケ為シタル旨ノ記載

五、前示事実ニ符合スル被告愼三郎ノ当廷ニ於ケル供述ニ徴シ右行為アルヲ認め

法律ニ照スニ右行為ハ弁護士法第十四条第一号ニ違反シ同法第三十三条第二号ニ則リ処分スルヲ相当トス

右ノ理由ニ依リ

被告愼三郎ヲ過料參拾円ニ処ス

明治三十九年九月二十五日

広島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事 一瀬勇三郎
判事 中谷 速水
判事 膳 鉦次郎
判事 池田 覺三
判事 藤岡常之丞
裁判所書記 黒河房五郎

① 平本希一郎

広島市三川町八〇番次一番屋敷広島地方裁判所所屬弁護士平本希一郎は、明治三九(一九〇六)年五月一二日頃、澤田新右衛門、松田彌太郎の両名が来宅し、京都市烏丸九四条上る辰巳直助より広島市宇品町門田文吉に対する貸金請求事件、ならびに門田文吉ト

り辰巳直助に係る仮差押命令取消事件につき、辰巳直助訴訟代理人受任の依頼があった際、右澤田は広島弁護士会が会則第三四条に基き調製した訴訟紹介人名簿に登録してある人物であることを知りながら、同人の紹介により、同日前記肩書の被告居室において、辰巳直助訴訟代理の委任を受け、広島地方裁判所及同区裁判所において、右事件の訴訟行為をなした件につき、明治三九（一九〇〇）年七月二十六日、広島控訴院における懲戒裁判所で、過料金一〇円に処する旨、言渡されて、大審院の懲戒裁判所に控訴したが、同裁判所は、同年一〇月三〇日、控訴を棄却した（「官報」明治三九・一一・二八、「芸日」明治三九・一一・三〇）。

○明治三十九年よ第二号

判決書

広島県広島市三川町八十番次一番屋敷

広島地方裁判所所屬弁護士 平本希一郎

右懲戒事件ニ付当院検事長川淵龍起代理検事阿部義彰立会審ヲ遂クル処

被告平本希一郎ハ広島地方裁判所所屬弁護士ニシテ広島弁護士会ニ加入シ其事務ニ従事中明治三十九年五月十二日頃澤田新右衛門松田彌太郎ノ兩名同伴來訪シ京都市烏丸四条上ル十一番戶寄留辰巳直助ヨリ広島市宇品町門田文吉ニ対スル貸金請求事件竝ニ門田文吉ヨリ辰巳直助ニ係ル仮差押命令取消請求事件ニ付辰巳直助訴訟代理人受任ノ依頼アリシ際右澤田新右衛門ハ広島弁護士会カ同

会規則第三四條ニ基キ調製シタル訴訟紹介人名簿ニ登録シタル人物タルコトヲ知りナカラ同人ノ紹介ニ依リ同日前記肩書ノ被告居室ニ於テ辰巳直助訴訟代理ノ委任ヲ受ケ広島地方裁判所及同区裁判所ニ於テ右事件ノ訴訟行為ヲ為シタルモノナリ

証拠ヲ按スルニ広島控訴院検事局裁判所書記岩城之直カ広島弁護士会ノ訴訟紹介人名簿ニ抛リ謄写シタル拔萃ニ澤田新右衛門ノ住所氏名ノ記載アリ

証人松田彌太郎ハ当法廷ニ於テ澤田新右衛門ハ七八年前ヨリ懇意ノ者ナルカ同人ハ広島市大平町九丁目ニ住シ常ニ他人ノ依頼ヲ受ケ金銭ノ取立又ハ訴訟ヲ為シテ其生計ヲ営ミ居レルモノナル旨供述セリ

広島地方裁判所検事正世古祐次郎ノ松田彌太郎ノ陳述聴取書ニ京都市烏丸四条上ル呉服商辰巳直助ヨリ広島市宇品町門田文吉ニ対スル貸金ノ催促方ヲ頼マレタルモ自分ハ家業多忙ナルヲ以テ澤田新右衛門ニ其催促方ヲ依頼シ同人ヨリ催促セシメシモ支払ハサルニヨリ澤田ノ取計ニテ支払命令ト仮差押ノ申請ヲ広島区裁判所ニ差出シタルニ門田ヨリ支払命令ニ対シ異議ノ申立ヲ為シ仮差押命令取消ノ申請ヲモ為シタルニ付弁護士ヲ依頼セサルヲ得サルコトトナリシヲ以テ弁護士ハ誰レカ宜シカラント澤田ニ相談シタル処平本希一郎カ宜シカラント云ヒシニ付自分モ夫レカ宜シカラント思ヒ五月中日不詳澤田ト同道平本弁護士ノ宅ニ到リ平本ニ面会シ澤田ヨリ事件ノ咄ヲ為シ平本カ事件ヲ担任スルコトヲ承諾シ成效

金ハ手取金ノ二割ヲ出スコトヲ約シ訴訟ノ実費ハ直助ニ於テ負担
 スルコトニ致シタリ澤田ト共ニ平本弁護士方ニ到リ取次ノモノニ
 対シ澤田新右衛門ト松方カ事件ノコトヲ頼ミニ参リタリト申シ平
 本ニ面会シテ前述ノ通り依頼セリ澤田ト平本トハ知合ノ間柄ノ様
 ニ見受けタリ澤田ハ事件ノ成行顛末ヲ咄シ安ク引受け呉ル様口
 添致シテ遂ニ平本弁護士カ事件ヲ引受け呉ル様ニナリシ旨彌太
 郎カ陳述シタルコトノ記載アリ

同檢事正ノ澤田新右衛門ニ対スル陳述聽取書ニ松田彌太郎ト共ニ
 平本弁護士方ニ到リ彌太郎カ平本ニ対シ辰巳直助ヨリ門田文吉ニ
 係ル訴訟ヲ依頼シタキ旨ヲ述ヘ自分ハ是迄該件ニ關係シタル顛末
 ヲ咄シ成效ト否トニ拘ラス実費ハ直助ニテ負担シ勝訴ノトキハ手
 取金ノ二割ヲ謝金トシ敗訴ノトキハ心付ヲ為スコトニ約定シテ平
 本弁護士カ事件ヲ引受ルコトニ極リタリ別ニ約定書ハ取交ハサス
 其約定ノコト及事件ヲ引受けタルコトヲ平本ヨリ直接直助方へ申
 送ルコトニ致シタル旨新右衛門カ供述シタルコトノ記載アリ

被告平本希一郎ハ当法廷ニ於テ広島地方裁判所所属弁護士ニシテ
 広島弁護士会ニ加入シ肩書ノ地ニ於テ其事務ニ従事中明治三十九
 年五月十二日頃辰巳直助ヨリ門田文吉ニ対スル貸金請求事件竝ニ
 門田文吉ヨリ辰巳直助ニ対スル仮差押取消請求事件ニ付直助訴訟
 代理ノ委任ヲ受ケ其仮差押取消事件ニ付テハ同年五月十八日広島
 区裁判所ニ出頭シ口頭弁論ヲナシ貸金請求事件ニ付テハ同年六月
 五日広島地方裁判所ニ訴状提出同月二十六日同七月四日口頭弁論

ヲ為シタリ右事件ヲ引受け担任スルニ至リタルハ同年五月十二日
 頃松田彌太郎澤田新右衛門カ自宅ニ来リ事件ヲ依頼シタシトノコ
 トニ付面会セシニ澤田ハ曾テ一回面会セシ人物ナルモ訴訟紹介人
 名簿ニ登録シアル人物トハ知ラサリシカ初メ彌太郎ヨリ事件依頼
 ノ相談ヲ為シ其事件ノ顛末ハ澤田ヨリ申述セシムヘシト云フヲ以
 テ其事実ヲ澤田ヨリ聞取り仮差押申請書等ヲ一見シ初メ澤田ハ
 多少訴訟事件杯ニ關係スル人物タルコトニ氣付キタルモ別ニ其ノ
 時訴訟紹介人名簿ヲ調査シタルコトナク又其人名簿ニ登録セラレ
 アル人物タルコトニモ氣付カスシテ彌太郎ヨリ依頼スルママ右訴
 訟代理ヲ受任スルニ至リタルモノナル旨供述セリ

以上ノ各証拠及供述ヲ綜合考覈スルトキハ前示ノ犯行ヲ認定スル
 二十分ナリ法律ヲ案スルニ被告ノ右所為ハ弁護士法第二十三条第
 二項及広島弁護士会則第三十三条ニ違背スルモノナルヲ以テ弁
 護士法第三十三条第二依リ過料ニ処スルヲ相当ナリトス
 右ノ理由ナルニ依リ判決スルコト左ノ如シ

被告平本希一郎ヲ過料十円ニ処ス

明治三十九年七月二十六日

広島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事 一瀬勇三郎
 判事 中谷 速水
 判事 藤岡常之丞
 判事 見矢木欽爾

判事 多羅尾篤吉
裁判所書記 黒河房五郎

○明治三十九年(寅)第三号

判決書

広島県広島市三川町八十番次一番屋敷

広島地方裁判所所属弁護士 平本希一郎

右懲戒被告事件ニ付明治三十九年七月二十六日広島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所カ言渡シタル判決ニ対シ被告平本希一郎ヨリ控訴ヲ為シタリ因テ当院検事総長松室致代理検事小宮三保松立会審理ヲ遂ケ判決スル左ノ如シ

主 文

本件控訴ハ之ヲ棄却ス

理 由

被告平本希一郎ハ広島地方裁判所所属弁護士ニシテ広島弁護士会ニ加入シ其事務ニ従事中明治三十九年五月十二日頃澤田新右衛門松田彌太郎ノ兩名同伴來訪シ京都市烏丸四条上ル十一番戸寄留辰巳直助ヨリ広島市宇品町門田文吉ニ対スル貸金請求事件竝ニ門田文吉ヨリ辰巳直助ニ係ル仮差押命令取消請求事件ニ付辰巳直助ノ為メ訴訟代理人タルヘキコトヲ依頼シタル処被告ハ右澤田新右衛門カ広島弁護士会ニ於テ同会則第三十四条ニ基キ調製シタル訴訟紹介人名簿ニ登載シタル者ナルコトヲ知りナカラ同人ノ紹介ニ依リ同日前記肩書ノ被告居宅ニ於テ辰巳直助訴訟代理ノ委任ヲ受ケ

広島地方裁判所及同区裁判所ニ於テ右事件ノ訴訟行為ヲ為シタルモノナリ

右事実中被告カ広島地方裁判所所属弁護士ニシテ広島弁護士会ニ加入シ其業務ニ従事中明治三十九年五月十二日頃居宅ニ於テ澤田新右衛門松田彌太郎ノ來訪ニ接シ辰巳直助ノ訴訟代理ノ委任ヲ受ケ其結果訴訟行為ヲ為シタル事ハ被告カ当法院ニ於ケル自認ニ依リ之ヲ認ムルニ足ル而シテ被告ハ辰巳直助ノ訴訟代理ノ委任ヲ受ケタルハ松田彌太郎ノ依頼ニ応シタルモノニシテ澤田新右衛門ノ紹介ニ依リタルニアラサルノミナラス同人カ訴訟紹介人名簿ニ登載セラレタルモノナルコトハ之ヲ知ラサリシ旨弁解スレトモ訴訟記録中裁判所書記岩城之直ノ作リタル訴訟紹介人名簿拔萃ニ澤田新右衛門ノ住所氏名ノ記載アリ原審口頭弁論調書中証人松田彌太郎ニ於テ澤田新右衛門ハ七八年前ヨリ懇意ノ者ニシテ同人ハ常ニ他人ノ依頼ヲ受ケ金銭ノ取立又ハ訴訟ヲ為シテ其生計ヲ営ミ居レル者ナル旨供述シタルコトノ記載アリ広島地方裁判所検事正世古祐次郎ノ作リタル松田彌太郎ノ陳述聴取書ニ京都市烏丸四条上ル呉服商辰巳直助ヨリ広島市宇品町門田文吉ニ対スル貸金ノ催促方ヲ頼マレタルモ自分ハ家業多忙ナルヲ以テ澤田新右衛門ニ其催促方ヲ依頼シ同人ヨリ催促セシメシモ支払ハサルニヨリ澤田ノ取計ニテ支払命令ト仮差押ノ申請ヲ広島区裁判所ニ差出シタルニ門田ヨリ支払命令ニ対シ異議ノ申立ヲ為シ仮差押命令取消ノ申請ヲモ為シタルニ付弁護士ヲ頼マネハナラヌ様ニナリシヲ以テ弁護士ハ

誰レカ宜シカラント澤田ニ相談シタル処平本希一郎カ宜シカラン
ト云ヒシニヨリ自分モ夫レカ宜シカラント思ヒ五月中日不詳澤田
ト同道平本弁護士ノ宅ニ到リ平本ニ面会シ澤田ヨリ事件ノ話ヲ為
シ平本カ本件ヲ担任スルコトヲ承諾シ成効金ハ手取金ノ二割ヲ出
スコトヲ約シ又敗訴ノトキハ相当ノ心付ニテ宜敷コトトシ又何レ
ノ場合ニテモ訴訟ノ実費ハ直助ニ於テ負担スル事ト致シタリ然レ
トモ契約書ヲ取交シタルヤ否ハ自分ハ澤田ニ頼ミテ前ニ歸リシヲ
以テ承知セス澤田ト共ニ平本弁護士方ニ到リ取次ノ者ニ対シ澤田
新右衛門ト松万カ事件ノコトヲ頼ミニ參リタリト申シ平本ニ面会
シテ前述ノ通り依頼セリ澤田ト平本トハ知合ノ間柄ノ様ニ見受ケ
タリ澤田ハ事件ノ成行顛末ヲ咄シ安ク引受ケ呉ルル様口添シテ遂
ニ平本弁護士カ事件ヲ引受ケ呉ルル様ニナリタル旨彌太郎カ陳述
シタルコトノ記載アリ同檢事正ノ作りタル澤田新右衛門ノ陳述聽
取書ニ松田彌太郎ト共ニ平本弁護士方ニ到リ彌太郎カ平本ニ対シ
辰巳直助ヨリ門田文吉ニ係ル訴訟ヲ依頼シタキ旨ヲ述ヘ自分ハ是
迄該件ニ関係シタル顛末ヲ咄シ成効ト否トニ拘ハラズ実費ハ直助
ニテ負担シ勝訴ノトキハ手取金ノ二割ヲ謝金トシ敗訴ノトキハ心
付ヲ為スコトニ約定シテ平本弁護士カ事件ヲ引受ケタルコトニ極リ
タリ別ニ約定書ハ取交ハサズ其約定ノコト及事件ヲ引受ケタルコ
トヲ平本ヨリ直接直助方ヘ申送ルコトニ致シタル旨新右衛門カ陳
述シタルコトノ記載アリテ右等ノ証拠ニ依レハ被告平本希一郎ハ
澤田新右衛門カ訴訟紹介人名簿ニ記載セラレタル者ナルコトヲ知

リナカラ其紹介ニ依リ本件訴訟代理ノ委任ヲ受ケタルコトヲ認ム
ル二十分ニシテ被告ノ弁解ハ之ヲ信スルヲ得ス
右平本希一郎ノ所為ハ弁護士法第二十三条第二項及広島弁護士会
会則第三十三条ニ違背シタルモノナルヲ以テ弁護士法第三十三条
第二ニ依リ過料ニ処スヘキモノトス故ニ原審カ右ト同一ノ事実ヲ
認め同一ノ法条ヲ適用シテ被告ヲ過料金拾円ニ処シタルハ相当ニ
シテ控訴ハ其理由ナキヲ以テ弁護士法第三十四条判事懲戒法第四
十四条ニ依リ主文ノ如ク判決ス

明治三十九年十月三十日

大審院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事	横田	國臣
判事	井上	正一
判事	今村	信行
判事	木下哲三郎	
判事	鶴	丈太郎
判事	松下重次郎	
判事	志方	鍛
裁判所書記	村井幸四郎	

明治四〇(一九〇七年)

②〇 糸谷庫一

広島市新川場町において弁護士事務所を開業中、負債が非常に

嵩んだ、め、進退維谷まり、遂に明治四〇（一九〇七）年一月八日、北米合衆国へ向つて逃亡した弁護士糸谷庫一は、詐欺取財によりて被害者より広島警察署へ告訴され（芸旦）明治四〇・四・二一）、爾来広島地方裁判所天津彌太郎予審判事の係りで予審中のところ、同年五月一七日、犯罪の証拠充分なるものとし、同庁軽罪公判に付すべく、後記の通り決定された（芸旦）「中国」明治四〇・五・一九）。

糸谷庫一弁護士に対する詐欺取財事件の公判は、明治四〇（一九〇七）年五月二十九日、広島地方裁判所において、被告人欠席のまま、開廷された。被害者の民事原告人宮下条吉も出廷し、国庫債券四〇〇円の損害賠償請求につき、私訴の訴状に基づき陳述したが、寺田恆太郎検事は本件私訴の請求は至当と認める旨の陳述をし、次いで、山田俊平裁判長より、民事原告人に対し、私訴は請求通り成立の旨を告げ閉廷した。糸谷弁護士には、同日、重禁錮五月、罰金四〇〇円、監視六月の判決が言渡された（芸旦）明治四〇・五・二三、明治四〇・五・二九（三〇）。

○予審終結決定

比婆郡山内北村字濁山在籍平民

広島市新川場町居住

弁護士 糸谷 庫一

明治十二年生

右詐欺取財事件の予審を遂ぐる処

被告庫一は、明治三十九年六月二十九日、広島県広島市宇品町運漕業宮下条吉より、株式会社広島銀行法定代理人同市京橋町保田八十吉に対し、宇品支店所在地の明渡を請求する事の訴訟委任を受け、未だ其訴を提起せざる前、同年十月十一日、条吉に向ひ被告銀行に対し、同地上に在る建物の処分行為を禁ずるの必要あるに依り、仮処分を申請せざる可らずと説き、仮処分申請の委任をも受け、同月十一日、広島区裁判所に之を申請したる処、同所よりも現金五百十円を保証として供託すべき旨命ぜられたるに拘はらず、同月十三、四日条吉に対しては、金五百円の供託を要する旨申入れ、条吉より公債証書を供託致度思ふが、何程供託すれば可なるやと問ひたれば、裁判所へ問合せたる上報知すべしと答へ、同月十五日に至り、裁判所より公債証書ならば額面六百円供託せよと命ぜられたりと条吉を欺き、翌十六日、己れの居宅に於て条吉より国庫債券五十円の分二枚、百円の分五枚を騙取し、内百円券二枚を広島本金庫に供託し、他の五十円券二枚と百円券三枚は、同月十九日と三十日頃との二度に、安佐郡祇園町賈商大下洋介に入質し、金三百六十円を借りたるま、明治四十年一月十八日北米合衆国へ逃亡したるものなり。

其証憑は、平本希一郎、宮下条吉、大下洋介、早速勝三、坂本健輔の訊問調書及押収の物件に徴して充分なり。

之を法律に照すに、刑法第三百九十条第一項、第三百九十四条に該当するを以て、本件は刑事訴訟法第六十七條に則り、当地方

裁判所の軽罪公判に付すべきものとす。依て、決定すること左の如し。

被告に対する詐欺取財事件を広島地方裁判所の軽罪公判に付す。

(署名略す)

明治四一(一九〇八)年

②1 福本則行

○弁護士行衛を晦ます(中国)明治四〇・五・一一)

尾道市の弁護士福本則行は、所在を晦まして目下捜査中である。その事件は、大阪商船会社株券偽造行使事件に係るもので、同弁護士および同市中浜通り三澤政兵衛の両名は、右事件の被告として、広島地方裁判所尾道支部判検事出張の上、家宅捜査を行い、

同時に政兵衛は拘引され、直ちに大阪地方裁判所に押送されたが、福本は当時不在中で、その後行衛不明となった。然し、一旦大阪に押送された政兵衛は、突然帰ってきて市内を徘徊したので不審に思う者が多かったが、これは右犯罪地が尾道市なので、大阪地方裁判所は管轄違いであるので、事件を尾道支部に移され、同支部において取調を行うことになり、明治四〇(一九〇八)年五月九日、政兵衛は、御調郡向島西村の齋木医師宅にいたときに、令状を執行され、直ちに尾道分監に拘禁された。しかし、福本は拘引状を発せられたが、本人の所在未だ不明なので、目下猶捜査中である。

○株券偽造の弁護士(芸日)「中国」明治四一・八・二九)

尾道市久保町一番地福本則行(五二歳)の連座した株券偽造行使事件は、同人を合わせ共謀者一二名であった。この一連が偽造したのは、日本郵船、宝田石油、日本麦酒、京釜鉄道、阪神電気、関西鉄道、日本セメントの諸株券で、これを行使して金八千円を詐取したという。福山は、元尾道区裁判所判事で、後に北海道札幌地方裁判所判事に転任し、従七位の肩書きを有し、札幌で職を辞し尾道市に帰郷後弁護士となり、傍ら同市参事会員となっていたが、明治四十一(一九〇八)年二月郵船株券偽造行使で東京へ逃走し、下谷区車坂町の詐欺師久門倉太郎方へ潜伏し、山内鐵三、松波静雄と偽名していたが、遂に逮捕された。

(注) 福本の逮捕は、明治四一年八月二七日付『読売新聞』朝刊(三面)に、「大仕掛の株券偽造」と題して報道されている(『明治の読売新聞 CD-ROM』)。

②2 池田寛作

○池田弁護士の暴行(芸日)明治四一・九・六)

弁護士にして、予備陸軍歩兵中尉ともあるべきものが、遊郭などに遊べるさへ如何はしきに、況して酒興に乗じ仲居を殴り、巡查に唾を吐き掛けしなど、は、逆も紳士の風上にも置けぬ男ならずや。

此男は当時、大手町六丁目二十二番邸弁護士池田寛作(三二)とて、現に予備陸軍中尉の軍職を帯び、日露戦役には出征し恩賞にも預かりし程なれば、常に弁護士として、又将校として相当の品格を保ち居るべき筈なるに、平素謹慎を欠き屢々遊里に出入するとの評判ある事なるが、一昨夜(注、明治四一年九月四日)も東遊郭に浮れ込み、高砂楼事高田岩藏方の二階に上りて、娼妓政之助を対手に酒よ肴と呼ぶるより、其言ふが儘酒肴を出し暫し飲食したる末、其代金一円三十銭となりしを払はんとせず、素知らぬ顔にて階下に降り、下駄を出して戸外に立出んとしたるを、仲居の佐々木ソメ(通称ミツ)が引止めて、何卒只今の御勘定を御払ひ下されと、頼む様に云へば、ナニと云ひ様ソメの面部を殴り付けしも、ソメはせ、ら笑ひ、旦那左様な事云はずに唯つた一円三十銭です、御払ひ下されと言葉柔らかに頼みしに、そんなら払ふて遣らうとて、一円三十銭を払ひ置き、又もや威丈高になり、金を払ふたから殴つても宜からうと云ふ間もあらず、ステッキを振り上げ、ソメの眼上を殴打したるより、之を見兼て他の者が早くも、薬研堀巡查派出所に訴へ出でたれば、直様松川巡查が駆け来たりオイ／＼待ったと制止たるに、巡查が何だと云ひ様、大口を開けて唾を吐き掛けたるより、巡查は不埒者奴が斯様して遣るぞと、京橋分署に引致し取調べたるに、自分は、和歌山市有田屋町土岐君一(三一)なる者にて、ヤット当市に着いた計り、未だ何処とも居所を定めずと、宜い加減な出鱈目を云ひしより、浮浪

罪として拘留十日に処する旨言渡したるが、昨朝(注、九月五日)六丁目の自宅より、保証金を取寄せたるため、池田寛作と分り、兎に角一応保証金を納めて帰宅を許されたり。然れど、分署にては弁護士の池田寛作として取扱はず、偽名の土岐君一として処分したる由なれば、之が正式裁判を仰ぐこと、なれば定めし珍無類の結果となるべし。酒の上とは云ひ乍ら、其体面にも関する不埒の所為といふべし。

明治四五・大正元(一九二二)年

②③ 不破熊男

広島地方裁判所所属弁護士不破熊男の弁護士会則違背事件に付いて、明治四五(一九二二)年一月十六日、広島控訴院における懲戒裁判所において、左記のように過料八〇円の判決があり、同年二月一日確定した(「官報」明治四五・二・一九)。

○明治四十四年九月第二号

判決

広島県広島市三川町九番地平民

広島地方裁判所所属弁護士

不破 熊男

右懲戒被告事件二付当院検事長代理検事守津忠郎立会審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

被告弁護士不破熊男ヲ過料金八拾円ニ処ス

領置物件ハ差出人ニ還付ス

理由

被告熊男ハ広島地方裁判所所屬弁護士トシテ其職務ニ從事中明治四十二年十月上旬其本家不破護人ノ紹介ニ因リ同人妻ノ父広島市中島本町原田銀藏ヨリ協議ヲ受ケ銀藏ノ実弟同町呉服商原田金吉カ其資産ノ価格九千円ニ過キサレニ債務総額貳万円ニ達シ各債權者ノ請求頻急ニシテ破産ノ状態ニ陥リ且其債務ノ過半ハ銀藏ニ於テ保証ノ責任アリ從テ債權者ヨリ追窮セラル、ニ於テハ金吉ハ勿論銀藏モ共ニ破産ノ宣告ヲ受クルニ至ル可キ虞アルヲ以テ予、其宣告ヲ防キ且成ル可ク銀藏ノ責任ヲ軽減シ債權者ヲシテ銀藏ニ利益ナル和解ヲ為サシム可キ方法ヲ講センカ為メ同月十二日銀藏金吉護人及ヒ金吉ノ番頭渡邊泰助等ト同市吉島村ナル銀藏ノ別荘ニ會合シ協議ノ末金吉ハ其所有財産全部ヲ營業ト共ニ銀藏ノ妻原田シモ、ニ讓渡シ廢業シテ其住所ヲ移轉シ以テ債權者ヨリ直ニ強制執行ヲ為スコトヲ得サラシメタル後金吉カ単独ニ債務ヲ負担セル債權者多田嘉太郎外三名（此債權額貳千參百円余）ヲ除外シテ銀藏ノ保証責任アル債權者ノミヲ招集シ、シモ、ノ讓受ケタル財産ヲ同債權者ニ提供シテ残余債務ノ示談和解ヲ求メ以テ專銀藏ノ利益ヲ計ル可キコトニ定メ自ラ立案シテ金吉ヨリシモニ對スル財産讓渡ノ証書ヲ作ラシメ其後右讓渡証書ニ確定日附ヲ受ケシメタル上同月二十四日銀藏名義ヲ以テ同人ノ保証責任アル債權者ノミヲ同市猫屋町高橋旅館ニ招集シタル席ニ列シテ示談ノ衝ニ當リ其債

權者ニ對シテ金吉ノ財産全部ヲ提供シテ弁済ニ充ツ可ケレハ不足額ニ付テハ寛大ノ処置在リ度旨ヲ申出テ而シテ為メニ金吉ノ單獨責任タル債權者ヲシテ其共同担保ヲ喪失セシムルコトヲ頼ミサリシノミナラス同四十二年一月頃金吉ヨリ同人カ右協定ニ基キ其財産全部並營業ヲシモニ讓渡セシ際泰助ト謀リ売掛債權ノ一部ヲ隱匿シタリシ事実ヲ告ケテ其可否ノ意見ヲ求メラレタルニ方リ之ニ對シテ差支ナキ旨助言シタリ

証憑ヲ按スルニ

被告ハ右判示事実ニ對シ債權隱匿ニ関スル部ニ限りテ之ヲ否定シ其他ハ總テ之ヲ自認シ且債權者ヨリ詐害行為取消ノ訴ヲ起スニ及ヒ金吉モ銀藏ト共ニ其訴訟代理ヲ依頼セシカ其財産讓渡ハ詐害行為タルニ相違ナシト思ヒ認諾判決ヲ受ケタリシ旨供述セリ

広島弁護士會長富島暢夫ノ申告書ニ被告ハ弁護士タル体面ヲ汚シ名譽ヲ汚シ名譽懿德ヲ傷ケル違反行為アリトセル常議員會ノ決議報告ヲ受ケ總會ノ決議ヲ經テ申告スル旨ノ記載アリ而シテ其申告書ニ添附セル常議員會ノ決議報告書寫中被告ハ前ニ判示セシ協定ノ事項ニ助言加功シテ他ノ債權者ニ損害ヲ被ラシムルコトヲ顧慮セス且金吉カ債權隱匿後同人ヨリ其可否ヲ問ハレテ差支ナシト答ヘタル旨ノ記載アリ

原田金吉ノ聴取書ニ売掛債權全部ヲ、シモ、ニ讓渡ス際其一部即渡邊泰輔（泰助ノ誤ト認ム）ハ貳千余円ト云ヒ自分ハ千數百円ト思フ債權ヲ隱シ置キ其後四十三年一月頃不破護士方ニテ同人ニ

対シ将来ノ生計費ニ供ス可キ為メタルコトヲ秘シ跡始末ノ用ニ供
センカヲメ売掛債權ヲ拔取り置ケルカ差支ナキヤト尋ネタルニ差
支ナシト答ヘタル旨ノ供述記載アリ

以上ヲ綜合シテ考覆スレハ判示事実ヲ認ム可キ証憑ハ十分ナリ
法律ニ照スニ右所為ハ広島弁護士会則第二十七条弁護法第二十三
条第二項ニ違背シ同第三十三条第二号ニ該当スルヲ以テ被告ヲ過
料金八拾円ニ処ス可キモノトス

明治四十五年一月十六日

広島控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事	馬場 愿治
判事	福田 重守
判事	山香二郎吉
判事	藤岡常之丞
判事	石井 清美
裁判所書記	西川 榮

②4 山内吉郎兵衛

東京地方裁判所所属弁護士山内吉郎兵衛の名古屋弁護士会会則
違背事件に対し、大正元(一九二二)年一〇月一八日東京控訴院に
おける懲戒裁判所で、左記の通り、停職一年の判決があり、大正
二(一九二三)年一月二〇日確定した(「官報」大正二・一・二七)。

(注1) 本件懲戒の原因となった事件については、『日本弁護士協会録

広島弁護士会沿革誌 (2)明治編・続

「事」第一二七号(明治四二年一月二八日)の「時評」欄で、山内
に刑事事件を紹介して金円を受領した警察官は拘留され、山内は
弁護士名簿の登録取消をしたと聞くが、「実に風紀紊乱の甚だしき
ものなり；弁護士の気概風紀の墮落を看過するに忍びず、記して
以て自他共に警戒せんことを祈る」と紹介された。

(注2) 山内は、明治四二年一月二七日、広島地方裁判所検事局におい
て、弁護士名簿の登録を取消したが(「官報」明治四二・二・六)、
明治四五年六月五日、東京地方裁判所検事局において弁護士名簿
の再登録をした(「官報」明治四五・六・八)。そこで、広島控訴
院川淵検事長は、山内が前弁護士時代に弁護士服務規定に違背し
たことを探知し、現弁護士登録を受けた東京地方裁判所を管轄す
る東京控訴院へ起訴したという(「芸日」大正元・一一・二六)。

○明治四十五年(乙)第三号

判決

東京府豊多摩郡渋谷町大字下渋谷六十五番地平民
東京地方裁判所所属弁護士 山内吉郎兵衛

嘉永二年八月十五日生

右弁護士懲戒事件ニ付当院検事長代理検事中川一介立会審理ヲ遂
ケ判決スルコト左ノ如シ

弁護士山内吉郎兵衛ヲ停職一年ニ処ス

理由

三二七(三二七)

被告弁護士山内吉郎兵衛ハ広島地方裁判所所屬弁護士トシテ名古屋市本町二丁目一番地ニ其出張事務所ヲ設ケ其業務ニ従事中

第一 明治四十一年七月八日頃ヨリ同年十月頃迄ノ間二名古屋警察署詰ニシテ囚人護送ヲ事務トセシ愛知県巡査安田助三郎ヨリ數回刑事事件ノ紹介ヲ受ケ各事件ニ付金二円乃至五円ヲ紹介料トシテ同巡査ニ給付シ

第二 明治四十一年十月十七日前同人ノ紹介ニ依リ賭博事件被告人長谷川林次郎内縁ノ妻石黒しやうヨリ其弁護ヲ依頼セラル、ニ當リ明日園遊会ニ於テ判檢事ト会合スヘク其際主任檢事ニ對シ被告林次郎ニ体刑ヲ科セラルレハ之ニ執行猶予ヲ附スヘク若シ罰金刑トナルヘキ場合ニハ之ヲ無罪トスヘキ様運動スヘシト虚構シ依頼人しやうヲシテ信賴ノ念ヲ生セシメ弁護報酬金ヲ二十円ト定メ即時ニ金十五円同月二十一日殘金五円ヲ受領シテ其内金六円ヲ紹介人助三郎ニ給与シタリ然ルニ右被告事件ハ同月二十四日名古屋区裁判所檢事局ニ於テ不起訴トナリ林次郎ハ釈放セラレタルヲ以テ前示報酬金ノ返還ヲ請求セラル、ニ及ビ右不起訴釈放ハ自身運動ノ結果ナリト主張シ之ヲ返戻セス

第三 同年十一月二十五日前記助三郎ノ紹介ニ依リ封印破壊物品脱漏等事件予審中ノ被告人溝口安信ノ家族ヨリ其弁護竝ニ保釈許可ノ尽力方依頼ヲ受ケ助三郎ヲ通シテ右依頼人ニ對シ名古屋地方裁判所書記鈴木立枝ハ知人ニシテ同被告事件ノ予審掛書記ナルニ付同人ニ頼リ予審ノ秘密ヲ探リ且ツ被告人ニ利益トナル

様調書ヲ作成セシメ尚保釈出監ニモ亦尽力スル様依頼スヘキヲ以テ同書記ニ贈賄スル為メ出金スヘシト説キ因リテ十二月八日頃自宅ニ於テ安信ノ父甚右衛門ヨリ金八円ヲ受領シ同時ニ尚ホ前記書記二十円ヲ贈ルヘキ旨ヲ以テ殘二円ノ出金ヲ促シ其翌日前同人ヨリ金二円ヲ受領シ次テ同月十日頃夜同書記ヲ自宅ニ招致シテ酒食ヲ饗シ頻ニ右被告事件予審ノ状況ヲ尋問スルト同時ニ保釈尽力方ノ件ヲ依頼シタルモ其掛書記ニアラサルコト判明スルニ及ビ他日出來得ル限り予審ノ内容ヲ探知通報方ヲ懇囑シタルモノトス

以上ノ事實中被告カ広島地方裁判所所屬弁護士トシテ前掲ノ場所ニ其出張事務所ヲ設ケ明治四十一年中其業務ニ従事シ居リシコトハ被告カ当法廷ニ於テ自認スル所ニシテ第一ノ事實ニ付テハ被告ハ当法廷ニ於テ前掲ノ期間内ニ數回前掲安田助三郎ヨリ刑事事件ノ紹介ヲ受ケ且金二円乃至五円ヲ同人ニ交付シタルコトアルモ右ハ紹介料トシテ交付シタルニアラス同人ノ求メニヨリ之ヲ貸与シタルニ過キサル旨陳弁スト雖被告ハ右貸金ニ付テハ貸与ノ當時返還ヲ求ムル考ヘナカリシ旨陳述スルノミナラス安田助三郎ニ對スル詐欺事件予審免訴記録中ノ安田助三郎ノ予審調書中助三郎ノ供述トシテ山内吉郎兵衛ニ事件ノ口入ヲ為シ三円四円ト四五回札ヲ受ケシ旨ノ記載同記録中ノ山内吉郎兵衛ノ予審調書中吉郎兵衛ノ供述トシテ安田助三郎ヨリ刑事事件ノ紹介ヲ受ケ二円三円又ハ五円ヲ報酬トシテ与ヘタル旨ノ記載ヲ参照スルトキハ被告ノ弁解ヲ

排斥シ前頭第一事実ノ如ク認定スルヲ相当トス

第二ノ事実ニ付テハ被告ハ当法廷ニ於テ前掲日時安田助三郎ヨリ前掲長谷川林次郎被告事件ヲ紹介セラレ林次郎内縁ノ妻石黒しやうヨリ其弁護ヲ依頼ヲ受ケ前掲日時同人ヨリ其著手金トシテ合計金二十円ヲ受領シ内六円ヲ助三郎ニ交付セシコト及前掲日時該事件不起訴トナリ林次郎ノ釈放後該金ノ返還ヲ請求セラレシモ之ヲ返戻セザリシコトハ相違ナキモ前掲事実ノ如キ虚構ノ言ヲ弄シタルコトナキ旨陳弁スト雖モ山内吉郎兵衛安田助三郎ニ対スル詐欺事件不起訴記録中ノ石黒しやうノ檢事聴取書中しやうノ供述トシテ山内ニ弁護ヲ依頼セシ処山内ハ三十円出セトノ事ナリシモ自分ハ十五円シカ持合セ金ナカリシ故十五円ニ願ヒタシト申セシ処山内ハソレテハイカ又明日裁判所ノ園遊会カアルカラ掛リ檢事ヲ聞キ其人ニ話シテ処分ニナルモノナラハ執行猶予ニナル様又罰金ナラハ無罪ニナル様頼ミテヤルト申ス故金二十円ニテ頼ムコト、ナリ該金円ヲ交付セシカ其後林次郎カ出監シテカラ該金ノ返還ヲ請求セシ処山内ハ返ス必要ハナイト云ヒ尚ホ安田助三郎ニ向ヒ之レハ君モ知テ居ル通り運動シテ出て来ラレタノタト云ヒ遂ニ返戻セサル旨ノ記載同記録中ノ安田助三郎ノ檢事聴取書中助三郎ノ供述トシテ石黒しやうカ弁護ヲ山内ニ頼ムニ当リ山内ハ明日大喜多ノ園遊会テ判檢事共一緒ニナリ掛リ檢事ニモ出會フ故其時二次會ニテモ連レ行キ事情ヲ話シ早く出ル様ニ運動シテ遣ルト云ヒしやうニ二十円ノ出金ヲ承諾セシメ林次郎ノ出監後しやうカ該金ノ返還

ヲ請求シタル際山内ハ自分カ運動シテ出監スルニ至ラシメタリト云ヒ居リシ旨ノ記載ヲ参照シ被告ノ弁解ヲ排斥シ前頭第二事実ノ如ク認定スルヲ相当トス

第三ノ事実ニ付テハ被告ハ当法廷ニ於テ溝口安信ノ父甚右衛門ヨリ二回ニ受取りタル合計金十円ハ単ニ運動費トシテ受取りタルモノニシテ鈴木書記ニ贈賄スト称シ受領シタルニ非サル旨陳弁スル外他ノ事実ハ全部自認セリ該自認ト安田助三郎ニ対スル詐欺事件予審免訴記録中ノ安田助三郎ノ予審調書中助三郎ノ供述トシテ山内ハ自分ニ対シ鈴木トハ心安キ故保釈ノ事ニ付テ運動モシ又予審ノ内幕モ聞ク積リナルカ鈴木ノ処へ行クニハ三円ヤ五円ノモノハ持チ行カネハナラヌ故溝口方へ行キ請求シ呉レト申スニヨリ其通り溝口方ニ通知シタル旨ノ記載同記録中溝口ノブ（溝口甚右衛門妻）ノ予審調書中ノブノ供述トシテ安田巡查カ来リ山内弁護士ハ書記ニ賄賂ヲ使ヘハ調書ノ悪イ所ハ書キ直シテ呉レル保釈モ直キニ許サレルト云フ故頼メトノコトナリシニヨリ甚右衛門カ山内弁護士方ニ參ルコトニナリシ旨ノ記載同記録中ノ溝口甚右衛門ノ予審調書中甚右衛門ノ供述トシテ予審掛書記ニ贈ル為メ八円ヲ安田巡查ニ渡シ共ニ山内方ニ參リシ処山内ハ今安田ヨリ八円受取りシカ八円ト云フ端金テハ都合カ悪ヒ十円ニ詰メヨ明日朝急テ書記ノ所ヘ持テ行クト云フ故翌朝二円ヲ山内方ニ持行キタル旨ノ記載同記録中ノ鈴木立枝ノ予審調書中立枝ノ供述トシテ山内弁護士ニ招カレ同弁護士方ニ參リシ処同弁護士ハ酒食ヲ饗シ溝口某事件ノ内

幕ヲ尋ヌル故自分ハ其掛リニアラサル旨答ヘシモ切リニ同事件ノ様子ヲ聞ク故真意ニ知ラセル量見ハナカリシモ只其場丈判ル丈ハ聞イテ知セルト申シ置キシ旨ノ記載トヲ綜合シ前項第三事実ヲ認定ス

右被告ノ所為ニ対シテハ名古屋弁護士会則第二条第二項同会則附則第五条ニ依リ同弁護士会則ヲ適用スヘキモノニシテ第一ノ所為ハ同会則第九条ニ第二第三ノ所為ハ同会則第六条ニ各違背スルヲ以テ弁護士法第三十三条第三号ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

大正元年十月十八日

東京控訴院ニ於ケル懲戒裁判所

裁判長判事	松岡 義正
判事	中島 正司
判事	牛山 松藏
判事	松山 久太
判事	江崎定次郎
裁判所書記	中村 爲吉

八 広島における代書人組合

1 代書人取締規則の制定

広島弁護士会は、明治三五（一九〇二）年末、総会の決議を経て、会員が紹介人名簿記載の人物より訴訟上の依頼および紹介を受けることを禁止する規則改正を行い、司法大臣の認可を受けて、明

治三六（一九〇三）年一月より実施した。これは、代書人は名称のみで、その実は三百代言を本業とし、あるいは弁護士紹介を以て本業とする者があり、一部の弁護士に三百代言の代書人と結託し不正を働きつゝある悪弊を、一掃する目的に出たものである（芸日「明治三五・一〇・三三」）。

（注）この規則改正は、一例を挙げれば、弁護士が訴訟事件を引受けるに当たり、代書人の手によって、その嘱託者が多くなることを頼み、事件に相当する手数料を出して事件の紹介を受け、また、代書人は口入屋然とした態度で、嘱託者より手数料を取り、なお弁護士からも手数料を取り、そのために紛議を重ねることが、珍しくなかつた。これらは、弁護士として、その体面を保持する上において最も重要なことであるから、爾後は、代書人、三百代言（モグリ）的な者などから訴訟事件を嘱託され、これを取扱ふようなことがあつた時は、嚴重な処分をする方針で、その取締法を講じるためであるといふ（中国「明治三〇・九・八」、「芸日」明治三四・一一・一七）。

また、この規則改正によつて、代書人、三百代言らは、唯一の儲け口を杜絶されるので、それに対する策略を講じようとしているが、その一手段として、訴訟人より依頼を受けた民事事件の債権者たる権利を譲受けて、自己の欲する弁護士に依頼して、これまでのように双方から手数料を受ける計画をしているといふ（芸日「明治三四・一一・二〇」）。

しかし、なお巧みにこの禁止を潜って、種々の奸策を巡らす者が少なくないので、広島弁護士会は、その筋に向かつて代書人取締規則の制定方を建議することとし、委員を設けてその内容を協議した。そして、広島弁護士会は、明治三六（一九〇三）年七月九日午後四時より、広島地方裁判所内弁護士控所において総会を開催し、委員が作成した代書人取締規則制定に関する建議案について審議し、全員一致を以て司法大臣に建議することに決定し、建議については松山廣居会長に一任した（「芸日」明治三六・七・八、明治三六・七・一〇～一一、「中国」明治三六・七・九）。

松山会長は、明治三六（一九〇三）年七月一二日、代書人取締規則の制定を司法大臣に建議したが、その要旨は、明治三六（一九〇三）年五月九日付で台湾総督府令第三七号を以て発布された代書人取締規則（「官報」明治三六・五・一六）の正条を内地に実施し、彼らの仲間に行われる悪弊を掃討することを期すというものであった（「芸日」明治三六・七・一四）。

しかし、内地においてこのような規則を設けようとするのは、広島弁護士会の建議を以て嚆矢とするので、司法省で直ちにこれを許容するかどうかは、疑問であるといわれた（「芸日」明治三六・七・一〇～一一、「新聞」明治三六・七・二七）。

（注）明治三六年七月六日、日本弁護士協会評議員会第五七例会においても、第八五議題「代書人に関する法律制定の件」が討議され、司法

大臣に建議することが議決された。それより先、埼玉県庁においては、他に率先して、代書人規則を發布した（「録事」第六七号、明治三六・七・二八）。

結局、代書人取締規則制定については、司法省による法令としてではなく、各地の県令として制定された。広島においては、明治三六（一九〇三）年二月二五日、広島県知事徳久恒範が、左記の通り「代書人取締規則」（広島県令第一〇二号）を制定施行した（「芸日」・「中国」明治三六・一一・二五）。

○代書人取締規則

第一条 代書人トハ他人ノ委託ヲ受ケ文書ノ代書ヲ業トスル者ヲ謂フ

第二条 代書人タラントスル者ハ属籍、住所、氏名、年齢ヲ具シ

所轄警察官署ニ願出免許証ヲ受クヘシ

第三条 素行善良ト認ムル者ニ非サレハ代書営業ヲ免許セス免許

後ト雖モ本則ニ違背シ又ハ素行不良ト認ムルトキハ免許ヲ取消

スコトアルヘシ

第四条 代書人ハ左ノ事項ニ該当スル行為アルヘカラス

一 代書委託者ニ訴訟ヲ勤メ又ハ訴訟ノ鑑定若ハ紹介ヲ為シ其
他他人ノ訴訟行為ニ干渉スルコト

二 代書人ニ非サル者ヲシテ自己ニ代リ代書ノ業ヲ取扱ハシム
ルコト

三 同一事件ニ付利害を異ニスル双方ノ代書ヲ為スコト

四 名義ノ如何ヲ問ハス代書料以外ノ報酬ヲ請求シ若ハ請求セシメ又ハ之ヲ受ケ若ハ受ケシムルコト

五 代書人ノ自宅代書事務所又ハ出張所ニ於テ他人ヲシテ前各号ノ行為ヲ為サシムルコト

第五条 代書人ハ免許ノ日ヨリ十日以内ニ代書事務所又ハ出張所ノ位置ヲ免許ヲ受ケタル警察官署へ届出ヘシ但代書事務所又ハ出張所ヲ定置シ難キ事情アルトキハ本文ノ期日内ニ警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第六条 代書人ハ代書事務所又ハ出張所其他代書スルヶ所ノ賭易キ場所ニ代書料額ヲ掲出スヘシ

第七条 代書人ハ代書事件簿ヲ調製シ委託ヲ受ケタル事件ノ名称年月日書類ノ紙数、代書料及委託者ノ住所氏名等ヲ明確ニ記載シ置クヘシ

警察官吏ハ代書事件簿ノ検閲ヲ為スコトアルヘシ

第八条 代書人ハ代書シタル文書ノ末尾又ハ欄外ニ署名捺印スヘシ

第九条 免許証ハ就業中常ニ携帯シ警察官吏ノ求メアルトキハ何時ニテモ之ヲ示スヘシ

第十条 代書人ハ警察官署ノ管轄区域内毎ニ組合ヲ設ケ其規約及代書料ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但代書人三名ニ滿タサルトキハ組合ヲ設ケサルコトヲ得此場合ニ於テハ各自代書

料ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第十一条 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出免許証ノ書換再渡又ハ返納ノ手續ヲ為スヘシ但死亡ノ場合ハ家族ニ於テ本項ノ手續ヲ為スヘシ

一 免許証ノ毀損又ハ遺失

二 転住廃業又ハ死亡

他署部内ニ転住シタルトキハ五日以内ニ新住所地ノ所轄警察官署ニ届出免許証ノ書換ヲ請フヘシ

第十二条 左ノ一ニ該当スル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

一 第二条第四条乃至第六条第八条第九条及第十一条ニ違背シタル者

二 代書事件簿ヲ調製セス又ハ代書事件簿ノ検閲ヲ拒ミ又ハ代書事件簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタルモノ

三 認可ヲ經スシテ代書料額ヲ變更シ又ハ認可外ノ代書料ヲ受取りタル者

附 則

第十三条 本則施行前ニ於ケル代書人ハ明治三十七年一月三十一日迄二本則ノ規定ニ從ヒ免許証ヲ受クヘシ

(注1) 明治三十七年五月三十一日広島県令第五〇号を以て、「代書人取締規則」第八条に左記の但書を加えた。

但他ノ法令ニ於テ特ニ形式ノ定メアルモノハ此限りニアラス

(注2) 明治四二年一月六日広島県令第九号を以て、「右県令中ノ罰金、拘留、科料ニ処スヘキモノニ付テハ其刑期金額ノ定メアルト否トヲ問ハス総テ三十日未滿ノ拘留又ハ式拾円未滿ノ科料ニ処ス」と定めた。この「右県令」中に「代書人取締規則」が含まれている。(注3) 大正四年九月二二日広島県令第二十七号を以て、大正三年一〇月広島県令第三五号広島県警察犯処罰令を改正し、第一条中に左記の一号を追加した。

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ式拾円未滿ノ科料ニ処ス(注、第一二号以外は省略)

十一 法令ニ依リ特ニ権能ヲ有スル者ニアラスシテ他人ノ訴訟、非訟事件其他ノ紛議ニ関与シ若ハ訴訟ノ提起、告訴、告発ノ勧誘、紹介等ヲ為シ利ヲ図リタル者

(注4) これらの過程を経て、大正八年四月九日法律第四八号を以て、「司法代書人法」が公布され、同年九月二五日施行された。また、行政代書人に関しては、大正九年一月二五日内務省令第四〇号を以て、「代書人規則」が制定され、大正一〇年一月一日より施行された(「官報」大正九・一一・二五)。

2 代書人組合の設立

広島県においては、代書人組合は、代書人取締規則が制定された明治三六(一九〇四)年一二月以前にも存在したことがある。すなわち、明治一九(一八八六)年一〇月には、広島市において会員

二〇名により代書組合が結成されたが、続かなかつた(「芸日」明治一九・二〇・一七―二〇)。また、明治三〇(一八九七)年には三次町代書人組合が結成された(「中国」明治三四・六・一八)。しかし、代書人取締規則が制定されるまでは、明治一九(一八八六)年の代書人組合結成の試み以降、広島市には代書人組合は存在しなかつたと思われる。

(注) 明治二六年五月以前の代書人の活動に関しては、増田修「広島代言人組合沿革誌」附・広島始審裁判所の官許代書人(『修道法学』第二八卷第二号、二〇〇六年)を参照されたい。

広島市においては、明治三七(一九〇四)年一月、広島警察署管内に西部代書人組合、および京橋分署管内に東部代書人組合が設立された。西部は、県庁、市役所、監獄、電信電話局、広島警察署があり、行政代書が主であつたと思われる。東部は、広島地方裁判所、広島区裁判所があり、司法代書が主のようである。同年九月には、宇品分署が置かれたので、東部代書人組合から分かれて、南部代書人組合が設立された。南部には、宇品港があり、日清・日露戦争の際は、郵便電信局における代書は繁忙を極めた。

①呉代書人組合(「芸日」明治三七・一・二二)

呉警察署では、明治三七(一九〇四)年一月二〇日、呉市内の代書人二〇名に対して、鑑札を下附した上で、上坂本同署長より、

営業上について懇篤示諭した。

②東部代書人組合(「芸日」・「中国」明治三七・一・二九、「芸日」明治三七・二・二)

広島警察署京橋分署管内には、広島地方裁判所、広島区裁判所があり、従って代書営業をする者が多く、代書人免許を出願した者は三八名あった。そして、明治三七(一九〇四)年一月二十八日までに免許された者は、三二名で、免許されなかった者六名であった。同年一月二十八日午前一〇時、京橋分署長は、右三二名を呼出し、代書人としての心得方および分署内の事務との連絡、手続書などについて注意すべき点を、粟谷分署長より懇篤訓示し、かつ代書人中においても規約を設け組合長を選任し、分署長の認可を受けることも指示した。

同日、京橋分署管内の代書人免許者は、堀川町般若寺に集合の上、規約を設け、組長、副組長、協議員等を選挙し、規約と共に京橋分署に差出し、粟谷分署長の認可を受けたが、代書料一枚の料金は、左記の通り定めた。

△控訴(注、公訴か)状、告訴状、告発状 五錢以上十錢以下、
△戸籍謄本申請七錢以下五錢まで、△計算書十錢以下(但自ら計算する者)、△登記地図七錢以上十五錢以下、△実測を要する場合は日当を受く、△市役所に対する書類五錢以上十錢以下

③西部代書人組合(「芸日」明治三七・二・二、「中国」明治三七・二・七、「芸日」・「中国」明治三七・二・一〇)

代書人取締規則に基づき、広島警察署に代書人の出願者は夥しかったが、同署はそれぞれ厳密な調査を遂げ、素行善良であると認められた者に限り、代書営業を免許することになった。明治三七(一九〇四)年一月三〇日午後一時を期し、広島警察署楼上に出願者中の二六名を招集し、署長阿武警視は、丁寧で懇篤周到な訓諭をし、大いに将来の警戒を与え、終わって、主任内勤井上巡査に命じて、一人一人代書人免許証を下附した。

そこで、免許された代書人は、組合を設け、その規約および代書料を定めて、同署の認可を受けなければならないので、同日、阿武署長の承諾を得て、引き続き、広島警察署楼上に組合会を開き、無記名投票を以て仮議長を選挙し、議事に移り、先ず組合規約および代書料を定める起草委員五名を選挙し、三一日午後一時より河原町の某宅で起草することに決した。次いで、二月六日午後二時より、河原町河畔の万春園において総会を開き、右起草委員五名の手になる組合規約ならびに代書料額につき協議を遂げ、同署の認可を受けること、した。そして、右総会に続いて親睦会を同園において催すこと、し、その幹事に吉井源吉外二名が指名され、一月三十一日正午一二時より同園に赴き諸事交渉すること、して、午後三時退散した。

こうして、広島警察署管内の代書人らは、同年二月六日午後二時を期し、河原町河畔の万春園の大広間において、西部代書人組合総会を開いた。当日、同園の門前には、国旗を交叉し「広島市

西部代書人組合総会場」と大書した貼紙をなし、玄関には色々の花木を挿した大花瓶を置き、やがて定刻となると三々五々来会し、組合員の出席者二十九人に達し過半数なので、開会することとした。初め、客月三〇日を以て、代書人免許証を下附された者は二十六人であったが、その後調査の上、更に八名免許され、合計三四名となった。

出席総員は二九名であるが、予て設けてある議席に着座し、式場順序に従って開会することになり、起草委員吉井源吉が、起草委員五名を代表して議長席に着き、起草した組合規約ならびに代書料額の報告をなし、その協議に掛かったが、組合規約は全部異議なく原案通り決し、代書料額は僅かに修正を加えたのみで、これまた決定した。そこで、創業のことなので、組合事務所用いる各種の物品調製等のことにつき協議して、終わった。

こゝにおいて、組合規約第三条に基づき、組長の選挙に移り、起草委員吉井源吉が所謂選挙長の資格で、他の起草委員は選挙立会者の資格で、無記名投票を行った所、吉井源吉が多数を以て組長に当選し、次いで、副組長一名および協議員五名の選挙を行い、これにて滞りなく総会は終わった。

引続き、親睦宴会を開き、幹事吉井源吉は、幹事総代として挨拶を兼ねた一場の演説を試み、終わって、幹事三名はひたすら幹事の労を執り、なお、小松直幹、安池録太郎の二名が祝詞演説をなし、各自得意の隠し芸を演じる者もあれば、また校書の座興を

助ける者があり、中々の盛況を極め、孰れも胸襟を披いて高談放語し、万歳を叫んで、午後七時頃散会した。

④南部代書人組合（芸日）明治二七・九・二七

明治三七（一九〇四）年九月一日より、字品分署が新設されたので、従前の東部、西部に加えて、南部の代書人組合を設立させる必要が生じた。そこで、従来、京橋分署監督の下に属していた者の内、新設字品分署の配下に属する代書人は、東部の組合を分離し、更に南部の組合を成立する予定で、すでにその筋の注意を受け、代書人取締規則に基づき、それぞれ手続中である。

3 西部代書人組合の動向

代書人組合に関する設立後の記事は、西部のものしか見あたらない。それは、西部代書人組合の組長をした吉井源吉が芸備日日新聞社の社員（芸日）四三・一〇・三〇）であったからであろう。吉井は、元警察官・広島監獄の元吏員であり、大正六（一九一七）年六月の市会議員選挙では、当選（三級議員）している。

明治三九（一九〇六）年

①西部代書人組合（芸日）明治三九・二・九

広島市西部代書人組合は、明治三七（一九〇四）年二月六日、役員選挙を行ったが、二ヶ年の任期を満了したので、明治三九（一九〇六）年二月六日午後七時、水主町中組円入寺南隣の広島市西部

代書人組合事務所に臨時総会を開いた。会する者は三〇余名で、吉井組長が会頭席に就き、先ず諸般の報告をなし、それより議事に移り、甲論乙駁いづれも熱心に意見を披瀝して決議した。その後、役員選挙に移り、吉井組長、湯川副組長、平田協議委員の三名を多数を以て再選し、藤田、市田の両名が新たに協議委員に当選し、次いで茶菓を喫し談笑時を移して、一二時頃散会した。

②西部代書人組合〔芸日〕明治三九・五・一九

西部代書人組合では、明治三七（一九〇四）年二月一日、その筋の認可を得た代書料額により、代書料をその依頼者より受取ってきたところ、明治三九（一九〇六）年一月二五日、広島県令第三号を以て外国渡航出願規定が改正され、従前のような煩雑な願書を認める必要がなくなった。そこで、曾て認可を受けた海外渡航に関する書類每一件につき金五〇銭以上二円以下とある代書料を受けるのは、当然ではなくなったので、由来、広島警察署よりも、吉井組長に示談する所があり、その結果、臨時総会を開き、同代書料および他の代書料を改定し、海外渡航に関する分のみは、即日実行すること、し、その他は客月（注、四月）一四日警察署長の許可を得て実行しつゝ、あるという。

明治四〇（一九〇七）年

①西部代書人組合〔芸日〕明治四〇・五・二一

広島警察署管轄内の代書人組合本部員は、明治四〇（一九〇七）

年四月二八日午後三時より、大手町八丁目竹茂楼において、通常総会を開いた。部長吉井源吉が、会長席に着き、諸般の報告を終わり、委員一名の補欠選挙を行なった処、谷村拳七が委員に当選した。それより、各自有益な意見を吐露し、最後に緊要な問題につき、協議会（本会を中止し）を開き、更にまた本会に移り、無事総会は終わった。更に、午後六時より親睦会を催し、吉井部長が、先ず挨拶し、酒間演説もあれば、各自得意の隠し芸を演ずる者もあり、校書は座興を助け、歓を尽くして退散した。

②西部代書人組合〔芸日〕明治四〇・一〇・二三

広島警察署管轄内代書人組合本部では、明治四〇（一九〇七）年一〇月二〇日午後一時より、大手町八丁目竹茂楼において、秋季通常総会を開いた。吉井本部長が、会頭席に着き、諸般の報告をなし、質疑者に対しては一々答弁を与え、次いで規約改正の議が出たが、甲論乙駁容易に纏まる模様はなく、結局少憩の上、協議を遂げ、再び本会議に移ったが、多数を以て改正しないことに決した。更に、吉井から二件、平田から一件、重要な事項に付いて、注意を加えた。なお、吉井が提出した「会員中死亡ありし時は、必ず葬儀に列し、且若干の醸金をなし、香典を贈るには、其金の取集め方を一ヶ月交替にて委員の任務となさん」との件は、一人の異議もなく可決され、これで総会を終わった。

引続き、親睦会を開き、吉井部長が挨拶をなし、有田部員の演説その他、滑稽踊、二輪加、手品、沖部員の謡曲などがあり、何

れも猷酬の間に談笑歛を尽くし、午後八時過ぎ散会した。

明治四一（一九〇八）年

①西部代書人組合（芸日）明治四一・二・九

広島警察署管轄内代書人組合本部では、明治四一（一九〇八）年二月六日午後七時より、天神町の糸賀部員宅において、臨時総会を開いた。先ず、吉井部長が、諸般の報告をなし、なお重要な三事件を議題として、各自の意見を徴し、一々これを解決し、それより、副部長、委員等満期につき、その補欠選挙を行い、湯川祐太郎が副部長に、平田勝登が委員に再選され、糸賀柔吉が委員に再選された。終わって、小宴を開き、午後一時過ぎ退散した。

②西部代書人組合（芸日）明治四一・五・三

広島警察署管轄内代書人組合本部では、明治四一（一九〇八）年四月三〇日午後七時三〇分より、水主町中組円入寺南隣にある本部において、通常総会を開いた。吉井部長が、諸般の報告をなし、次いで委員一名が満期になったので、補欠選挙を行い谷村拳七が再選された。それより、数件の問題につき各自意見を披瀝し、それぞれ議決した。午後一時過ぎ閉会し、茶菓を喫しつ、談笑の裡に退散した。

③西部代書人組合（芸日）明治四一・五・五

広島警察署管轄内代書人組合本部員一同は、明治四一（一九〇八）年五月二日午後三時より、江波公園において親睦会を開く予

定であったが、生憎午後一時過ぎよりポツ／＼雨が降り出したので、俄に水主町中組円入寺南隣にある本部で、午後三時過ぎより親睦会を開いた。部長吉田源吉は、幹事の資格で慇懃な一番の挨拶をなし、部員河谷義純は幹事の労を謝す演説をした。謡曲、詩吟、流行唄、相撲、手踊、揮毫、拇戦等の隠芸も出て、何れも十二分の歛を尽くし、薄暮の頃退散した。

④西部代書人組合（芸日）明治四一・二一・六

広島警察署管轄内代書人組合本部では、明治四一（一九〇八）年一月三日午後三時過ぎより、大手町八丁目竹茂方において、通常総会を開いた。部長吉井源吉が、先ず、諸般の報告をなし、各部員より有益な意見を提出して、議事を終わり、吉井部長が一場の演説をして総会を終わった。次いで、部員木原徳次郎の寄贈に係る福引を行なったが、その意匠が斬新で大喝采を博した。引続き、同人寄贈の小国旗を頒ち、点灯時より天皇節祝賀の宴会に移り、吉井部長が簡単な挨拶をし、かつ同人の発声で天皇陛下万歳を三唱し、湯川副部長は部員一同を代表して、木原部員の厚意を謝し、それより、演説その他各自の隠芸が出て、校書は座興を助け、何れも十二分の歛を尽くして、午後一時過ぎ散会した。

明治四二（一九〇九）年

①広島市役所前の代書人（芸日）明治四二・八・二八

広島市役所前の代書事務所は、一棟二二軒の構造で、二二名の

代書人が席を列ねて、代書をしているが、その二二名の代書人中、家屋を所有する者もあれば、代書人でない所有者より多額の家賃を支払って借受けている者もある。また、目下病氣中の代書人で多額の家賃を支払い借受けている者もある。

然るに、従来右一二名の代書人中、廃業する者があるか、あるいは病死するものがある場合、その後釜に坐るべき代書人につき、多少の紛紜を生じるのは、殆ど慣例のような有様であった。それか有らぬか、広島病院の門の方より四軒目の代書事務所にした一代書人が一身上の都合を以て、その事務所を、明治四二(一九〇九)年八月九日、所有者である佐々木某に明戻した。その事務所は、他の代書事務所より、比較的に位置が良好であるため、渡邊某、丹羽某、杉本某らは、その後釜に据わろうと運動に着手し、その形勢は穏やかでないので、寧ろ抽籤に由るべきという者もあり、遂にこれを決行し、市田某に当選した。その後、この抽籤に不服を唱える者が出るに至り、一時火の手を上げようとしたが、以心伝心で、ひとまず中止の姿となった。

その飛び火という訳でもないが、右病院の門の方から一軒目の代書事務所を、目下病氣中の野間某より借受けている有田某の排斥の運動が始まった。遂にこの程、市内木挽町の一力亭において集会を催し、この際、我利々々主義の某某等より、有田某に一矢を放ち、位置の最も能い、その後釜をせしめようと努めたが、有田某は容易に屈服せず、議論の真最中に市田某より無意味の酒肴

嚮応となり、その為には有田某攻撃の聲は、忽ち流行歌と変じ、孰れも千鳥足で、その日は物別れとなり、翌日より更に、有田某排斥の運動が暗々裡に行われ、今に解決を告げないという。

(注) 明治三二年八月三一日までは、市役所のまさに門前に、数多の代書店があったが、県病院が修築されて同病院入口を市役所の門と相対立させることになり、代書店は立退き西手の堤防に沿って改築されたので、代書店としては県病院入口に近い側が位置的には有利となった(「芸日」・「中国」明治三三・九・一)。

② 広島市役所前の代書人(「芸日」明治四二・九・二八)

広島市役所では、明治三九(一九〇六)年一月七日、時の第一課長(今の総務課長)書記藤田政次郎が主任となり、一般市民より提出する願届書の文案を印刷しておき、無筆等の者の代書をなせば、事務の発達を来たし、一面庶民の便宜不尠との稟議をなし、課員の矢田書記がこれに賛成し、横山助役、高東市長の決判を得、遂に翌明治四〇(一九〇七)年一月七日、これを実施するに至った。この代書専務として、月俸一五円の雇三名を採用し、なおその便法を周知させるために、市内各町村総代に通知した。もつとも、その後、雇いの名称は、廃止して書記補の名称とし、今は書記補二名が専ら、この代書事務に従っている。爾来、年月を経るに従い、市民も、同所においてこのような便法が設けてあるのを周知

したので、読み書きの出来ない者は書記補に代書を頼み、読み書きの出来る者は書記補に印刷物の諸願届用紙を貰い受け、自らこれに要領を記入すること、なった。従って、同所に提出する諸願届書等の代書をしている免許代書人に、代書の委託をなす者が非常に減少し、その収入にも大影響を来すことになった。こうなつては、雑種税として一年間に金四円の税金を納めながら、自減する外ないに至るであろうと、代書人等は過日、市内木挽町一力亭に会合の上、善後策について種々協議した末、某々等市會議員により、差詰め一年につき四円の税金を、半額にすべき減税運動をする決議をしたという。

③西部代書人組合（芸日）明治四二・一一・三〇

広島警察所管轄内代書人組合本部では、明治四二（一九〇九）年一月、大手町九丁目の富士見館樓上において、秋季通常総会を開いた。先ず、部長湯川祐太郎が諸般の報告をした。なお、該報告中における規約改正の件については、湯川部長より、その後始末について諮問があつたので、種々討議をした末、吉井源吉の説を可とする者多数で、これに決した。すなわち、吉井の意見は、今春の通常総会において、規約改正を必要とするものが多数で、規約改正起草委員五名を選挙し、その後、該起草委員が集会（差支のため不参した者がいる）の上、改正すべき要点を指摘し、協議が纏まり、認可を受けるべく一旦、広島警察署に提出し、同署長の注意を受けながら、その儘放置するようなことは、一面規約改正

を必要とし、多数を以て決定した趣旨にも背き、一面同署長の注意を反古となす嫌いもあり、穩当でない、故に、是非、同署長の注意に従い、規約改正を遂行すべしというものであつた。引続き、該起草委員には、今春互選した五名を以てこれに充てるか否かとの諮問に対し、区々の説があつたが、吉井源吉の説で、該起草委員は更に選挙を行い決定するを正当とし、その員数は三名で充分であることに多数を以て決定した。無記名投票で選挙を行なつた所、吉井源吉、谷村拳七、高橋正己の三名が多数を以て起草委員に当選した。それより、前部長吉井源吉より、後任部長湯川祐太郎に対し、諸般の引継をした件について諮問したが、これまた、多少の異説がなかつたが、羽仁繁造より可否両点について採決をされたいとの動議があり、遂に可とする者多数で、引継は全く終了した。この時、大原菊松より、総会に充てる場所について、希望を述べたので、何故か湯川部長の癪に障り、小衝突を惹起したが、吉井委員の仲裁で円満に納まった。こうして、閉会を告げた後、湯川部長の挨拶があり、宴会に移り、校書は座興を助け、各自の隠芸は間断なく演ぜられ、孰れも胸襟を繙き、和氣藹々の裡に退散した。因みに、高橋正己、平田勝春の両名は、同点の所、年長を以て、高橋が当選したのである。

明治四三（一九一〇）年

①広島市役所前の代書人（中国）明治四三・一一・一、「芸日」明治四

三・一・一四)

明治四三(一九一〇)年一月二〇日、広島市役所の門前にある一棟一二軒の中で毎日営業している、一二人の代書人が、陳情書を広島市参事会に提出した。その要領は、明治三九(一九〇六)年を以て代書人に課税することになったが、前市長高東康一は、若干の市吏員による無代価の代書を役所内に開始したので、代書業者の不景気は一層となり、漸次代書業は減少したので、市役所前にある代書人に対し特に免税とするか、庁内における無料代書の制度を廃止するか、両者中その一を選ばれたい、というものである。

なお、同市役所設置の代書に託した者は、昨年一〇月中における一日の平均は、三八八人余で、同年一月中旬における一日の平均は、三五一人余で、同年一二月中における一日の平均は、三二五人余という。

因みに、陳情書は、一月一四日、受理されたが、その陳情者は、次の一二名である。

広島市役所前代書人 有田菊茂、湯川祐太郎、徳永瀧次郎、市田甚兵衛、中谷常太郎、渡邊英爾、丹羽繁太郎、西木紋次、西原雅夫、大原菊松、小瀧兒三郎、高橋正己

明治四四(一九一二年)

①西部代書人組合(芸日)明治四四・一・五)

広島警察署管内代書人組合本部に属する免許代書人は、明治四四(一九一二年)年一月上旬内に、新年宴会を催せうと、専ら協議中である。

4 新聞に見る代書人

明治期においては、一般民衆が、裁判所や官公署に書類を提出する際には、代書人は欠かせない存在であった。当時の新聞は、その状況を次のように描写している(「中国」明治三四・七・三〇)。

「市役所の前には、代書人といふ一種の商売人が軒を並べて居る。県庁の前にもあれば、税務署の前にも、それから郵便局、警察署、裁判所、大抵なる役所の近傍には、この代書所があつて、皆大繁盛であるやうだ。代書人と云ひてう、これが官公吏と人民との隔りを連鎖する仲立人なのだ。人民あつての官公吏で、極密接の關係がある、此双方の間に、こんな仲立人の要るやうな隔てがある訳のものではないと、不思議で堪らないが、實際さうだ。嘘と思ふ人は、役所に就て、役人の対応ぶりを見るがい、直ぐに分る。」

現在、明治期の広島における代書人に関する残存する資料は、新聞記事くらいであろう。それらは、大部分が代書人による書類の偽造、詐欺、横領などの非行事件である。しかし、中には、広島区裁判所書記から代書人になった中村朝光のように、その腕前を褒められた者もいる。以下、広島における代書人の活動状況を、

年代順に紹介しよう。

(注) 代書人による刑事事件に関する報道は、その結末が不明のことが多く、中には免訴・無罪もあり、判決が確定したかどうかについては追跡できない。

明治二七(一八九四)年

① 字品の代書人(「中国」明治二七・二一・二九)
字品町で、目下、愛媛県伊予国松山の住人日内某という者が、代書業を営んでいるが、手紙一本の代書料は二銭、端書は一銭であるが、時節柄(注、日清戦争による字品からの出兵、非常の繁忙を極めつ、ある。

明治二八(一八九五)年

② 字品の代書人(「中国」明治二八・一・八)
字品町郵便電信局の門前に、近頃二名の代書人が机を並べて、衆人の依頼に応じて、葉書、その他の手紙を認めているが、依頼者が多くて、二名では遣り切れない程である。その代書賃は、葉書一銭、手紙二銭(長文句になれば応分に申受ける)であるが、二人とも一日平均一円以上の収入があるという。
③ 矢倉下の代書人(「芸日」明治二八・六・一八)
軍役人夫で入院中の日当を受取るには、予備病院において入院

年月等の証明を受けなければならないが、人夫の多くは文字を知らないため、矢倉下辺の代書人に、証明願いの代書を依頼することになる。しかし、代書人等は貪欲で、半紙一枚の代書料に金一〇銭、もしくは一五銭を貪る者もあり、金子を所持しない人夫は、証明願いを認めるに術なく、空腹を抱えながら天を仰ぎ涙に暮れている者もあるという。

明治二九(一八九六)年

④ 市役所前の代書人(「芸日」明治二九・四・一六)
広島市役所前の代書人等一三名は、来月の招魂祭に際して、物品を奉納することを協議したところ、一同大賛成で可決したが、未だ何物品と云うことは決まらぬという。

⑤ 市役所前の代書人(「中国」明治二九・六・二七)

明治二九(一八九六)年六月三日午前一時頃、天満町の人民が納めるべき地方税金七九円三二銭二厘を、市役所へ納付方、市役所前の代書人河野文助へ依頼したので、河野はこれを承諾し、紙幣、銀銅貨を選び分けている途中、代書依頼人が来たので、その金を傍らの箱の中に納め置いて、願書を認めて役所へ持たせてやった処、少し文例に欠ける処があるので、第四課から呼出があり、用を果たして帰って来て、箱の中を調べて見れば、紙幣六〇円八〇銭がないので、早速その由、水主町派出所へ届出た。巡査が出張して取調べたが、何の手掛かりもなく、河野は狂わんばか

りであるので、同じ代書人等は寄集まり、色々に慰めて、天満町民へ災難ゆえこの儘に済ましてくれと申込んだ。町民も、一度は驚いたが、素より河野に悪意があつて起こつたことではないので、結局、河野から盗まれた半額三〇円四〇銭を出し、残金三〇円四〇銭は、無期限で弁償することになり、漸く事済みになった。

⑥三次の代書人〔中国〕明治二九・七・五)

目下、農家繁忙の折柄、訴訟事件は皆無の有様で、三次区裁判所は、日々登記願いが一、二件あるのみで、役員はあまりの閑さに、退出時刻が来るのが遅いのをかこち、代書業者は、その門前雀羅を張るの哀れさを嘆いている。

明治三〇(一八九七)年

⑦市役所前の代書人〔中国〕明治三〇・二・二二)

鍛冶屋町の石川勝平は、明治二九(一八九六)年九月三日に、明治二九(一八九六)年度第二期荷車税を広島市役所に納めようと出てきたが、沢山の人込みなので、市役所の門前にある代書業鷹匠町の村尾彦吉に税金七二銭を託して立帰った。その後、市役所よりは、同税金の督促が来て、そのため違警罪の処分を受け、大いに迷惑に思つていた。ところが、明治三〇(一八九七)年二月一七日には財産差押えになつて、代書人村尾が該税金を納付しなかつたのを知り、二月一九日堺町の憲兵屯所へ委託物消費の告訴をした。

⑧三川町の代書人〔芸旦〕明治三〇・七・二〇)

広島地方裁判所付近(三川町)に居住する代書人は十数名あるが、中にも中村泰文という者は、何も知らぬ田舎者とみれば、訴状等を認めるのに不当な代書料を貪り、非常な弊害があるのを他の同業者が聞知して、連合して中村を排斥しようと協議した。その一策として、中村の家主に対し、家明渡しの請求をさせることになつたので、中村は更に他の連合者に質問書を送つたという。この紛争は、今少し火の手が揚がることであろうという。

⑨上下町の代書人〔中国〕明治三〇・二・二二)

明治三〇(一八九七)年一二月、甲奴郡上下登記所の小使迫常太郎は、主幹書記の不在を窺い、密かに官印を盗用し、登記済みの書類を調べ、同村の三玉精之助および重森某より金子を借入れ、費消したことが発覚し、この程その筋へ引致された。また、同地の代書業西家良三郎も連累者として、引致された。

明治三一(一八九八)年

⑩吉島の代書人〔中国〕明治三一・一・一八)

広島市吉島村三三番屋敷、代書業林洸(三三歳)は、明治三一(一八九八)年一月一六日午後四時、賜チフスに罹り、その旨治療医水主町柴田義彦より届出があつたので、その筋において直ちに充分な消毒を施し、交通を遮断した。同家は、監獄署の近傍で代書業を営み、傍ら刑事被告人の弁当を差入れているが、監獄署で

は、勿論弁当差入れを禁止するであろう。

⑪尾道の代書人〔芸日〕明治三二・七・一七)

広島地方裁判所尾道支部検事雪下陽は、明治三一(一八九八)年六月一九日、詐欺取財事件の被告人として、岡本新次郎、前田幾太郎、平野四郎(代書業)を訊問した。

明治三二(一八九九)年

⑫代書人中村朝光〔芸日〕「中国」明治三二・六・九、「芸日」明治三二・八・八、明治三二・九・一五、明治三二・一〇・四)

広島区裁判所登記主任書記中村朝光は、明治三二(一八九九)年六月一六日より不動産登記法、改正商法が実施されるので、職を辞して、竹屋町橋ノ根元魚市場跡において、不動産・法人・商業登記、戸籍、民刑事その他一切の代書業を営むという。

広島女学校教師米人ペーカーは、明治三二(一八九九)年八月二日、広島区裁判所に対し、地上権登記を申請した。これは、広島における外人地上権登記の嚆矢であるが、これを取扱った登記代書人は竹屋町中村朝光である。即日登記が完了したので、米人はひたすら、区裁判所の事務処理に敏捷であると、中村代書人が手続に精通しているのを賞讃していた。

明治三三(一九〇〇)年

⑬県庁前の代書人〔芸日〕明治三三・四・六)

広島弁護士会沿革誌 (2)明治編・続

広島から七里余り奥の田舎者が、県庁前の迫代書人に願書を認めさせて、旅行免状を受けたが、迫は西九軒町の北岡の手から渡航しろと云って、その免状を渡さない、という投書があった。

⑭代書人中村朝光〔芸日〕明治三三・五・二、明治三三・一〇・五、「中国」明治三三・五・五)

代書人中村朝光は、明治三三(一九〇〇)年五月、裁判所筋の三川町中程に移転し、目印に赤玉を軒に下げた。同年一〇月には、中村は、本籍を広島市三川町七番地に引取り、広島市民となった。

⑮福山の代書人〔芸日〕明治三三・一一・一〇)

債権取消の件で、福山区裁判所前の代書人に書類を認めてもらったが、一枚について五銭と七銭の二様になったと云う投書があった。

明治三四(一九〇一)年

⑯郵便電信局傍の代書人〔中国〕明治三四・三・三〇)

広島郵便電信局傍に代書所を開き、郵便電信に係る書面の代書を営業としている者が、先年来るが、中には不当な料金を取られた者もあるという風説がある。同局は、この弊毒を防ぐために、特に同局控席内に代書席を一定して与え、かつ、その料金をそれぞれ種別に規定した。そのため、局の特許を受けず、局外の近傍で代書する者も、自然代書料を値下げするに至ったという。

⑰三次町代書人組合〔中国〕明治三四・六・一八)

三三三三 (三三三三)

三次区裁判所に附随する代書人は、七名あつて、こ、三、四年前までは、その代書料の金額は一定する所がなく、代書委託人は甲乙の間を問合わせ、少しでも低安な方に依頼するので、自然競争の弊に傾いた。誰言うとなく、一定の規約を締結しようと、明治三〇(一八九七)年二月協議会を開いて、代書人組合規定を制定して、代書料額を種別に一定すること、健訟教唆のようなことは堅く慎んでしないこと、組合員は毎月二五錢宛を醸集し漸次潤殖しておく、また、組合員において凶事があつた場合は、二円づ、香典を贈る等を規定した。明治三一(一八九八)年五月、植木諸蔵が代言業を廃止したときは、金一二円を配布することが出来た。この組合規約は、独り同業中の平和公德を維持するだけではなく、勤儉貯蓄の旨義にも適い、今後五ヶ年継続すれば、通じて一〇年となり、潤殖金高も一方の資とするに足りるのであると、今更に喜んでいる。

⑱三川町の代書人(「中国」明治三四・七・四)

謀殺犯出家忠左衛門は、死罪と極まつたが、減刑を願ひ執行の前日にも、三川町代書人益岡儀助に於て、死罪赦免されるように尽力して欲しい旨の依頼書を送つたが、届いた時は、万事休した後であつた。

⑲代書人藤井梅次郎(「芸日」明治三四・九・二四、「中国」明治三四・一〇・二六、明治三四・一一・二八)

永年、高田似瓏法律事務所勤務した事務員藤井梅次郎は、明

治三四(一九〇二)年九月、同事務所を辞し、竹屋町(裁判所下隣り三軒目)で、目印に表に大ノボリを出して、代書業を始めた。自宅は、袋町二一六番邸(控訴院裏通り)。

明治三五(一九〇二)年

⑳訴訟事務代書人(「芸日」明治三五・一・八)

広島控訴院、広島地方裁判所、広島区裁判所の下にあつて、訴訟事務に関し生計を立てている、代書人は二名いるという。明治三四(一九〇二)年二月広島弁護士会は、紹介人によつて訴訟事件を引受けることを禁止した。そのため、これら代書人は、明治三五(一九〇二)年一月六日午後より、三川町の旅人宿山中方に会合し、それに対する方針を協議したが、当日は病氣その他の事故で三名の欠席者を出したので、要領を得るに至らず、更に他日を期して会合することにした。

㉑市役所前の代書人(「中国」明治三五・五・七、「芸日」明治三五・五・二)

広島市大手町八丁目山岸鏞次郎(三二歳)は、以前は山陽鉄道会社の駅夫をしていたが、水主町市役所前で代書を業としている者である。明治三五(一九〇二)年五月五日、山岸の代書で布哇に出稼ぎを請願して旅券の下附を受けた、宇品町六一番次三番邸農高畑頭作、同町四三六番邸農福原啓一の両人が、広島駅より出発しようとした際、山岸はすでに、兩人より手数料として四円五〇銭

を受取っているにも拘わらず、更に三円を出させた。山岸はなお、八〇余円で布疋行きの切符を買求めやるといったが、兩人が応じないので、更に一五円を謝礼として出せと強迫しているところを、巡査がきて、京橋分署で取調べ広島地方裁判所検事局へ告訴し、恐喝未遂で拘引状を發して山岸を拘引した。

②② 県庁付近の代書人〔芸日〕明治三五・五・二四)

広島県下各郡より、海外に自費渡航しようする者は、大概、県庁付近に開業する代書店に至り、海外旅券下附願書の認め方を依頼する。これら代書人の中には、出願者の手続に不案内であるのに乗じて、代書料を貪り、あるいは、強いて渡航免状受取方の委任状を差入れさせて、下附の暁にはこれを差押えておき、乗船周旋をするといつて、過当の賃銭を取り、または、渡航免状下附の時日はその筋に賄賂の如何によつて遅速があると欺いて、八円乃至一〇円の金円を詐取する者が間々ある。そこで、明治三五(一九〇二)年五月二五日、代書人一同を広島警察署に召喚し、説示をするという。

②③ 監獄署内の代書人〔広島日報〕明治三五・六・一九)

明治三四(一九〇二)年八、九月頃、山口県人村田勇穂は、当時の典獄より許可を得て、広島監獄署人民溜所内の片隅に位置を構えて、代書を営業しているが、一は人民の便利を図つてこのようにしたのであるが、今日においては、種々の弊害があるという。

その次第は、元來裁判所なり、警察署なり、以前はその官庁内

に代書人を居らせて、代書を営業させていたことがあるが、近年は一般に、これを廃止したため、各代書人は官庁街の近傍に家屋を借りて代書をしている。独り監獄署では、署内の人民溜所に位置を与えて代書を営業させているので、村田はさながら一種の準官吏のような風を装い、偶々所外の代書人が認めた願書または届出書を指して、適法なものではないと言い、屢々書換えて、代書料を貪ることがあるという。現に、明治三五(一九〇二)年六月一六日には、田舎婦人から同様な手口で、代書料を払わせている。

明治三六(一九〇三)年

②④ 三川町の代書人〔芸日〕明治三六・三・一一)

明治三六(一九〇三)年三月一日、広島市三川町八番地裁判所筋西側、代書人中田準一は、町噂迅速懇切を主とし、民刑事訴訟および登記手続等に関する、汎く代書依頼に応じる旨の広告を出した。

②⑤ 小町の代書人〔芸日〕明治三六・三・二七)

明治三六(一九〇三)年三月二六日午前七時四〇分頃、小町下宿屋兼代書業を営む増田謙吾方で出火し、午前八時二〇分頃鎮火した。

②⑥ 代書人小武虎雄〔芸日〕明治三六・六・一一、明治三六・八・一一、明治三六・一〇・四)

明治三六(一九〇三)年六月九日午後一時、広島地方裁判所南側

の竹屋町で代書業を営む小武虎雄(四七歳)は、詐欺取財、私書偽造、委託物費消事件で、拘引され家宅捜査を受けた。その公判の弁護人は、横山金太郎、高田似壠、高野一步の三弁護士であるが、重禁錮六ヶ月、罰金六円、監視六ヶ月の判決を受け、控訴した。

②〇裁判所近傍の代書人(芸日)明治三六・六・二五)

広島弁護士会では、紹介人名簿を調製して、名簿に記載された者の紹介により訴訟事件を受任することを禁止したので、裁判所近傍の代書人の生業上に及ぼす不利益は少なからざるものがある。そこで、明治三六(一九〇三)年六月二十五日、それら代書人は、密かに会合して今後の方針を議するといふ。

②〇代書人石津延藏(芸日)明治三六・八・二九、明治三六・九・六、

明治三六・九・一三、明治三六・九・二〇)

明治三六(一九〇三)年八月二十七日、広島市段原村土族石津延藏外二名に対する、偽証被告事件の予審最終決定があった。石津は、三百代言をしていたが、私書偽造、証拠湮滅の前科二犯である(芸日)明治二五・九・一四―一五。同年九月一日、広島地方裁判所において、石津は、重禁錮四ヶ月、罰金二〇円の判決を受けた。

②〇三川町の代書人(芸日)明治三六・九・二九)

三川町裁判所上の代書人石川助三郎は、安芸郡仁保島村大河の甲某が有する債権に対する債務者某の財産差押について、甲某より依頼を受け、供託金納付の手続きをなし、事件落着後、勝手に供託金の下戻を受けて費消した廉で、告訴され拘引された。石川

のこのような行為は、一再ならずで、仲裁する人もなかった。

②〇三川町の代書人(中国)明治三六・一一・六)

明治三六(一九〇三)年一月五日午前五時半、堀川町八八番次一番地菓子商立仙宗十郎(二二歳)方から出火し、両隣家も全焼した。翌日の新聞に、「謝近火見舞」の広告を出した、代書人は、左記の通りである。

三戸徹吾、水津陸之助、中田準一、松田實行、中村朝光、石津覺太郎、宮城正志、安田新四郎、柳川清波(以上は、隣の三川町の代書人)

②〇呉市の代書人(芸日)明治三六・一一・一五)

呉市庄山田村滞在の代書人原田壽太郎(二四歳)は、浮浪罪として京橋分署に拘留中であるが、明治三六(一九〇三)年一月一日、旅宿食荒しのため詐欺取財犯として、広島地方裁判所検事の令状に依り、検事局に送られた。

②〇三百代言兼代書人(芸日)明治三六・一一・一九)

宇都宮市西原町二二五八番地平民坑夫業淺田新助(三九歳)は、明治三五(一九〇二)年末末、広島市新川場町一九一番邸下宿業宮本力子方に止宿して、三百代言及代書をして、日を暮らしていたが、無知文盲の者や婦女子を誤魔化して、債権の譲渡を受け自分の債権として、宇都宮市よりの旅費を食り、そのため執達吏からも屢々叱責を受けていた所、明治三六(一九〇三)年一月一六日午後三時頃、竹屋町元代書人小武虎雄の店頭で、書類を認めてい

るところを、検事局詰巡査が令状執行して、検事局へ送られた。
③三原町の代書人〔芸日〕明治三六・一一・二三、明治三六・一一・一五)

三原町では、字東町大橋詰に登記所を新設したが、以前に設置予定地であった東町共有地(目下司法省用地)に移転し、代書所も建設しようと運動する者いる。これは、代書兼口入業の湯浅某および周旋業長行某等が、目論んだもので、その筋では、軽々にそのような言辞を信じて移庁の事を決すべきではないという。

③尾道市の代書人〔芸日〕明治三六・一一・二〇)
尾道区裁判所前の代書人らは、不当の代書料を貪るというので不評判である、却って裁判所構内訴訟人控所にいる代書人の方が、親切丁寧で、比較的正直とのことであるが、実際はどうか伺いたい、という質問に対し、新聞記者は、代書人の中には三百的行為を本職のように心得ている者があり、果たしてどちらがよいか、行司は困扇を上げ兼ねます、と答えている。

明治三七(一九〇四)年

①代書人の謹賀新年〔芸日〕「中国」明治三七・一・一)
明治三七(一九〇四)年一月一日、謹賀新年・恭賀新年の広告を出した代書人は、左記の通りである。

中村朝光(広島市・代書人)、宮本茂也(尾道市裁判所前・訴訟鑑定事務所)、山田哲藏(尾道市久保町・代書人)

②免許代書案内〔中国〕明治三七・二・五)

明治三七(一九〇四)年二月五日、「免許代書案内」欄に広告を出した代書人は、左記の通りである。

「広島市三川町 代書 赤玉印 中村朝光」、「広島市三川町七一番邸 代書 宮城正心」、「広島市三川町一〇番地 代書 安田誠松」、「広島市三川町 代書 中田準一」、「出張所 広島市三川町八二番次 代書 早瀬基一 住宅 同市同町五六番邸」、「出張所 広島市三川町八一番次 代書 動八等 池内房麿 住宅 同市平塚町三〇六番邸」、「広島市三川町代書 三戸事務所(注、三戸愰吾)」、「広島市三川町八七番邸 代書 水津覺兵衛 同代書 水津陸之助」、「広島市三川町八四番 代書 石井柳一」、「広島市三河町 代書 営業人 益岡儀助」、「出張所 広島市三川町八五番邸 代書 服部要造 住宅 同市段原村三四番邸」、「出張所 広島市三川町八五番邸 代書 服部勇 住宅 同市段原村三四番邸」、「広島市竹屋町七〇番地ノ一代書 横本幹二」、「出張所 広島市竹屋町六九番邸 代書 東忠之 住宅 同大手町八丁目一六五番」、「広島市竹屋町地方裁判所下 向角 平岡代書事務所(注、平岡繁太郎)」

③免許代書案内〔中国〕明治三七・二・九、明治三七・二・一三)

明治三七(一九〇四)年二月九日・一三日の「免許代書案内」に広告した代書人は、次の通りである。

明治三七(一九〇四)年二月五日に掲載された「免許代書案内」に掲載された代書人の外に、「出張所 広島市竹屋町(裁判所下へ三軒目) 代書 目印表三 大ノボリ 藤井梅次郎 住宅 同市袋町(控訴院裏通)」

が、「平岡代書事務所」の前に挿入され、「石井柳二」は「石井事務所」と改めた。

(注) 藤井は、『広島日報』(明治三十七年八月六日)にも、同じ広告を出している。

④ 竹屋町の代書人(「芸日」明治三七・四・一六)

紙屋町一番屋敷在籍、当時大手町七丁目元警察倶楽部の隣に住む、代書業平岡繁太郎(二三歳)は、明治三六(一九〇三)年三月三〇日、かねて自分が代書業を営む竹屋町吉田儀市方で、加茂郡原村四八番邸平民平野新三郎が窃盜被告事件について、弁護士を依頼しようとするのを聞き込んだ。そこで、平岡は、自分がその周旋をしようと、弁護士横山金太郎に談じたところ、速やかに承諾したければ弁護士料三五円とし、無罪の宣告を受けたときは金五〇円の成功料を渡すことに談判し、平野より金三五円を受取り、横山には一〇円を渡し、二五円は自分が着服したことが知れ、広島警察署で取調の上、広島地方裁判所検事局に送られた。平野は、多分、京橋分署において代書免許を取消されるであろう。

⑤ 宇品の代書人(「芸日」明治三七・九・一一)

宇品郵便局前に事務所を持っている、代書人神田富太郎は、出征軍人久留主龜次郎の妻ユキの手紙を代書したことがあった。神田は、明治三七(一九〇四)年九月九日、出征軍人の家族の困難と

題するユキに関する記事を読み、同人の苦しい実情を知った。そこで、手紙は無料代書し、戦地よりきた手紙は代読するので、遠慮なく申して欲しい旨、「芸備日日新聞社」に申込んできた。

⑥ 神石郡役所前の代書人(「芸日」明治三七・一二・二九)

明治三七(一九〇四)年二月二九日、神石郡油木市郡役所前登記取扱所、官許代書人三上琴市、同福山賢事は、「時局(注、日露戦争中)ニ鑑ミ年未年始ノ礼ヲ欠ク」という、広告を出した。

明治三八(一九〇五)年

⑦ 三川町の代書人(「芸日」明治三八・一・二)

明治三八(一九〇五)年一月二日、広島市三川町の代書人中村朝光は、「時局ニ鑑ミ年未年始ノ礼ヲ欠ク」という、広告を出した。

⑧ 沼隈郡松永町の代書人(「中国」明治三八・五・一三、明治三八・五・一七)

沼隈郡松永町の代書人尾崎松次郎外四名は、明治三八(一九〇五)年五月二二日、私印盗用私書偽造行使・詐欺取財被告事件で、尾道区裁判所において、尾崎外三名は、重禁錮七ヶ月、罰金五円、監視六ヶ月、他の一名は重禁錮六ヶ月、罰金五円、監視六ヶ月の宣告を受けた。弁護士は、多久間信衛、山科慎次郎、栗原茂之、大西虎造、小川夔三、福本則行の五名が皆出廷し、尾道では希有の大公判であった。

明治三九（一九〇六）年

⑨代書人の謹賀新年〔芸日〕明治三九・一・二

明治三九（一九〇六）年一月一日、中村朝光（広島市三川町・代書人）は、謹賀新年の広告を出した。

⑩山県郡八重村の代書人〔中国〕明治三九・二・二五

明治三九（一九〇六）年一月一日、山県郡八重村の代書人大倉鶴吉（四五歳）は、同村河野作次が大字今田小玉登市へ、所有の田地二反歩、山林二反歩を金八〇円で売却するに当たり、売買証書作成の依頼を受け、登録税金四円五〇銭を委託された。大倉は、ふと悪心を起し、広島地方裁判所戸田出張所では、登録税の徴収上、耕地については地価の三倍以上、山林については同三〇倍以上とする内規があるので、故意に右価格を減少して、登録税を着服しようとして、売買証書には金四十円と記入し、田地一反一畝、代金二十四円二十三銭の「二」の字ならびに山林六畝十二歩、代金十九円二十三銭の「十」の字を脱しておき、二円八十銭の収入印紙を貼付し、河村より託された四円五十五銭の内から一円七十五銭を着服した。

⑪段原村の代書人〔芸日〕「中国」明治三九・四・二〇

明治三九（一九〇六）年四月二〇日、段原村三四番邸代書人服部勇（注、出張所は三川町八五番邸）は、「私儀予審免訴にて青天白日の身と相成候間旧倍の御引立を乞ふ」という、広告を出した。

⑫広瀬村の代書人〔芸日〕明治三九・六・二七

広島市広瀬村代書人小松直幹（五八歳）は、空鞆町山本徳次郎方で、家内の安眠中雨戸を乱打し、処々破壊したので、広島警察署で引致して取調中である。

⑬尾道区裁判所前の代書人〔中国〕明治三九・八・二三

明治三九（一九〇六）年八月一〇日、尾道区裁判所前の代書人松浦泰夫は、尾道区裁判所において、詐欺取財被告事件で、重禁錮六ヶ月、罰金四円、監視六ヶ月の判決を受けた。

⑭代書人野口安登〔芸日〕明治三九・一二・二八

三川町裁判所上東側、代書人法明堂野口安登は、「生儀、多年裁判所書記として、登記事務に従事致候処、本年（注、明治三九年）春、職を辞し、左記之処に於て、代書営業致来り候処、諸君の御引立を以て、日増繁榮致候、就ては、尚一層確實に御取扱申上候間、陸統御用命蒙り度此段願上候」と、広告した。

明治四〇（一九〇七）年

⑮代書人の謹賀新年〔中国〕「芸日」明治四〇・一・二

明治四〇（一九〇七）年一月一日、謹賀新年・恭賀新年の広告を出した代書人は、左記の通りである。

「広島市三川町 代書業 中村朝光」、「広島市三川町（裁判所通）代書 中田事務所（注、中田準）」、「広島市三川町（裁判所通）代書前岡義次」、「広島市竹屋町（裁判所通）代書 郷田彌三郎」、「出張所広島市竹屋町裁判所下竹屋橋詰 免許訴訟代書人 藤井梅次郎 住宅 同市

袋町控訴院裏通り」

⑯広島郵便局内の代書人(「芸日」明治四〇・二・八)

明治四〇(一九〇七)年二月六日、広島郵便局内において、営業していた代書人は肺線カタル病なので、局より諭旨して罷業させ、同局事務員齋藤祐三にその後を継がせた。

⑰御調郡土生村の代書人(「芸日」明治四〇・三・一三、明治四〇・三・一九、「芸日」・「中国」明治四〇・三・二二)

御調郡土生村三八番邸代書業木村好兵衛(二六歳)は、公印盗用公文書偽造行使及約束手形偽造行使詐欺取財事件で、尾道支部で予審終結し、軽罪公判に付され、明治四〇(一九〇七)年三月一六日、広島地方裁判所において、軽懲役六年に処せられたが、控訴した。弁護人は、横山金太郎弁護士であった。

⑱三川町・竹屋町の代書人(「芸日」明治四〇・三・二〇)

明治四〇(一九〇七)年三月一八日午後七時二〇分頃発火した、三川町四四番邸燐寸製造所油明合資会社花付工場の火災による、近火見舞の広告を出した代書人は、次の通りである。

中村朝光(三川町)、郷田彌三郎(竹屋町)

⑲沼隈郡柳津村の代書人(「芸日」明治四〇・八・一七)

沼隈郡柳津村で代書を業としている野島榮之進は、これまで代書人規則に違反して三回処分されているが、この度また、同郡赤坂村大迫萬右衛門が米国渡航を希望し、渡航免状下附の願書の認方を乞うたところ、二〇円では調え難いと言うので、更に金一三

円を遣って済まそうとした。それが警察に聞こえ、野島は一夜拘留され、一三円は全額返還し、説諭の上、放免された。

⑳比婆郡東城町の代書人(「芸日」明治四〇・二・二三)

比婆郡東城町東城、代書業平田淺次郎(明治元年生)外三名は、明治四〇(一九〇七)年六月二十九日、広島地方裁判所において、私印盗用私書偽造行使詐欺取財により、有罪の判決を受けたが服せず控訴し、同年一月二日、広島控訴院において、四名とも無罪の判決を言渡された。弁護人は、菊池武夫、花井卓藏、横山金太郎、不破熊男の四弁護士である。

明治四一(一九〇八)年

㉑代書人の謹賀新年(「芸日」明治四一・一・一一)

明治四一(一九〇八)年一月一日、中村朝光(広島市三川町・代書人)は、謹賀新年の広告を出した。

㉒三次区裁判所所属の代書人(「中国」明治四一・三・六)

比婆郡山内北村の田上陳藏は、明治四〇(一九〇七)年二月二七日、支払命令申請書および委任状を偽造して、これを三次区裁判所所属の代書人野村達吉へ郵送して、支払命令を得ようとした廉で、明治四一(一九〇八)年三月、予審終結決定で軽罪公判に付せられることになった。

㉓三次町の代書人(「芸日」明治四一・二・一七)

鳥取県日野郡山上村坪倉實は、明治四一(一九〇八)年八月二一

日、債務者小田政市に対する強制執行のため広島に行く途中であるが、この外に野上重右衛門に対しても貸金請求訴訟を提起する予定であると、三次町代書人堀江眞積を欺いて、堀江に訴状作成を依頼し、堀江が所持する訴訟用一円印紙一二枚を貼付させ、往復旅費として五円を詐取し、更に、広島に着くと電報で堀江に一〇円を送金させた。その後、堀江は、詐欺に罹ったことに気付き、三次警察署に告訴したので、坪倉の実父が弁償して告訴を取下げ貰おうとした。しかし、その筋では、手口が悪質なので、これを許さず、坪倉を拘引して、予審最終決定により広島地方裁判所の公判に付した。

②④呉市の代書人〔芸日〕明治四一・一二・二三、明治四一・一二・二五
明治四一（一九〇八）年二月三日、呉市代書人黒瀬市之助、同高橋啓太、同矢野正策に対する、詐欺取財被告事件の公判が、開廷した。弁護人は、高田似纒、三坂繁人、不破熊男、香川齋、井上房之助の各弁護士である。

明治四二（一九〇九）年

②⑤福山区裁判所前の代書人〔中国〕明治四二・九・一四）
福山区裁判所前の代書業布川昇一（二九歳）は、兎角同業者よりの嫌われ者であるが、明治四二（一九〇九）年八月一三日、同裁判所前の代書業高橋正義が、某時計店方で雑談中、突如として入って来て、正義貴様は不都合な奴ちゃと公衆の前で、事実無根の悪

口雑言を並べて滅茶々に侮辱したので、正義は怒って、尾道の多久間弁護士を代人として、福山区裁判所検事局へ告訴したので、検事局で取調の末、この程公判に付せられることになった。

聞くところによると、昇一は代書業組合の組合長になろうとする野心があったが、正義が当選したので、その恨みを晴らすために悪罵したという風説がある。

②⑥広島市の代書人〔芸日〕明治四二・一〇・二四）
明治四二（一九〇九）年一〇月二三日、広島市観音村一八二番屋敷代書業市田甚太郎、同市愛宕町三番地代書業永瀧次郎、同市新川場町一九番地代書業増田謙吉の三名は、代書業違反として、夫々告発された。

明治四三（一九一〇）年

②⑦代書人の謹賀新年〔芸日〕明治四三・一・一）
明治四三（一九一〇）年一月一日、中村朝光は、謹賀新年の広告を出した。

②⑧神石郡亀石村の代書人〔芸日〕〔中国〕明治四三・三・二九）

神石郡亀石村農兼代書業、稲田定市（二七歳）は、明治四三（一九一〇）年一月六、七日頃、神石郡小島村塚尾兼五郎より、遺産相続による所有権移転および所有権保存登記申請の委任を受け、同月一〇日、福山区裁判所油木出張所に出頭し登記申請をなし、登録税は金五〇銭であったが、登録税五円を要した費用計算書を作

成して、同人を欺き、その他の費用と共に登録税五円を騙取した。また、同月二日には、國信五市外四名の山林讓渡登記申請をなし、その登録税は金一〇円五〇銭であったが、登記売買証書の売買金額三〇〇円とあるのを消して、四〇〇円と書直して証書を変造し、登録税一四円を要したように作成し、五市等を欺き、三円五〇銭を騙取したのを初め、同様の手段で詐欺取財を行ったことが十数件発覚し、尾道支部で予審中のところ、予審終結し広島地方裁判所の公判に移された。

⑲福山町の代書人〔芸日〕明治四三・六・一、明治四三・七・七、明治四四・三・八

福山町字東町福山区裁判所執達吏代理内海定助は、明治四三(一九一〇)年五月一三日、同町代書業柴田壽一(六〇歳)外二名から、贈賄を受けて、競売の執行を同人等に有利に執行した瀆職事件で、明治四四(一九一一年)三月六日、広島地方裁判所において、定助は懲役四年、壽一は懲役二年に処せられた。なお、深安郡父木野村代書業日下竹次は、この事件に関連して、壽一らが虚偽の抵当権を設定するに当たり、それとは知らずに申請手続を委託されて利用された。

⑳沼隈郡松永登記所前の代書人〔芸日〕明治四三・六・二三

沼隈郡松永登記所前の代書人高橋爲三郎(四九歳)は、内実賭博を専業としていたが、一昨年来、二千円ばかり失敗した。明治四三(一九一〇)年四月初旬、田島村大原亮一が、金江村字金見高田

關三へ金千二百円の貸付があり、抵当権の抹消登記を委任してきたので、直ちに申請書を作成し、程なく登記完了し、高田より金千二百円を授受した。また、浦崎村の村上作十郎が、石炭積船舶の移転登記を、委任状で履行して欲しいと依頼してきたので、この登記をすませ、金百八十五円を買主浦崎植太郎より受取り、都合金千三百円ばかりを懐に入れて消え失せた。

㉑尾道区裁判所松永出張所の代書人〔芸日〕明治四三・六・二、明治四三・七・二二

尾道区裁判所松永出張所において、代書業をする沼隈郡神村五八二番地柿原康治は、明治四三(一九一〇)年五月六日、松永警察署の大谷巡查部長等が臨検したが、本人は同日同郡藤江村地方へ雲隠れをし、六月一八日、人に託して代書人廃業の書面を差出した。

柿原は、備置の代書取扱簿に、取扱事件を記載していないこと、その認めた代書書類の末尾または欄外に自己の氏名を表示していない廉により、三件について、一件毎に拘留三日に処すという区裁判所の判決に服せず、控訴を申立て、同年七月二日広島地方裁判所で公判開廷の予定である。

㉒沼隈郡松永登記所前の代書人〔芸日〕明治四三・七・一四、一五、
〔中国〕明治四三・八・二五

沼隈郡金江村僧侶中津玄道、および同郡柳津村代書業尾崎瀧太郎(五三歳)は、明治四三(一九一〇)年八月一三日、広島地方裁判

所尾道支部において、官文書偽造行使詐欺取罪につき、広島地方裁判所の公判に付すべく、予審終結決定があった。

③山県郡壬生町の代書人〔芸日〕「中国」明治四三・九・二三、〔芸日〕明治四三・一一・二三

山県郡壬生町代書業入澤乙吉（四〇歳）は、明治四二（一九〇九）年二月二六日、同村入澤京九郎より、金三〇円借入方周旋の依頼を受け、同人が記名捺印した白紙を預けたのを奇貨として、高田郡丹比村木下八助の手を経て、同郡本村佐々木市祐より金五〇円を騙取した外、明治四三（一九一〇）年五月壬生町下田松次外一名より、田地売買登記を頼まれ、登録税金八円五一銭を預かり、これを横領し、また同年六月二一日、壬生町新田音市より差押事件申請の依頼を受け、広島市新川場町佐藤トメ方で音市の代理と詐り、保証金不足として金一〇円を借出し、姿を隠した。乙吉は、所在不明の儘、予審に付せられ、明治四三（一九一〇）年九月二一日、横領私書偽造行使詐欺取財として、公判に付すと決定された。また、入澤音吉は、明治四三（一九一〇）年六月二三日、壬生町計田小六の弟富二郎の名義に畑買受登記申請の代書方を委託された際、登記上必要があると印鑑証明書を詐取し、その証明書に実印を押捺させる折、金一五〇円の借用証書に保証人計田小六と書いてある名前の下に小六の印を捺捺して、これを行使して福田嘉七の手を経て三浦彌太郎より一五〇円を借用したことを、小六が聞きつけて有田分署に告訴した。同署では、取調べの末、広島地

方裁判所検事局へ一件書類を送ったが、彼は目下逃走中である。

④福山区裁判所の代書人〔芸日〕明治四三・一〇・一〇、明治四三・一一・二九

福山区裁判所登記係雇廣川八兵衛（五九歳）は、登記申請書に貼付してある収入印紙を剥取り、情を知る福山町字東町の代書業岡本章六（二六歳）、同字本町の代書業梅田鼎（四五歳）に売却した。明治四三（一九一〇）年二月二八日、広島地方裁判所において、廣川は公文書毀棄窃盗で懲役五年、岡本は贓物故買で懲役一年罰金一〇〇円、梅田は贓物故買で懲役一年罰金五〇円の判決を受けた。

明治四四（一九一一年）

⑤代書人の謹賀新年〔芸日〕明治四四・一・二

明治四四（一九一一年）一月一日、中村朝光は、謹賀新年の広告を出した。

⑥福山町の代書人〔中国〕明治四四・一一・三三

福山町字西町薄荷仲買業兼代書業串田倉次郎（四五歳）は、明治四四（一九一一年）一月一〇日、尾道支部裁判所公判廷で、遠藤伊助の詐欺取財被告事件の証人として喚問されるに当たり、廣安虎之助は自分に対し、遠藤に宴会費の取立方を依頼し集金をさせたと、虚偽の申立をなし、立会検事より告発され、爾来予審中のところ、明治四四（一九一一年）一月三〇日、偽証罪として結審

した。

③⑦ 広島区裁判所廿日市出張所構内の代書人〔芸日〕明治四四・一
二・五)

佐伯郡吉和村代書業河野輔玖郎は、明治四四(一九一一年)三月一日、広島区裁判所廿日市出張所構内の代書事務所において、佐伯郡平良村中島豊太郎より、廿日市町瀧野喜三郎へ宛てた金五〇円の借用証書を代書する際、豊次郎より実印を託されたので、他の紙に盗捺して、豊次郎より喜三郎宛の借用証書を偽造し、これを喜三郎に交付して、四〇円を詐取した。次に、同月初旬、同郡五日市町魚田幾太郎より、同町笠井米吉名義、幾太郎父源助宛宅地四畝六歩の売渡証書を託されたのを幸いとし、同月末頃、瀧野喜三郎方に到り、右売渡証書表示の土地を担保に供するので、二五〇円を源助に貸与して欲しいと申込み、その承諾を得た。そこで、同月三十一日、当時死亡していた源助名義二五〇円の借用証書を偽造し、喜三郎より該金額を騙取した。また、明治四四(一九一一年)四月頃、中村豊次郎の実印を盗捺したものを利用し、同人名義の偽造証書を作成した後、六月二〇日、これを廿日市町吉村健助に行使して、一九八円を騙取した。これらの事件は、かねて広島地方裁判所において予審中であつたが、今回、有罪に決し公判に廻された。

明治四五・大正元(一九二二年)

③⑧ 三川町の代書人〔芸日〕明治四五・二・二〇)

三川町代書人野口卯太郎は、明治四五(一九二二年)二月一八日、段原小学校の貧困児童へ情けある人々より、古着類を贈つた新聞記事を見て、同月一九日金五〇銭の寄贈方を芸備日日新聞社に託した。

③⑨ 福山区裁判所前の代書人〔芸日〕明治四五・七・六、大正元・九・

一)

福山区裁判所前において、代書業を営む布川昇一(三二歳)は、明治四五(一九二二年)七月二日、横領罪の罪名で、福山警察署において予審判事の令状を執行され、同月三日、尾道分監へ収容された。

布川は、明治四四(一九二一年)一月、神石郡油木村妹尾喜太郎より、同郡仙養村熊谷作次外一名に対する貸金事件につき、仮差押申請を委託され、保証金一五円を手始めとして、その後外三件に對して、多額の委託金を詐欺横領した、め、尾道支部裁判所において予審中であつたが、大正元(一九二二年)八月三〇日、予審が終結した。

④⑩ 三川町の代書人〔芸日〕「中国」大正元・一〇・二〇)

三川町代書人青山定政(六〇歳)は、明治四四(一九二一年)年末頃より、同町代書人三宅正の依頼により、定期米の売買注文を銀山町仲買人入江正吉方に取次いでいたところ、明治四四(一九二二

年三月九日より同月一五、六日頃の間に、三宅より前後六回に合計八百石の買建注文を依頼されたにも拘わらず、入江仲買店へは何等の申込みをなさず、その頃下柳町平岡泰一方で、三宅に対し入江仲買店へ申込注文の買建が出来たので、証拠金を交付する旨詐り、証拠金名義の下に金三六〇円を騙取した事件で、広島地方裁判所において予審中のところ、今回有罪に決し、公判に付せられた。

④広島警察署前の代書人(「中国」大正元・二・二一九)

広島警察署前の代書業、網谷嘉七郎は、大正元(一九一二年)二月一九日、「百般代書依托に応ず 其他実用新案専売特許登録商標及測量に関する図書等丁寧に取扱申候 特に電動機(工業場)設置願書悉皆金式円具にて依托に応ず」という、広告を出した。

九 おわりに

第二次世界大戦前の広島弁護士会と会員の活動に関する資料は、原爆により資料が焼失したため、新聞・雑誌などの記事を収集して、「広島弁護士会沿革誌」明治編を編集した。そのため、弁護士会規則などの基本的資料には欠けるが、それでも、歴代の会長・副会長は総て判明したし、広島控訴院廃合問題への対応、訴訟紹介人(三百代言)問題への対応、裁判所から要請があった訴訟遅延対策への対応、刑事被告人との接見困難に対する対応、司法大臣

からの刑法・刑事訴訟法改正案などに対する諮問への答申、広島控訴院管内弁護士大会の議題と討論など、弁護士会の活動はかなり収録できた。そして、会員の異動、会員に対する懲戒は、官報と新聞により大部分は把握できた。

これは、明治期の『芸備日日新聞』(以下「芸日」と省略)と、その対抗紙である『中国』(後の中国新聞、以下「中国」と表記)が、広島弁護士会や会員の活動、ならびに判検事の異動や言動など、法曹界の動向に関心を持ち、報道していたからである。そして、明治一六(一八八三)年七月から『官報』、明治三〇(一八九七)年七月からは『日本弁護士協会録事』、明治三三(一九〇〇)年九月からは『法律新聞』が発行されるようになり、明治四〇(一九〇七)年一月から発行された広島控訴院管内弁護士協会の機関紙『中国法律新報』(現存するのは、明治四〇年一月～明治四三年五月)が、奇跡的に残存していたことによる。

ところで、本稿の編集に当たっての一番の困難は、「会員の政治活動」であった。広島県・広島市における、政党や議員らの政治活動を歴史的に叙述した研究書が無いのである。そして、『広島県議会史』(以下「県議会史」と省略)、『広島県史』(以下、「県史」と省略)、『広島市議会史』(以下、市議会史と省略)、『新修広島市史』(以下、「市史」と省略)などを参照しても、政党や議員達の政治活動については、断片的な記述しかない。結局、戦前の著作ではあるが、池田邦夫「地方憲政史話 広島県(三三～三四)」(『地方行政』第四〇巻第

八号(第一〇号、一九三二年)が、広島の国政、県政における政治活動を歴史的に紹介したものととして、一番役に立った。しかし、広島市会議員達の活動は、「地方憲政史話」には描かれていない。そこで、「市議会史」にある最初の選挙(明治三二年六月)と明治期最後の選挙(明治四三年六月)の記述を参考にした外は、「芸日」、「中国」の報道によって、市政における議員達の政治活動を編集した。

(注) 広島県議会事務局編『広島県議会史』第四卷(広島県議会・一九六〇年)中の「第五章 県会と政党」は、池田邦夫「地方憲政史話 広島県(三三―三四)」(『地方行政』第四〇巻第八号(第一〇号、一九三二年))を参照して記述している。しかし、「芸日」、「中国」の記事は殆ど参照していない。

なお、現在の「県議会史」、「県史」、「市議会史」、「市史」の明治期の項は、発生した事実やそれに関するデータは記述されているが、それらの中で、どのような人物が、どのような活動をしたかについては、描写が少なく、読んで隔靴搔痒の感を免れない。また、「県史」には「年表」(八五二頁の大冊)があるが、少なくとも法曹界に関しては、「芸日」、「中国」からの収録事項は少ない上に、むらがあつたり誤りがある。そして、「市議会史」には「新聞資料編」があるが、収録した記事が選択・整理され過ぎ、かつ、一つの出来事に対して「芸日」と「中国」の双方の記事をすべて

収録していないので、党派間の抗争の生々しさが消えている。これらの諸「史」の議員達の政治活動および衆議院議員の政治活動に関しては、もう一度「芸日」、「中国」の記事を完全に収集し直して、広島における政治史を編纂する必要がある。

ところで、現在「芸日」は、呉市中央図書館で、明治一九(一八八六)年一月三〇日から昭和四一(一九三九)年二月三十一日までの発行分(呉市総務都市史編纂課提供の澤原哲郎氏寄託原本のコピー版)を閲覧・謄写出来るが、広島県立図書館には、明治二七(一八九四)年九月二六日から大正七(一九一八)年五月三十一日までの発行分(国立国会図書館所蔵原本のマイクロフィルム版、およびコピー版)しかない。しかし、「芸日」は、呉市が独占する物ではなく、広島県立図書館でも、広島県の歴史資料として、総て閲覧・謄写出来るようにすべきであろう。

そして、「芸日」、「中国」を電子的にデータベース化すれば、容易に求める資料を収集することが出来るのである。そうすれば、広島県立図書館と呉市中央図書館に違い、何年もかけて「芸日」、「中国」の全紙面に目を通して、資料を収集しようという手間暇も軽減されるであろう。

明治期の新聞・雑誌が研究資料として歴史的価値があることは、「明治新聞雑誌文庫」が東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政資料センターに存在していること、明治期の新聞・雑誌の記事を用いた著作が掲載されている『明治文化研究』(複製版

三冊、広文庫・一九七三年）、および『宮武外骨著作集』（全八巻、河出書房・一九八五年・一九九二年）を見ても明らかであろう。しかも、すでに読売新聞社は、「明治の読売新聞 CD-ROM」を始めとして、戦前の紙面をデータベース化して、一般に提供しているのである。

〔注〕 本稿のタイトルを「広島弁護士会史」としないのは、「会史」は、広島弁護士会自身が編纂し、広島弁護士会および会員の活動を歴史の中に位置づけ、その意義を問わねばならぬと思うからである。本稿「沿革誌」は、編者が個人的に資料を発掘し、それを編集することに重点を置いているのである（そのため、出典を明示するように努めた）。広島弁護士会が、何時の日か、現在は編纂の予定もない「広島弁護士会史」明治・大正・昭和（戦前）編を、この「沿革誌」を資料として用いて、完成することを期待する所以である。

なお、今後は、「沿革誌」明治編に続いて、大正・昭和（戦前）編の編を進め、更に、広島代官人組合・弁護士会に在籍した代官人・弁護士之列伝を編集したいと構想している。

〔補注1〕 明治一三年司法省甲第一号布達「代官人規則」に基づき、明治一三年七月九日制定された（同年八月一三日広島県令千田貞暁認許）、「広島裁判所本庁所管内代官人議会規則」および「広島裁判所本庁所管内代官人組合取締規則」が、当時の代官人山内吉郎兵衛の子孫から、平成一九年に広島県立図書館に寄贈されたことを、同館

職員数野文明氏から教えてもらい、デジタルカメラで撮影した。

〔補注2〕 「広島代官人組合沿革誌 附・広島始審裁判所の官許代書人」（『修道法学』第28巻第2号、二〇〇六年二月）において、「第一回中国状師会の議題は、記録が残っていない。」（二四五頁）と述べたが、広島高等裁判所が特別保存している、下記の書類綴りの中に存在することを見出した。

『親展書綴』（自明治十四年至同二十三年、作成者・浜田区裁判所保存番号・浜田区裁判所旧第一〇八号）中に「諮問案に対する答申書（松江軽罪裁判所の柱刻がある赤野紙（半紙二折・二三行）、凡例三丁・答申書四六丁）が、送付状（松江始審・軽罪裁判所の柱刻がある青野紙（小型半紙二折・二三行）、一丁）と共に綴じられている。

なお、この記録は、島根大学居石正和教授（日本法制史）に翻刻を依頼して完成し、すでにCDに収録している。

〔補注3〕 中国状師会の第四回議事録が、国立国会図書館の近代デジタルライブラリーに全文掲載されていることを、居石教授が見出した。題名は、『中国状師会第四回通常会議事録』（編輯兼発行人・横木徳太郎・明治二十四年九月発行）である。